FEDERATION CYNOLOGIQUE INTERNATIONALE (FCI) (AISBL)

Place Albert 1er, 13, B - 6530 Thuin (Belgique), tel: +32.71.59.12.38, fax: +32.71.59.22.29, internet: www.fci.be

オビディエンス・トライアル「クラス 1~3」用 FCI オビディエンス競技会規程 及び ガイドライン 2022

FCI インターナショナル・オビディエンス競技会(FCI-CACIOB 付与対象)及び FCI チャンピオンシップ競技会に於いて

「オビディエンス・クラス3」競技規程及びガイドラインが採用される



当規程の採用は 2021 年 4 月 27 日に開会された FCI 執行委員会会議にて承認された。 青色太字表記改訂箇所は 2020 年 9 月開会の FCI 執行委員会オンライン会議にて承認された。

2022年1月1日施行

目次

第1	章	オビディエンス試験及び競技会開催準備、出場、運営、審査規則	4
1.	た公	オビディエンス試験及び競技会の開催権限	4
2.	国内	オビディエンス試験規程及びガイドライン	4
3.	各才	ビディエンス・クラス出場条件	4
	3.1	健康状態	5
	3.2	アンチ・トーピング及び予防接種規則	5
	3.3	攻撃性を示す犬の取扱い	5
	3.4	発情犬及び妊娠犬	5
	3.5	断耳、断尾や美容目的の外貌整形	6
	3.6	避妊犬、去勢犬	6
	3.7	出場犬の健康状態確認	6
	3.8	その他規則	6
4.	オビ	ディエンス競技審査資格	6
5.	チー	フ・スチュワード	7
6.	競技	会運営	7
7.	指導	手義務及び犬用装備品	7
8.	犬の	態度/失格	8
9.	その	他規則	9
第 2	章	開催準備及び使用器具	9
10.	各意	競技課目実施順序の決定権	9
11.	最力	大出場者人数及び一日当たりの審査時間上限設定	9
12.	才也	ビディエンス・リングのサイズ設定及び実施競技課目総数	10
13.	使月	月器具	10
第 3	章	設定クラスの各競技課目及び係点	13
第 4	章	設定評価段階及び、上級クラス・下級クラスへの出場条件	14
14.1	ΓĒ	平価点」及び「得点」	14
14.2	[7	下合格 及び「失格	15

14.3 上級	及び下級クラス出場条件	16
15. 「オ	゙゚゙ビディエンス・チャンピオン・タイトル」と	
ΓF	CI 国際オビディエンス・サティフィケット(FCI-CACIOB)」	17
15.1 「国]内オビディエンス・チャンピオン・タイトル」	17
15.2 F	CI 国際オビディエンス・サティフィケット(FCI-CACIOB)」	18
第5章 第	競技課目実施及び審査用一般規程並びにガイドライン	18
16. 各競	技課目実施及び審査用一般ガイドライン	18
16.1	各競技課目実施要領	18
16.2	各競技課目の評価及び採点方法	25
第6章 名	各競技課目実施及び審査用一般規程並びにガイドライン	36
FCI	オビディエンス・クラス 1 (FCI Obedience Class 1)	36
FCI	オビディエンス・クラス 2 (FCI Obedience Class 2)	49
FCI	オビディエンス・クラス 3 (FCI Obedience Class 3)	70
第7章 亻	寸録	
付録 1.1	障害 (ハードル)	100
付録 1.2	障害枠(ジャンプ)	101
付録 2	「FCI オビディエンス・クラス 3、第八競技課目」用	
	各種木片配置パターン例	102
付録 3	「FCI オビディエンス・クラス 3、第四競技課目	
	「行進中の 2 姿勢及び招呼」用各種設定コース例及び、	
	スチュワード用指示ガイドライン補足	103
付録 4	コーン配置パターン例 (コーン群回り作業実施競技課目共通)	104
付録 5	指定範囲「スクエア」(ボックス)設定用補足情報	105

序文

オビディエンス (OB) は犬に対し如何に協力的且つ、制御可能な行動を行うべきかを習得させる訓練である。訓練実施に当たり、指導手と犬の良い調和と、例え指導手と犬の距離が空いた作業実行中に於いても常に犬の服従意欲を構築する事に重点が置かれるべきである。指導手と犬の良い総合的関係性が見られる必要がある。

当規程及びガイドラインはオビディエンス・ドッグ・スポーツ促進及び国内規模 を超える競技会開催を支援する目的として作成された。

当規程やガイドライン採用が FCI 加盟国内統括傘団体によって決断された場合、全国内オビディエンス・トライアルに適用される。

FCI-CACIOB 付与対象国際オビディエンス・トライアル、FCI ワールド・ウィナー・チャンピオンシップ競技大会等の FCI チャンピオンシップ開催に当たり、当規程が定める「オビディエンス・クラス 3 競技規程 | 採用が 2022 年 1 月 1 日より必須とする。

競技内容設定が若干異なるオビディエンス・トライアル成績は、当規程条件を満たす限り、 容認されるべきである。

第1章 オビディエンス試験及び競技会開催準備、出場、運営、審査規則 1. 公式オビディエンス試験及び競技会の開催権限

各 FCI 加盟国内統括傘団体は自国内に於ける公認オビディエンス試験及び競技会開催を容認する傘下クラブや団体の決定権を有する。

2. 国内オビディエンス試験規程及びガイドライン

FCI 加盟国内統括傘団体間の競技会相互参加促進の為、各 FCI 加盟国内統括傘団体はホーム・ページ上に国内規程、国内特有出場条件、入国や国内試験出場に影響を及ぼしかねない詳細な国内法関連情報、出場費用及び出場料納付方法関連情報を公示すべきである。全出場者に対し競技会及び開催国が設定する固有出場条件に関する必要となる全情報が書面にて参加者に提供される事が推奨される。

3. 各オビディエンス・クラス出場条件

各オビディエンス・クラス出場条件は出場犬が属性を有する国の国内規程<u>並びに</u>競技会開催国規程に準ずる。国内規程によって出場可能なオビディエンス・クラス(クラス 1、2、

3) が定義される。出場条件は競技会開催国ホーム・ページにて公示されるべきである。

「オビディエンス・クラス 1」出場年齢は各国国内規程に明記されるべきである。競技会開催国又は出場犬の登録国が定める国内規程に定義されていない場合、出場犬最低年齢は生後最低 10 ヵ月とし、「クラス 3」出場最低年齢は 15 ヵ月であることが推奨される。

国内オビディエンス・クラス内容設定及び各クラス出場条件は各国独自に設定すべきである。尚、FCI-CACIOB 付与対象インターナショナル・オビディエンス・トライアル出場に当たり、指導手と犬それぞれが最低前階梯クラスにおいて「エクセレント評価」合格により(「FCI オビディエンス・クラス 2」又は合致する競技課目が設定されている規程クラス)、自国におけるクラス昇格権を獲得すべきである。

特定クラスに於ける初回「一席」(エクセレント評価)獲得後、同一クラスの出場許容総回数の設定は各国に委ねられる。*当情報は各国国内統括傘団体ホーム・ページにて公示される* べきである。

犬が特定クラスに一旦出場した後の下級クラス出場条件が国内オビディエンス規程に明記 されるべきである。*当情報は各国国内統括傘団体ホーム・ページにて公示されるべきである。*

3.1 健康状態

盲目犬、伝染病、感染性疾患、寄生虫、皮癬や他害虫保有犬や攻撃的な犬によるオビディエンス競技への出場は禁止されている。 外傷部位の縫合処置を受け未完治である犬、テーピングや包帯が施された犬の出場も禁止されている。

3.2 アンチ・ドーピング及び予防接種規則

出場犬の登録国<u>並び</u>競技会開催国の各国内予防接種規則及びアンチ・ドーピング規則は厳守される必要がある。各*国内該当規則はホーム・ページにて公示されるべきいである。*

3.3 攻撃性を示す犬の取扱い

攻撃性を有する犬の競技会会場への立ち入りは禁止されている。第三者や他犬に対する如何なる攻撃又は試み行為が確認された場合、審査員によって「失格」が言い渡される。失格言い渡しは該当犬の訓練手帳に記載され、登録ケネルクラブ及び競技会開催国ケネルクラブへの報告は義務とする。

3.4 発情犬及び妊娠犬

発情犬による競技会出場は競技会開催国国内規程に準じ認められる。関連情報は競技会開

催国ホーム・ページにて公示されるべきである。尚、発情犬は他出場犬による全競技が終了 した段階で出場しなければならない。他出場犬による全競技が終了するまで、発情犬による 競技会会場及び会場隣接範囲への立ち入りが禁止されている。

4週間以内の出産予定又は、競技会開催日より遡って産後8週間以内の牝犬による出場は禁止されている事が一般的な規則である。

国内規程には他時間的条件が設定される事が認められる。関連情報は公示されるべきであり、競技会開催国主催畜犬団体ホーム・ページにて公示されるべきである。

FCI-CACIOB 付与対象国際オビディエンス競技大会及び FCI ワールド・ウィーナー・チャンピオンシップ(FCI-WWC) の開催初日から 4 週間以内の出産予定犬、又は競技会開催初日日より遡って産後 12 週間以内の牝犬による出場は許可されない。

3.5 断耳、断尾、美容目的の外貌整形

断尾、断耳犬又は美容目的による外貌整形を受けている犬による競技会出場は、登録国<u>及び</u> 競技会開催国の国内該当法違反に該当しない限り、認められる。

犬の全外貌整形規制関連情報は容易に入手可能となる様、各国国内規程に明記される必要があり、国内統括傘団体公式ホーム・ページにて公示されるべきである。

3.6 避妊犬、去勢犬

避妊犬及び去勢犬による競技参加は認められる。

3.7 出場犬の健康状態確認

必要に応じ審査員はリング外にて全出場犬の健康状態を競技開始前に確認すべきである。 *国内規程による全頭確認の義務化も認められる。*

3.8 その他規則

オビディエンス競技会が展覧会と併催される場合、オビディエンス出場犬による展覧会出 陳義務が設定されるべきでない。

国内規則によって必要となる登録条件及びクラブ会員属性が定義されるべきである。

4. オビディエンス競技会審査資格

オビディエンス競技審査員は FCI オビディエンス審査を実施するに当たり、事前に十分な研修を受け、自国 FCI 加盟国内統括傘団体の資格を保有するべきである。

他国より招聘される審査員の資格保有状況や、必要となる言語能力は事前確認されるべき

である。通常、招聘を行う国内畜犬団体は招聘する審査員が属性を有する FCI 加盟国内統 括傘団体に対し問合せを行い、審査適正を確認する事とする。

先入観による不適任の可能性 *先入観に起因する審査不適任は国内規程が定義する。*

FCI-CACIOB 付与対象国際競技大会に於いては FCI 不適任規則と、他に明記されていない限り、行事開催国が定める審査適正規則が厳守される必要がある。

5. チーフ・スチュワード

競技会開催に当たり、チーフ・スチュワードを任命する必要がある。チーフ・スチュワードにはオビディエンス競技の実務的な実行に関わる責任を担う為、適切な有資格者でなければならない。適切な資格を保有するスチュワードが「オビディエンス・クラス 2」及び「クラス 3」進行を統括すべきである。更に「オビディエンス・クラス 1」に於いても適正資格保有者の採用が推奨される。国外出場者が競技会に出場する場合、各競技課目用指示を特定共通言語で行うことを競技開始前に決定する事が推奨される。「クラス 3」に於いてスチュワードは各競技課目作業進行に必要な指示を英語又は事前に決定された共通言語にて行わなければならない。

各競技課目審査担当が分配され、審査員 2 名以上が審査に当たる場合、起用審査員総数に 比例し同等数のスチュワードを採用する必要がある。1 競技リング当たり、スチュワード最 低1名を配置すべきである。

6. 競技会運営

全オビディエンス競技会は、当日審査担当する審査(長)及びチーフ・スチュワード監督下に置かれる。審査員1名以上が審査担当する競技会に於いて起用される全審査員の内、1名が審査員長兼審査チーム長に任命される。

当規程により解決不可能な事態が生じた場合、審査員又は審査員長によって統括される審査員チームが出来事の対処又は審査方法を決定する。

7. 指導手義務及び犬用装備品

競技会参加者としての指導手義務は競技会場入場より発生し、最終表彰式終了をもって消滅する。指導手は各種関連規則及び主催者指示に従う事が必須である。指導手は最良マナーにて、且つ適切な服装で競技会に参加する事が要求される。

指導手による規則違反や不適切行動が確認された場合、審査員は指導手に対し「失格」を言

い渡す権限を有する。審査員決断は絶対とし、指導手による審査員決断に対する如何なる非 難も認められない。

指導手はオビディエンス競技開始最低 30 分前までに受付を完了すべきである。尚、競技会 主催者による受付方法の代案として指導手が出場するクラスの審査開始 30 分前の受付を認 める事を事前公示していれば、この受付方法も認めるとする。

指導手による如何なる犬に対する罰する行為も禁止されている。

通常カラー(固定金具付きカラー又はスリップ・カラー)の使用のみ認められる。スパイク・カラーや電気ショック・カラーや口輪等の強制器具使用は禁止されている。これら器具の使用規制は競技会開催より終了まで適応される。

全クラスの合同作業課目作業中のカラー装着は必須とする。その他競技課目実行時に犬に カラーを装着するか否かは指導手判断に委ねられる。「ビギナー・クラス」や「オビディエ ンス・クラス 1」に出場する犬のカラー装着が推奨される。カラー以外にマダニ・クモ・サ ソリ・ダニや昆虫対策用首輪を追加装着することが認められる。

全オビディエンス・クラス競技中に於ける毛布、マント、ハーネス、雨具、靴、ストッキング、バンダナ、テープ等の犬への装着は禁止されている。

競技課目作業実行中や、課目間に於いて指導手は犬を終始左側面にて指導すべきである。

身体的理由が認められる場合、競技課目作業実行時や競技課目間に於いて犬を右側にて指導する事が認められる。尚、該当指導手又は所属チーム・リーダーは競技開催前に担当審査員と特例処置容認に付いて話し合う必要がある。決定内容は全審査員に共有される必要があると同時に特別待遇処置が審査にどの様な影響を及ぼすかは事前に了承される必要がある。適用される全特例処置は正当性を有する必要であると同時に他出場者や犬に対し妨害となってはならない。例えば、車椅子を用いる出場者が出場する場合、グループ競技課目実施時に該当指導手が指導する犬はグループの最後に作業を行う事により、指導手が他グループ出場犬の前方を通過しない様、事前阻止等の対策を講じる配慮が必要となる。

8. 犬の態度/失格

競技会開催期間中(競技前、競技中及び競技後)に咬みつく、咬みつこうとする、第三者や 他犬に対し攻撃を行う、又は攻撃を目論む犬は即時出場権を失い(失格)、それまでに作業 実施によって獲得した全得点が剥奪される。二日間開催競技会に於いて、大会初日に言い渡 される「失格」は2日目も継続有効と見なされる為、該当犬は2日目も出場不可能とする。 失格要因は該当犬の訓練手帳に記載され、登録ケネルクラブ及び競技会開催国の FCI 加盟 国内統括ケネルクラブに報告される必要がある。

上記対処以外に国内規則も併せて順守されなければならない。

9. その他規則

競技用リング内練習

試験又は競技当日のリング内練習は原則的に禁止されている。決定権を有する役員(審査員長)による無許可での指導手単独又は、犬同伴によるリング内立ち入りは禁止されている。 競技前又は競技休息時間帯中に意図的にリング内で練習した場合、失格が言い渡される。

グループ合同作業

「クラス 1」並びに「クラス 2」の各グループ作業(第 1 競技課目)の最低グループ構成頭数は 3 頭、最大頭数は 6 頭とする。例外的に 7 頭構成のグループ設定が認められる。「クラス 3」グループ作業(「第 1 競技課目(3.1)」及び「第 2 競技課目(3.2)」)のグループ構成最低頭数は 3 頭、最大頭数は 4 頭とするが、クラス出場総数が 5 頭である場合、全頭によるグループ作業が例外的に認められる。選考会、チャンピオンシップ競技会や国際競技大会(FCI-CACIOB 付与対象)等、出場者総数が多い、格付けが高い競技会においてはグループ作業担当審査員、審査員長とスチュワードが協議した上で、5 頭構成グループ制の採用を決定する事を可能とする。

第2章 開催実行及び使用器具

競技課目実施順序、出場者総数、リング規模及び使用器具

10. 競技課目実施順序の決定権

主催者との協議後、審査員(審査員長、各審査員、審査員チーム長)は競技会に於いて競技 課目実施順序と競技課目組み合わせを決定する権限を有する。一旦決定された実行順序は 全出場者を対象に同一適応されるべきである。

11. 最大出場者総数及び一日当たりの審査時間上限設定

一日当たり、審査員 1 名当たりの審査時間が最大約 6 時間以内となる様、競技会タイムスケジュールが組まれるべきである。

競技会が開催される競技会開催国の国内ガイドラインは厳守されるべきである。

競技会進行方法、スチュワード及び審査員数並びに出場犬種によって特定頭数の審査所要 時間が変動する事が明記されるべきである。

審査所要予測時間

「FCI オビディエンス・クラス 1」の審査

審査員1名当たり、一日に最大約30頭迄審査担当することが推奨される。6頭当たりの審査参考所要時間の目安は約1時間である。

「FCI オビディエンス・クラス 2」並びに「FCI オビディエンス・クラス 3」の審査

各クラス共に、審査員1名は一日当たり、25頭以上審査しないことが推奨される。

「オビディエンス・クラス 2」における出場犬 4 頭の審査参考所要時間は約 1 時間となる。「オビディエンス・クラス 3」における出場犬 7 頭の審査参考所要時間は約 2 時間とする。 審査員が 1 名以上起用される場合、各審査員は審査担当する競技課目の全頭審査を行う。 この場合、前記審査上限頭数を越えても構わない。

12. オビディエンス・リングのサイズ設定及び実施競技課目総数

インドア開催競技会の「クラス 2」及び「クラス 3」競技用オビディエンス・リング推奨面積は最低 20 メートル×30 メートルとする。アウトドア開催の場合、推奨リング・サイズは最低 25 メートル×40 メートルである事が好ましい。「クラス 1」競技用リング・サイズは前記各規模より多少狭く設定されても良い。尚、全競技課目が 2 つ以上のリングに分けて実施され、実施に当たり然程サイズを必要としない競技課目を集約した形で審査が実行される場合、各リングイズは前記サイズより狭くても構わない。各リングは明白に印される必要がある。リングが十分な規模を有するか否かの判断は担当審査員に委ねられる。

各競技課目解説文に記されている全単位は大よその値とする。

13. 使用器具

競技会場に於ける下記使用器具の当規程、ガイドラインや他関連規程に則った準備は主催 者義務とする。

使用される各種障害の紹介

板状障害(通常障害)

●「幅」約1メートル、「高さ」約10センチから60センチ調整が、最大10センチ刻みで可能な、板状障害。

障害の左右側面部品の高さと接地接触部品全長は共に約 1 メートルとする。障害の安全性が保障されている必要がある。尚、使用障害はアジリティー競技で使用される障害とは異なり、障害の左右側面方面に向かって障害から突き出している安定向上用部品(サイド・ウィング)が取り付けられていない物が使用されなければならない。全オビディエンス・クラス(1、2、3)における板状障害の使用が必須となる。

飛越枠障害(オープン・ハードル)

●「幅」約1メートル、約10センチから60センチの高さ調整が、最大10センチ刻みで可能な、対面側が完全に目視可能な形状を有する障害。

障害枠(オープン・ハードル、ジャンプ)の左右側面部品の高さは約1メートルとし、T-字構造を有する各左右側面部品と、接地接触部品全長は約1メートルとする。飛越設定位置には「厚み」約3~5センチの「飛越バー」(円形状も可)と、飛越枠全体強度強化用に左右支柱 T-字構造部品を接続する接地接触部品一個から構成される飛越枠が必要となる。犬の飛越実行方向と関係無く接触が生じた場合、飛越バーが落下可能となる様、飛越バーを支える部品が本体枠左右に取付けられる必要がある。風による自然落下防止の為、飛越バーが設定される部品面は微かな湾曲形状を有するべきである。飛越枠には左右側面に安定強化用ウィングが設定されてはならない。「オビディエンス・クラス2」及び「オビディエンス・クラス3」会場設定に当たり、上記「板状障害」と共に「障害枠」が準備される必要がある。各障害図及び詳細説明については「第7章、付録1」を参照。

使用可能な持来物品

木製ダンベル (小・中・大型)

「オビディエンス・クラス 3」用には同一寸法のダンベルを 3 セット準備する必要がある。「オビディエンス・クラス 2」用には同一寸法のダンベルを 2 セット準備する必要がある。「オビディエンス・クラス 1」用には同一寸法のダンベルを 1 セット準備する必要がある。尚、指導手自ら持参する木製ダンベルの使用が認められる(完全木製に限る)。持参されるダンベルが適正条件を満たすかは審査員が確認すべきである。

小型、中型及び大型犬種等、各種犬種に対応可能となる様、各セットは互いに大きさと重さが相違すべきである。最も大きいダンベルの自重は約 450 グラムを超えるべきではない。 尚、指導手には好みの大きさのダンベルを選定、使用する権利がある。

選別作業用木片

- 木片外寸法は約 2×2×10 センチとし、「FCI オビディエンス・クラス 2」及び「クラス 3 | 用には下記本数が準備されなければならない。
 - ●「オビディエンス・クラス 2」に於いては出場総頭数の 6 倍の数
 - ●「オビディエンス・クラス 3」に於いては出場総頭数の 8 倍の数

その他使用器具

「コーン」と「マーカー」

●「高さ」約 40~50cm のコーン数本 (3~6 本) 又はバレル (樽) 1 個

「FCI オビディエンス・クラス 1、第八競技課目(1.8)」、「クラス 2、第九競技課目(2.9)」及び「クラス 3、第八競技課目(3.8)」各競技課目用に高さ約 40~50cm のコーン数本 (3~6本)又は前記コーンと同等の高さ、直径 70~80 センチの「バレル(樽)」一個が準備される必要がある。コーン群又はバレル配置範囲は 0.4~0.5 平方メートル以下であってはならない。コーン配置面積の外寸法は「奥行き」70~80 センチ×「幅」70~80 センチとする。チャンピオンシップ級競技大会においては常にコーンが使用される必要がある。

解説は当規程「第7章、付録4」を参照。

競技課目作業開始や終了地点、屈折地点、停止地点等を必要に応じマーキングを施せる為に 適切な数のマーカー、小型コーンや半球体マーカーが用意される必要がある。

マーカーやコーンは用途に合った適切な物が使用されるべきである。犬用、指導手用、審査員と/又はスチュワード用に使用されるかによって大きさ、見易さや色等、用途に応じて選定されるべきである。例えば、スクエア(ボックス)四隅に配置されるコーンの高さは約15センチとし、容易に目視可能でなければならない。指導手が犬に対し声符を掛けるべき地点や特定距離を示す役割を担うコーン、半球体、テープやチューブは犬にとって可能な限り目視不可能な物が用いられるべきである。

その他事前準備されるべき器具

- 審査員によって評価点が表示される「評価点表示板」
- 遠隔操作作業で実行されるべき各姿勢を表示する単語表記パネルや図、又は電子表示板
- スクエアや円の作業開始や終了地点を印す為のチョーク、カラースプレー (無害)、各種 テープや同使用用途品

第3章 設定クラスの各競技課目と係点

「FCI オビディエンス・クラス 1」出場に当たり、国内オビディエンス規程に設定が推奨される「ノービス/ビギナー・クラス」の事前受験、合格が推奨される。

クラス 1	設定競技課目名		係点	配点
第一競技課目	1分間のグループ停座(指導手は視野内)		3	30
第二競技課目	紐無し脚側行進		4	40
第三競技課目	行進中の1姿勢(立止・停座・伏臥)		3	30
第四競技課目	招呼		4	40
第五競技課目	指定範囲への送り出し及び伏臥		4	40
第六競技課目	遠隔操作による4姿勢変更(停座/伏臥)		4	40
第七競技課目	障害飛越を伴うダンベル持来		4	40
第八競技課目	コーン群又はバレル回り作業を含む単独往復走行		4	40
第九競技課目	作業総合印象		2	20
	係点及び配点合計	Σ	32	320
クラス 2	設定競技課目名		係点	配点
第一競技課目	2分間のグループ伏臥(指導手は犬の視野外待機)		3	30
第二競技課目	紐無し脚側行進		4	40
第三競技課目	行進中の2姿勢(立止・停座・伏臥)		3	30
第四競技課目	立止を伴う招呼		3	30
第五競技課目	指定範囲への送り出しと伏臥及び招呼		4	40
第六競技課目	遠隔操作による方向変換を伴うダンベル持来		3	30
第七競技課目	木製物品6個からの選別作業		3	30
第八競技課目	遠隔操作による6姿勢変更		4	40
第九競技課目	コーン群又はバレル回り作業を伴う単独往復走行、			
	静止及び障害飛越		3	30
第十競技課目	作業総合印象		2	20
	係点及び配点合計	Σ	32	320

FCI オビディエンス・クラス3

FCI-CACIOB 及びリザーブ FCI-CACIOB 付与対象インターナショナル・オビディエンス競技会や、FCI 世界選手権大会と FCI セクション・ウィナー競技大会に於いての「FCI オビディエンス・クラス 3」規程及びガイドライン採用を必須とする。

当規程は2022年1月1日より施行される。

クラス 3	設定競技課目	係点	配点
第一競技課目	2 分間のグループ停座(指導手は犬の視野外待機)	2	20
第二競技課目	1 分間のグループ伏臥及び招呼	2	20
第三競技課目	紐無し脚側行進	4	40
第四競技課目	行進中の2姿勢(立止・停座・伏臥)及び招呼	3	30
第五競技課目	2 姿勢(立止・停座・伏臥)を伴う招呼	3	30
第六競技課目	方向変換を伴う指定範囲への送り出しと伏臥及び招呼	4	40
第七競技課目	遠隔操作による方向変換を伴うダンベル持来	3	30
第八競技課目	コーン群又はバレル回り作業と指定姿勢実行(立止・停座		
	・伏臥)並びに方向変換と障害飛越を伴うダンベル持来	4	40
第九競技課目	木製物品 6~8 個からの選別作業	3	30
第十競技課目	遠隔操作による6姿勢変更	4	40
	係点及び配点合計 Σ	32	320

第4章 設定評価段階並びに上級クラス・下級クラス出場条件

14.1 「評価点」及び「得点」

オビディエンス競技課目の審査及び評価方法

審査員は各競技課目審査終了時に「評価点」(グレード/マーク)を示す。各競技課目には「係点」が設定、割り当てられている。「係点」は「2」から「4」の範囲内で設定されている。尚、各競技課目に割り振られている係点数は「第3章」を参照。「評得点」×「係点」によって「競技課目作業得点」が算出される。各競技課目で獲得された得点合計によって総合評価が付与される。総合評価で付与される評価段階は、「Excellent(エクセレント)」、「Very good(ベリー・グット」」及び「Good(グッド)」とする。各総合評価段階に必要

となる合計獲得点数は下記一覧の通りとする。

競技課目作業内容に応じ提示される「評価点」は下記の通りとする。

0-5-5.5-6-6.5-7-7.5-8-8.5-9-9.5-10

獲得合計得点と総合評価比例一覧

総合評価		最大 320 点	必要獲得得点範囲
エクセレント (Excellent)	第 1 席	80 %	256 ~ 320 点
ベリー・グット (Very good)	第 2 席	70 %	224 ~ 256 点未満
グッド (Good)	第3席	60 %	192 ~ 224 点未満

14.2 「不合格」及び「失格」

特定競技課目の「フェイリング(不合格)」とは、当該競技課目の評価点が「0点」である事に起因する。この場合、犬は残る各未実施競技課目作業を継続して行う事が認められる。 試験や競技会の「フェイリング(不合格)」とは、獲得総合得点が192点未満である事に起因する。この場合、総合評価は「ファイリュア(不合格)」とする。

「失格」が言い渡された場合、全作業終了を意味し、それまで獲得された全得点数は無効と 見なされる。この場合、犬は残る各未実施競技課目作業を行う事は一切認められない。

「イエロー・カード | 及び「レッド・カード | の提示について

「クラス 3|に於いて「イエロー・カード」と「レッド・カード」が使用される。

「イエロー・カード」は警告を意味する。審査員は指導手又は出場犬の行動に対し警告を発する権限を有する。

審査員による「イエロー・カード」提示により、**総合獲得点数より「10 点減点」される**。 審査員による二**度目の「イエロー・カード」提示は「失格」を引き起こす。**

「レッド・カード」は即時「失格」を意味する。犬は残る未実施競技課目作業を行う事は一 切認められない。

複数審査員が起用される競技会に於ける「レッド」及び「イエロー・カード」使用

- 1) 複数リングに於いて審査員2名以上が審査中である場合
- 審査員 2 名が互いに独立した審査を行った場合(リングが二つ存在し、互いに違った競技課目を審査中)、(初回)「レッド・カード」提示が「失格」を引き起こす。

- 審査員1名が「イエロー・カード」を、例えば第一リングで提示した場合、他審査員(第二、第三審査員等)にはその事実が伝えられるべきではない。各審査員は独自に審査を実施すべきである。イエロー・カード提示は記録され、他審査員が新たにイエロー・カードを同一対象者に対し提示した場合、既に同カードが提示されている事がその審査員に伝えられ、失格を言い渡す必要性がある事が伝達される。無論、同一審査員によるイエロー・カード2回提示も「失格」を引き起こす。
- 2) 同一リング内にて2名又はそれ以上の審査員が審査中である場合
- 審査中、審査員1名がイエロー・カードによって警告又はレッド・カード提示で失格を 言い渡しする予定である場合、他審査員に対し原因を伝え、カード提示の是非に付いて は共同決断が下される。審査員長(審査員クループ長)がリングに居合わせる場合、警 告や失格を言い渡す事が望ましい。

14.3 上級・下級クラスの出場条件

当規程とガイドラインが採用される如何なる国に於いても、何れの設定クラス出場により「エクセレント評価(第1席)|獲得後に犬による上級クラスへの出場が認められる。

エクセレント評価最低 1 回獲得する事無く、前記最高設定評価以下の各評価獲得による上級クラスへの出場は認められない。

同一国においてエクセレント評価獲得回数が3回に及ぶまで同一クラス出場が認められる。 出場クラスでのエクセレント評価3回獲得後、上級クラス出場が必須となる迄同一クラス への更なる出場回数又は出場期間を独自設定する事は国内規程次第とする。

上級クラス出場条件に関する例外

同一クラス任意残留出場条件、又は下級クラス出場条件設定は各国国内決断に委ねられる。 この解釈の自由は、例えば8歳又は10歳以上のベテラン犬を対象とした特例処置設定に関 わりうるからである。明白に定義されない限り、これら特例規則は席次が付けられる競技会 やチーム対抗チャンピオンシップ競技大会で採用されない事が推奨される。

上級クラスへの出場、同一クラス残留、下級クラス出場条件に関する情報は国内オビディエンス規程にて定義される必要があり、FCI 加盟国内統括傘団体ホーム・ページにて公示されるべきである。

国内規程に記載がない限り、犬がエクセレント評価を 3 回獲得した段階で上級クラスに出

場するとし、下級クラス出場を認めない事とする。

席次決定方法

出場犬 2 頭以上が同点成績となり、席次を決定する必要性が生じる場合、下記各競技課目 作業獲得点数の合算により決定されるべきである。

「クラス 1」 ⇒ 「紐無し脚側行進 1.2 | + 「招呼 1.4 | + 「送り出し 1.5 | + 「総合印象 1.9 |

「クラス 2 | ⇒ 「紐無し脚側行進 2.2 | + 「招呼 2.4 | + 「送り出し 2.5 | + 「総合印象 2.10 |

「クラス 3」⇒「紐無し脚側行進 3.2」+「招呼 3.4」+「送り出し 3.6」

「オビディエンス・クラス 3」において 2 頭以上の犬が同点成績を収めた場合、前記 3 競技課目作業が再度実施され、順位が決定されるべきである。

「オビディエンス・クラス 1」及び「クラス 2」に於いて上記競技課目獲得点数合計が同一である場合、競技課目「総合印象」獲得点数が高い成績により席次が決定される。前記方法により席次が確定しない場合、上記 3 競技課目作業が再度実施される。尚、再実施によって獲得された新たな成績は競技会正式結果としては記録されず、訓練手帳にも記載されない。

リボンとアワード

オビディエンス競技の伝統的なリボンやロゼット色は「黒」、「赤」、「黄色」である。 同一クラスに於けるエクセレント評価3回獲得によりメダル、エンブレム、トロフィー、資格証等記念品が付与される事が推奨される。

15. 「オビディエンス・チャンピオン」及び、

「FCI インターナショナル・オビディエンス・サティフィケット (FCI-CACIOB)」

15.1 「国内オビディエンス・チャンピオン・タイトル |

最高設定競技階梯「オビディエンス・クラス 3」において犬がエクセレント評価を 3 回獲得した時点で「国内オビディエンス・チャンピオン・タイトル」が付与される事が推奨される。 尚、タイトル付与に当たり、獲得された各エクセレント総合評価は、互いに独立した審査を 行った審査員最低 2 名によって付与されている必要がある。

自国国内チャンピオンタイトル保持犬が他国オビディエンス・チャンピオン・タイトル獲得に当たり、他国に於いてエクセレント評価を一回獲得する事により他国チャンピオンタイトル獲得が可能となる様、推奨される。

15.2 インターナショナル・オビディエンス・サーティフィケット (FCI-CACIOB)

「エクセレント評価/一席」を獲得したウィナー犬(牡の場合、両睾丸を有する犬に限る)には「FCI-CACIOB」が付与され、二席犬(類似条件適応)の成績もエクセレント評価である場合に限り「リザーブ FCI-CACIOB」が付与される。これらアワードは FCI によって承認される必要があり、更に当該犬は FCI 会員または契約パートナーの繁殖登録管理簿(又は繁殖登録管理簿付録)に登録されていなければならない。

「FCI-CACIOB」及び「リザーブ FCI-CACIOB」が付与された犬には賞品又はロゼットが付与される。賞品又はロゼットについては「オビディエンス色(黒 - 赤 - 黄)」の採用が推奨され、「FCI-CACIOB(白)」及び「リザーブ FCI-CACIOB(オレンジ)」を示す色が含まれていることが望ましい(例えば、ロゼットの基調色及びストライプは白(オレンジ)とし、より小さいロゼット上部色は黒 - 赤 - 黄色であるべきである)。更に賞品やロゼットには「FCI-CACIOB」及び「リザーブ FCI-CACIOB」と表示されているべきである。

第5章 競技課目実施及び審査用 一般規程並びにガイドライン

各競技課目実施及び審査に用いられる規則及びガイドラインは下記内容より構成される。

- ア) 実施と審査に当たり、全クラス競技課目に共通して適応される「一般規程」部分
- イ) 各競技課目会場設定、実施要領、及び審査方法を解説する規程部分

各競技課目関連規則に定義されていない限り、一般規程及び審査基準が全競技課目実施及 び審査に適応される。

当規程やガイドラインによって対処不可能な事案に付いては担当審査員に最終判断及び決断権がある。審査員判断は絶対とし、競技会参加者による異議申し立ては認められない。

16. 各競技課目実施及び審査用一般ガイドライン

各試験課目解説文に別途明記されていない限り、当一般ガイドラインが有効となる。

16.1 各競技課目実施要領

- 1. リング入場許可を得るに当たり、審査員によるハンドリングや触診を含む、全頭チェックを受ける規則を国内規程に設定する事を可能とする。
- 2. 審査員は各競技課目実施順序を決定する権限を有する。尚、決定された実施順序は全出 場者を対象に共通して適応される必要がある。

指導手は特定競技課目又は複数競技課目をスキップする(実行しない)事が認められる。

尚、指導手は実施しない競技課目名を競技開始前又は遅くとも競技課目作業開始基本姿勢に移る前迄にスチュワードと担当審査員に伝えるべきである。グループ作業をスキップするに当たり、グループ構成決定に影響を及ぼさない適切なタイミングでの通知する配慮が求められる。

国によってはグループ作業実施を国内規程上義務化する事が認められる。尚、この場合 国内規程に別途明記される必要がある。

- 3. 各競技課目作業は基本姿勢より展開され、基本姿勢にて終了する。基本姿勢とは「犬に よる指導手左側面における脚側停座実施」と定義される。
- 4. 「脚側行進作業」以外、指導手は各競技課目実施中、常時「常歩」にて行進すべきである。クラスに応じ、競技課目「脚側行進作業」には速歩及び緩歩歩行を含む歩度変更が設定される事が認められる。席順が決定される競技会においても「オビディエンス・クラス 3、第 4 競技課目(3.4)」で速歩作業実施を求める事を可能とする。
- 5. スチュワードが犬を伴う指導手を作業開始地点に誘導し、犬が基本姿勢に移り、スチュワードによる作業開始指示「競技課目作業開始」(「Exercise starts」又は「Exercise begins」)」指示を与える事で各競技課目作業が開始される。合同作業に於いては各指導手が横隊にて静止し、全犬が停座姿勢に移行した後、スチュワードが作業開始を促す言葉(「Exercise starts」又は「Exercise begins」)」を発する事により作業が開始される。
- 6. 作業開始地点において指導手は犬に基本姿勢実行を命じるべきであり、その直後競技課目作業開始準備を整え終える必要がある。「クラス 1」と「クラス 2~3」を比較した場合、前者に於ける作業開始地点において指導手が犬に基本姿勢を取らせる迄の作業開始準備に要する時間的許容範囲は後者より幾分長めに設定される事が認められる。尚、「オビディエンス・クラス 2」及び「クラス 3」に於いて指導手は作業開始地点到達直後即座に犬に基本姿勢を取らせ、迅速に作業開始準備を整える必要がある。
- 7. スチュワードによる「競技課目作業終了(Exercise ended)」又は「ありがとうございます(Thank you)」発声により各競技課目作業は正式に終了する。
- 8. 各競技課目実施要領に明白に別途明記されない限り、仮に明白に順序だてた明記が無く とも、スチュワードは原則的に各競技課目の全作業段階に於いて指導手に対し犬に指 示を与える許可を与える。

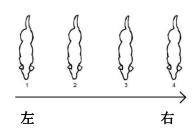
- 9. 追加・重複指示を使用するか否か、使用するタイミングは指導手判断に委ねられる。
- 10. 当規程に於いて紹介されているスチュワード指示は例に過ぎない。使用される指示が指導手と審査員にとって明白に理解可能であることが最も重要視される。即ち、使用指示が容易に理解可能であり、十分な発声音量が要求されるが、過剰な大音量における発声は推奨されない。
- 11. 作業開始地点に於ける、作業開始前又は作業中、指導手による犬に対し特定地点や方 角を指示する行為は禁止されている(規程上、進行中の競技作業に関連した使用が認め られる指示を除く)。前記行為実行は該当競技課目全体の「不合格」を引き起こす。

首輪(カラー)の装着及びリード使用に付いて

- 12. 「オビディエンス・クラス 1」に於いて指導手は犬を紐付き状態でリング入場する事が 認められる。指導手は作業中終始リードを犬の視野外にて保つか、リング外又はスチュ ワード用テーブルに置く必要がある。全作業終了後、リングを離れる際、指導手は必要 に応じ犬に再度リードを装着することが認められる。グループ作業中のカラー装着は 必須とする。競技課目実行時のカラー装着が推奨される。ダニや他害虫対策用カラーの 追加装着は認められる。
- 13. 「オビディエンス・クラス 2」及び「クラス 3」全競技課目作業実行中、指導手はリードをリング外又はスチュワードテーブルに置く必要がある。クループ作業中のカラー装着は義務とする。その他競技課目作業実行に当たりカラー装着の判断は指導手に委ねられる。ダニや他害虫対策用カラーの追加装着は認められる。
- 14. 競技課目間に於いて犬は終始指導手左側に位置すべきである。この場合、脚側行進位置を維持する必要はないが、指導手側面にて制御可能な状態にあるべきである。次競技課目作業開始地点へ移動中、又は何らかの理由によって課目作業開始が遅れる場合、指導手は犬に対し一旦伏臥を命じる事が認められるが、その後作業再開時に犬を伏臥姿勢(又は実行中の他姿勢)より招呼した上で作業を直接開始してはならない。指導手は犬の元へと歩み寄り、犬と共に次なる競技課目作業開始地点へ移動すべきである。
- 15. 競技課目作業実施時、指導手は常に普通の歩き方を心がけ、最短距離にて各地点へ向か うべきである。手足による趣旨が明白でない動作又は解釈不可能な行動、過剰な表現、 各種合図や体符と不自然な動きの実行は評価点の減点を引き起こす。方向変換と反転

ターンは 90 度と 180 度で、それぞれ実施されなければならない。反転ターン実行後、 指導手は向変換地点へ向かった道のりを沿う形で戻るべきである。

- 16. 指導手が犬の脇を通過する競技課目作業中、通過時の犬との間隔を約 50 センチ空けるべきである。該当競技課目実施要領にて明記されていない限り、指導手は犬の左右任意の側面を通過する事が認められる。
- 17. 「左」又は「右方向」とは(例、競技課目「方向変換を伴う持来」)指導手視点から見た 方角と定義される。即ち、指導手は作業開始地点にて自らの「右側」や「左側」を見な がら犬に対し方角を指示することになる。



尚、グループ作業に於いては並んでいる犬と対面状態で「左(1)」から「右(4)」と順番が付けられる。

- 18. 競技課目作業中、指導手は犬を撫でたり、触れたり又は如何なる作業意欲を向上させる行為を実行してはならない。この様な行為が確認された場合、該当競技課目全体が「不合格」と見なされる。一競技課目作業終了後、犬を軽く褒める言葉(例、「良く出来た、良く出来た」等)を掛ける事や、数回軽く撫でる行為実行は認められる。
- 19. リング内に於けるご褒美(フード等)やボール等玩具使用は一切禁止されている。 指導手によるご褒美携帯又は使用が発覚した場合、「失格」が言い渡される。
- 20. 方向変換作業を伴う競技課目実施に当たり、指導手は作業開始地点に於いて犬に対し 方角を示す、又は犬に触れる行為実行は禁止とする。前記行為は該当競技課目全体の 「不合格」を引き起こす。
 - 尚、作業開始地点に於ける作業開始直前の一度に渡る「ハンド・タッチ」は認められる。「ハンド・タッチ」は短い接触に限り、犬に方角を伝える印象を与えてはならない。 指導手から犬を接触するのでは無く、犬の方から口吻で指導手の「掌」を接触する行為でなければならない。
- 21. モチベーション向上を促す過剰な行動、熱烈な刺激、遊ぶ行為、指導手の両腕に飛び 乗る、指導手両足の間を八の字を描く等の行動が見られた場合、審査員は指導手に対 し警告を言い渡すと共に、

- ●「クラス 1」と「クラス 2」ではこれら行動は「作業総合印象」評価に反映させる。
- ●「クラス3」においては「イエロー・カード」が提示される。
- 全クラス共通して更なる同等行為実行によって「失格」が言い渡される。
- 22. 犬が作業実行を拒絶した場合や、作業課題を行うに当たり必要となる器量が明白に不 足する場合、審査員は該当競技課目作業を中止する権限を有する。このような場合、 該当課目評価は「不合格」と見なされる。

犬の機能障害、犬による咆哮及び鳴く行為

- 23. 犬の機能障害が見られた場合や、犬が作業中終始吠える又はクンクン鳴く事により作業に支障を来す場合、審査員は競技継続権を剥奪する権利がある。
- 24. 競技課目作業中の咆哮やクンクンと鳴く行為は付与される評価点に影響を及ぼす。
- 25. 競技課目作業中又は、競技課目間中に犬が吠えたり、クンクンと鳴いたりした場合、 審査員は「第一警告」を言い渡す権利があり、
 - ●「クラス1|と「クラス2|に於いて当該行動を「作業総合印象 | 評価に反映させる。
 - ●「クラス3」に於いては「イエロー・カード」を提示する。
 - 上記行動が継続的に確認された場合、審査員は犬の「失格」を言い渡す。
- 26. (特定クラスや競技課目で使用される)障害の高さは概ね犬のキ甲部位に於ける体高 より高く設定されるべきではない。よって、使用される障害設定高は犬の体高に応じ 調整される必要がある。「オビディエンス・クラス 1」及び「クラス 2」における障害 の最高設定高は50センチ、「オビディエンス・クラス 3」は60センチとする。

脚側行進

- 27. 「脚側行進作業」は全オビディエンス・クラスにおいて「紐無し状態」で実施される。
- 28. 紐無し状態にある犬は率先して指導手左脚側にて肩甲骨を指導手左膝に合わせ、終始進行方向に向かった状態で指導手と平行した一線上を行進すべきである。犬と指導手との行進中の間隔は一定に保たれるべきであるが、犬のサイズに応じる。脚側行進作業中、犬は指導手の進路を妨げる「被る行進」、指導手と接触を図る行進を実行してはならない。指導手も犬の行進を妨げる行為や、意図的に犬と接触する行進を実行してはならない。これら行為は重度ミスと見なされる。

出場クラスに応じ、脚側行進作業は3つの歩度において審査される(常歩・緩歩・速

歩)。クラスに応じ方向変換(右折や左折)、反転ターン、停止及びあらゆる全方向に向けた数歩実行が求められる。詳細に付いては各クラス脚側行進実施要領を参照。 指導手は通常の歩き方で行進すべきであり、競技課目規程が定める実行すべき歩度 (常歩・緩歩・速歩)を明白に区別して実行しなければならない。作業中、指導手は腕や足を自然体で動かすべきであり、手足を用いた体符使用による正しい脚側行進を補助すべきではない。

犬は自然体で行進すべきである。犬は指導手を見る事やアイコンタクトを維持する事が認めらえる。これら行為は寧ろ好ましいとされるが、実行により不自然な頭部や胴体保持、又は 90 度以下となる首と背線交差地点角度を引き起こしてはならい。犬種によって自然な首線並びに背線維持の定義は相違する為、審査時に考慮される必要がある。

- 29. 設定されている各脚側行進作業実行時、指導手は反転ターン(180 度)実行方向を自ら決定する権利がある。「ドイツ式反転ターン」実行も同様に認められている。即ち、 大は指導手後方右回りでターンを実行することが認められるが、指導手との距離を詰めた形で行う必要がある。反転ターン実行後、指導手はターン地点へ向かった直線上を概ね辿る形で戻るべきである。
- 30. 左右への方向変換は直角(90度)で実行されるべきである。指導手は頭部又は肩を回す等の体符や、手足で合図を出すことなく方向変換を実行すべきである。
- 31. 脚側行進作業開始や歩度変更時、他方向に向かって実施される数歩に及ぶ歩行作業、 静止位置から直接右折又は左折や反転ターンを実行するに当たり、「脚側行進を促す 一声符」の使用が認められる。
- 32. 指導手が静止すると同時に、犬は即座に指示無しで基本姿勢に移るべきである。
- 33. 「オビディエンス・クラス 2」及び「クラス 3」で実施される長距離後退作業開始は基本姿勢(静止)より展開され、新たな基本姿勢(停止)にて終了すべきである。

「オビディエンス・クラス 3、第四競技課目(姿勢変更作業)」も基本姿勢より展開され、基本姿勢にて終了すべきである。

審査用一般規程「脚側行進審査方法(63.)|及び各クラス脚側行進実施要領を参照。

声符と視符

- 34. 当規程内に於いて記されている声符は推奨声符であり、代わりに他短い、効果的な単語使用も声符として許容される。
- 35. 「脚側行進を促す声符」は全競技課目作業開始時に使用可能とし、指導手が単独で犬から離れる又は、静止位置にて犬から他方角へ方角を変える競技課目に於いて犬に対「姿勢維持を促す声符(待て)」を掛ける事が認められる。
- 36. 使用可能な指導手指示は「声符」に限定され、全競技課目で使用される必要があり、 聴覚的に明白に認識可能でなければならない。犬に対し掛けられる全声符は審査員に 取って明白に聞き取れる方法で発声される必要がある。尚、過剰な音量における発声 は好ましくなく、評価点の減点を引き起こす恐れがある。

幾つかの競技課目に於いて声符との視符兼用が認められるが、声符発声と同時に視符が使用される必要がある。視符使用が認められる場合、競技課目に明記されている。 視符使用に当たり、それらは短く、声符発声時間を超えてはならず、如何なる他ボディーランゲージ(体符)同時実行も認められない。

各招呼作業で犬の静止を促すに当たり、片手又は両手の使用が認められ、各遠隔操作作業においても同様とする。尚、犬の誘導時には片手のみ使用可能とする。

- 37. 「ボティー・ランゲージ(体符)」とは体を動かす(必然的に前進行動を伴う必要は無い)、胴体を捻る又は曲げる、頭部を回す、肩を竦める、足や手で合図を出す事を意味する。これら行動は程度と状況に応じ、評価点の減点を引き起こす。
- 38. 声符発声と同時に基本姿勢実行位置からの数歩に及ぶ歩行実行(競技規程上、指導手が静止すべき状況下において)は競技課目全体の「不合格」を引き起こす。
- 39. 犬が指導手側面にて基本姿勢実行中の視符使用は原則的に禁止されている。違反行為は状況や実施継続時間に応じ「2~4評価点」減点を引き起こし、大幅な評価点減点とする。他体符が兼用された場合、評価点の減点幅は常に更に増す。
- 40. 方角指示が設定されている又は軌道修正が必要となる各競技課目に於いて、犬との距離が空いている場合に限り、前記方角指示や軌道修正を促す声符と短い視符の同時使用が認められる。兼用が認められる競技課目又は特定競技課目部分とは「コーン回り作業」、「円や指定範囲への誘導作業」、「ダンベル選別と持来作業の実施地点への誘導」

の各場面とする。この場合、同時使用された視符は評価点の減点対象とされるべきで はなく、あくまでも各種追加・重複声符や軌道修正用誘導指示を減点対象とする。

招呼及び持来競技課目

- 41. 招呼作業が設定されている全競技課目作業の招呼実行時に限り、「招呼を促す声符」と 連動した形の犬名発声が認められる。この場合、声符と犬名は互いに独立した二つの 声符に聞こえない方法で、間隔を空けずに連続発声される必要がある。尚、声符を使 用せず犬名のみ発声する事も認められる。
- 42. 各招呼及び持来作業実行時、犬は直接的に脚側位置に移るか、又は一旦指導手対面に て正面停座に移った後、脚側位置に移る事が認められる。正面停座を実行する場合、 スチュワード許可を得た上で、指導手声符にて犬は迅速に指導手との間隔を詰めた形 で基本姿勢に移る必要がある。障害飛越作業に於いても同様とする。
- 43. 各招呼及び持来作業実行時、犬が直接脚側位置に移るか、一旦正面停座を実行後に脚側位置へ移動するか、どの実行方法が実行予定されているかは審査員に事前に知らされる必要がない。競技課目作業内容が的確な方法で実行された場合、実際に予定されていた実行方法とは関係なく、高評価(エクセレント)が付与される事も可能である。
- 44. 不意なリング外投擲、犬の到達困難箇所へのダンベル投擲や投擲飛距離が不足した場合、ダンベルの再投擲が必要となるが、「2評価点」減点を引き起こす。再投擲が失敗した場合、競技課目作業全体が「不合格」(評価点=0点)」とみなされる。
- 45. 作業開始前の犬による木片又はダンベル加え上げや保持行為は禁止されている。この様な行動が実行された場合、「クラス 1」に於ける獲得可能最高評価点は5点、「クラス 2」並びに「クラス 3」に於いては競技課目全体が「不合格」と見なされる。
- 46. 指導手は使用するダンベルの大きさを自由に選定する権利がある。「オビディエンス・ クラス 1」出場指導手は持参ダンベルの使用が認められる。この場合、指導手の持参 ダンベルが当規程設定規格に適合するか否かを審査員が確認する。

16.2 各競技課目作業の審査、採点方法

各試験課目審査基本方針の紹介

審査基本方針の一つとして、作業ミスが生じた場合「評価点」が引き下げられる事が挙げられる。ミスの種別に応じ「1評価点」、「2評価点」、「3評価点」、等の減点を引き起こす。即

ち、評価点の減点幅はミスに応じる。

競技課目及び出場クラスを問わず、同一ミスに対し同一減点が実施される原理が採用される。その為、実施される減点は多くの場合はクラスや競技課目に関わる物ではない。

この原理で不可欠な要素は、減点はミスに対し実施される事にある。

下記行動等はミスとして解釈される、

- 犬(又は指導手)が誤った行動を実行した場合
- 犬(又は指導手)が指示に対し行動を実行する事を拒絶した場合
- 犬が自主的な行動を起こした場合

更に意欲不足、不承不承な態度、等もミスとして解釈される。

状況に応じ追加声符使用が必要となる場面が生じる。例えば、作業開始直後の「伏臥実行を促す声符」に対し犬が従わず、追加声符が必要となった場合、審査上は犬が伏臥を実行しなかった行動がミスと見なされる。

追加・重複声符使用が**不要**となる場面も存在する。例えば、指示位置にて犬が追加・重複声符を必要とすることなく、立止や伏臥姿勢を自発的に実行している場合。

新たな声符使用の必要性が生じるか否かとの状況と関係無く評価点の減点が実施されるべきである。即ち、単に新たな指示使用の必要性が生じた事より追加的な減点が実施されることはない。

一般的に犬が第一声符に対し従わなかった場合、

- ●「クラス2及び3|における第二声符又は追加・重複声符発声は「2評価点」減点とする。
- 「クラス 1 | における減点幅は「1 評価点 | とする。
- 更に場面に応じ追加・重複声符使用により「1~2 評価点」減点される場合がある。 この設定は特定競技課目に適応され、該当競技課目規程に明記されている。

注釈 「オビディエンス・クラス 1」において、「招呼声符の無視による追加・重複声符使用が「2評価点」減点を引き起こす」、「遠隔操作による姿勢変更作業における犬による初回姿勢変更指示無視は「2評価点」減点を引き起こす」等、追加・重複声符使用に付いて例外が適応される。詳細に付いては各試験課目審査方法を参照。

ミスの種別に応じた評価点減点の実例

● 全競技課目共通して誤姿勢実行は「2 評価点 | 減点を引き起こす(姿勢変更及び遠隔操作

姿勢変更課題が設定されている各競技課目は例外)。例えば、「複数回静止を含む招呼作業」、「円又はボックス作業」における静止作業に関連する他審査要素が完璧である限り、 誤姿勢実行毎に「2評価点」減点を引き起こす。

犬の誤姿勢実行に対し指導手による姿勢修正を促す声符使用は必須としない。姿勢修正が実行されたとしても競技課目評価点は向上しない。場面によって指導手は適時に修正行う事が可能である為、実際に修正用声符を使用する場合がある。追加・重複声符使用に対し犬が迅速に服従し、結果が完璧である限り、姿勢修正を促す声符使用は新たな評価点の減点を引き起こす要因であるべきはない。

姿勢変更や遠隔操作姿勢変更作業で適応される特例に付いては各試験課目規則を参照。

- 多くの競技課目において犬による遅い静止実行は「3 評価点」減点、又は状況に応じて 「不合格」を引き起こす場合がある。
- 特に犬が遠隔によって誘導される競技課目(一般規程、67 参照)とほぼ全競技課目において犬による自主的な行動(犬による指示無し行動)は「3 評価点」減点を引き起こす。
- 47. 指導手が犬と共に作業開始地点に於いて基本姿勢を取り終え、スチュワードが「作業開始」(Exercise start)と発声した時点より各競技課目作業審査が開始される。競技課目審査は、スチュワードが「作業終了」(End of exercise)」又は「有難うございます(Thank you)」と告げ終える時点で終了する。
- 48. 追加・重複声符、体符使用、犬による脚側位置離脱、進行方向に向かって指導手と 平行でない行進位置等、理想的な作業実行方法からの如何なる逸脱も減点対象とする。 ボディーランゲージ(体符)
 - 体符使用は、その重度、時間、頻度に応じ「1~5評価点」減点を引き起こす。
 - 重度体符実行(長時間、明白且つ強制力が高く、手を使った犬の行動阻止、等)は 「4~5 評価点」減点を引き起こす。
 - 手による小さい且つ明白な指示や、明白な頭部傾等の体符実行は「2~3評価点」減点を引き起こす。
 - 指導手による非常に短い犬に対する直視動作、ほぼ認識不可能な小さい手による 指示、又は軽度の肩をすくめる行為実行は「1~2評価点」減点を引き起こす。
 - 「オビディエンス・クラス 1 | における体符使用に対する対応は多少寛容であって

も良いが、体符使用等を根拠とする規程違反による減点実施は必須とする。

- 49. 犬は嬉々とした態度にて、率先して指導手指示に従う事が重要である。
- 50. 作業実行速度審査に当たり、犬種特性や個体の体格構成が考慮されなければならない。 理想的な作業実行法は全犬種同一ではない。犬が声符に対し迅速、且つ意欲的に反応 し、犬種且つ体格構成特有な動作が見られ、作業実行速度が一定で終始作業意欲が持 続する作業が見受けられる場合、評価点減点対象となる他ミスが確認されない限り、 実施された作業に対し最も高い評価(点)が付与されるべきである。

「静止を促す声符」等、犬の服従性が審査される場面において、声符が発声されてから犬が静止するまでの制動距離が対象となる。犬の前進は声符(例、静止声符)に従える事が可能な速度で実行されるべきである。「遅い犬と比較して速い犬に対し審査上の許容範囲が広い」とは速度が速い犬が静止までに要する制動距離は該当競技課目規程が定める距離より長くとも良いと言う意味ではない。速度が遅い犬は声符に対し即座に静止可能であると解釈すべきである。指導手による静止声符発声後の更なる数歩に渡る前進行動も重大ミスと見なされる。更に、「静止を促す声符発声」後に犬が前方方向に向けて滑る動作に転じた場合、数歩に渡る前進を実行した場合と同様に前進距離が審査対象となる。

各種声符・第二声符・追加声符使用

- 51. 「クラス 1」に於いて、第二声符使用は「1 評価点」減点を引き起こす事が原則である。 第三声符使用により競技課目全体又は競技課目一部の「不合格」を招く。
 - 「クラス1」で適応される、上記原則が適用されない例外が2つ存在する。

「招呼(1.4)」及び「遠隔操作による姿勢変更(1.6)」の各競技課目作業には下記特則が設定されている。

- 全招呼競技課目作業、招呼場面並びに全クラスを共通して第二招呼声符(追加声符) 発声は「2評価点」減点を引き起こす。
- 各クラスに設定されている全「遠隔操作による姿勢変更競技課目 (1.6、2.8、3.10)」 作業時の姿勢変更を促す初回第一追加・重複声符使用は「2 評価点」減点を引き起 こす。姿勢変更を対象とするその後の各追加声符使用は「1 評価点」減点とする。 「クラス 2 | 及び「3 | において、追加/重複声符使用は「2 評価点」減点を引き起こ

すことが原則的なルールである。第三声符使用により競技課目全体又は競技課目特 定部分の「不合格」を引き起こす。

全クラス共通して、指導手が(明白に)声符を発声しない場合や、視符のみ使用した場合、「2評価点」減点される。

注釈 追加・重複声符使用による減点は、実際はミスに対する減点と捉えられるべき である。場合によっては第一声符に対し犬が服従しなかった事がミスと見なされる。 「審査用一般規程」を参照。

「競技課目一部分」とは、例えば「競技課目作業終了時の犬の停座作業(基本姿勢)」、遠隔操作による姿勢変更時の特定姿勢実行作業」又は「クラス 2、第三競技課目(2.3)」と「クラス 3、第四競技課目(3.4)」の特定姿勢作業実行、と定義される。

誘導用や遠隔操作用指示使用が設定されている競技課目における指導手による第二指示使用は「1~2評価点」減点を引き起こす。この規則が適応される各試験課目「区「クラス 1、第五競技課目(1.5)、「クラス 1、第六競技課目(1.6)」及び「クラス 2、第五競技課目(2.5)」、「クラス 2、第八競技課目(2.8)」、並びに「クラス 3、第六競技課目(3.6)」と「クラス 3、第十競技課目(3.10)」の各実施要領を参照。

- 52. 如何なる犬を罰する行為も指導手と犬の「失格」を引き起こす。
- 53. 作業中、指導手が犬に触れた場合、違反行為が実行された該当課目全体が「不合格(評価点0点)」と見なされる。場合によっては「警告」言渡しを引き起こすこともある。 犬が口吻の先端で指導手の「掌」を接触すると定義されている一度の「ハンド・タッチ」は競技課目作業開始点において認められる。尚、この「ハンド・タッチ」は競技課目 作業開始前にのみ実行が認められる。
- 54. 作業実行中や、競技課目間に於ける犬に対する接触行為が犬を罰する行為として解釈 可能である為、指導手と犬は共に「失格」となる。
- 55. 犬が競技課目作業開始基本姿勢(停座又は伏臥)又は、脚側行進位置に移る事を拒絶 した場合、該当競技課目評価は「不合格(評価点=0点)」とする。
- 56. 犬が作業終了基本姿勢実行(停座)を拒絶した場合、
 - ●「オビディエンス・クラス 1」における獲得可能最高評価点は「8 点」とする。この場合。犬による「停座を促す第 1 声符無視」と、「脚側位置移行無視」の各行為に対

し、各「1評価点」減点される。

- ●「クラス 2」と「クラス 3」の該当競技課目獲得可能最高評価点は「7 点」とする。
- 57. 作業開始基本姿勢に於いて落ち着きの無い左脚側停座実行態度が見られた場合、該当 競技課目における獲得可能最高評価点は最大「8点」とする。
- 58. 指導手が歩きながら声符使用した場合、該当競技課目評価は「不合格=0点」とする。
- 59. 招呼及び持来作業が設定されている各競技課目に於いて犬が正面停座実行時又は、基本姿勢に移る際、指導手に対する軽度な接触が認められた場合、「1~2 評価点」減点されるべきである。衝突に該当する重度接触が確認された場合、該当競技課目の獲得可能最高評価点は「7 点」を上回るべきではない。
- 60. 作業実行中に単発的な咆哮又はクンクン鳴く行為が確認された場合、減点対象とする。 犬が吠えた場合、該当競技課目の獲得可能最高評価点は「7点」とすべきであり、過 度な又は継続的な咆哮が見られた場合、該当競技課目は「不合格(評価点 0)」とする。 作業意欲の表れとも解釈可能な作業開始又は終了時に犬によって発せられる単発的、 且つ非常に短い咆哮や、短時間に渡る継続的な咆哮が確認された場合、「最低 1 評価 点」減点されるべきである。複数競技課目作業実行中にて継続的な咆哮実行が確認された場合、「失格」が言い渡される。クンクンと鳴く行為も審査上同等扱いとする。
- 61. 競技課目間における指導手によるチェーンカラーを用いた犬の如何なる制御行為も警告言渡しと共に「総合印象評価」の評価点減点を引き起こす。「オビディエンス・クラス3」出場者に対し「イエロー・カード」が提示された後に更なる警告が必要である場合、何れは審査員による「レッド・カード」提示を引き起こす。
- 62. 犬によるリング内に於ける排便、排尿行為
 - ●「オビディエンス・クラス 1」競技課目実行中の排便、排尿行為は「作業総合印象」 (第十競技課目)と該当競技課目全体の「不合格(評価点=0点)を引き起こす。
 - ●「オビディエンス・クラス 1」における競技課目間の排便、排尿行為は設定競技課目 「作業総合印象」の「不合格(評価点=0 点」を引き起こす。
 - ●「オビディエンス・クラス 2」及び「オビディエンス・クラス 3」の各競技課目作業 中並びに競技課目間の排便、排尿行為実行時には「失格」が言い渡される。

脚側行進作業に関する審査ガイドライン

「実施要領用一般ガイドライン、27~23」及び各クラス専用解説文を参照。

63. 脚側行進作業を審査するに当たり、作業全体印象と同時に作業内容細部が対象となる。 脚側行進作業に対する減点はミスの頻度、度合いと強度に応じて実施される。

脚側行進作業で審査されるべき要素 指導手と犬の動作は共に自然であるべきである。犬は絶えず率先して集中力、作業意欲と良いコンタクトが見られる態度で指導手 左脚側にて方向変換、反転ターン、停止及び歩度変換時においても指導手との行進間 隔を終始一定に保ちながら行進位置を維持すべきである。犬はストレスを感じる事無く、そして指導手による圧力を受ける事無く行進位置を容易に維持すべきであり、脚側行進作業中に頻繁に正しい行進位置を探している印象を与えてはならない。

指導手は普通な歩行を心掛けるべきであり、当競技課目規程が求める全歩度(常歩、緩歩、速歩)を明白に実行すべきである。指導手と犬の行進速度が遅い場合や、各歩度が明確に区別されずに実行された場合、減点幅は「2~3 評価点」とすべきである。遅い停座実行速度や躊躇が見られる停座実行、指導手が停止した際の停座未実行や、如何なる作業段階における停座を促す追加・重複指示実行はミスとみなされる。脚側行進作業や他脚側位置維持作業中の行進方向から外れた行進態度(平行でない、カニ歩き、被る)は、ミスの重度と頻度に応じ「1~3 評価点」減点を引き起こすべきである。方向変換や停止実行直前の減速、実行中や直後の指導手による一旦停止行為も評価点減点を引き起こす。

犬と指導手間の距離は、微かな間隔が確認可能となる様、明白でなければならない。 犬による指導手の前方、後方を行進、カニ歩き、指導手との脚側行進間隔が空きすぎる、等は重度ミスと見なされる。犬が指導手との距離を詰め過ぎた状態で行進した場合、指導手進路を邪魔又は妨げる場合、これ以上に犬が頻繁に指導手と接触又は寄り掛かかりながら行進を実行した場合は「2~5評価点」減点すべきである。

接触や寄り掛かり行動や重度接触が継続的又は高い頻繁で確認された場合や、指導手と犬の間隔が狭すぎる場合、「不合格(評価点=0点)」と見なされる事もある。

犬が指導手から離脱した場合や、競技課目作業大半部分に渡り指導手から 50 センチ 以上間隔を空けて作業を行った場合(指導手後方における行進や、側面間隔が空きす ぎる行進)、競技課目全体評価が「不合格(評価点=0点)」と見なされる事もある。

「自然体で行進する」とは他定義要素以外にも首線と背線が自然体で維持される事を意味する。犬による指導手を直視又はアイコンタクトを維持する行為は認められる。然し、これら行動により不自然な頭部保持や、首と背線交差地点角度(90 度以下)と言った大げさな行動表現に結び付いてはならない。犬による不自然な、側面方向へ向く、誇張した頭部保持も重度ミスと見なされる。

犬種によって自然な頭部保持(角度)は相違する可能性がある事を考慮すべきである。 犬の自然体での歩容動作におけるミスは重大減点(2~5点)を引き起こすべきであ る。他ミスの減点と合算した際、競技課目の「不合格」を引き起こす場合もある。

脚側行進作業の「不合格(評価点=0点)」を引き起こす要因

- 犬が指導手から 50 センチ以上離脱する、又は作業大半を指導手から 50 センチ以 上後方で行進する行動は該当競技課目の「不合格(評価点=0 点)」を引き起こす。
- 作業中頻繁に鳴く又は咆哮する犬の作業は「不合格(評価点=0点)」と見なされる。
- 頻繁に追加声符を必要とする犬の作業は「不合格(評価点=0点)」と見なされる。
- 作業大半の歩行速度が極端に遅い、又は足取りが重い出場ペアーの作業は「不合格 (評価点=0点)」と見なされる。

犬による声符発声を予測した行動、課題の早期開始と自主的な判断に基づく課題実行

- 64. 競技課目開始時、声符に対し犬が過剰な反応を示した場合(例えば、離脱を伴わない 不正確な脚側位置の維持、立止姿勢への変更等により基本姿勢や脚側位置を正確に維 持しない場合)、該当競技課目の獲得可能評価点は最大「8点」とする。
- 65. 「オビディエンス・クラス 1」の犬が指導手より送り出される競技課目に於いて作業が正式に開始された後、指導手による声符発声前に犬が自主的に作業を開始した場合 (例えば、スチュワード指示にて)、指導手は犬を一回呼び寄せる事が認められる。犬が呼び寄せに応じ、その後作業が実行された場合、該当競技課目の獲得可能最高評価点は「7点」とする。尚、犬が呼び寄せに応じず、作業を継続実行した場合、該当競技課目は「不合格(評価点=0点)」とする。
- 66. 「オビディエンス・クラス 2」及び「オビディエンス・クラス 3」に於いて指導手による作業開始声符が発声される前に犬が自主的に作業を開始した場合(例えば、スチュ

ワード指示にて作業を開始し、指導手を離れた場合)、呼び寄せは認められず、該当競技課目全体が「不合格(評価点=0点)」と見なされる。

67. 競技課目作業中に犬が自主的な行動に出た場合(例えば、一旦停止時に指示無し停座 又は、伏臥を実行する)、原則的に「3評価点」減点される。

実例

- 犬が円又はボックスやダンベル又はコーン群・バレルに向かう途中地点で自主的に 静止し、作業開始に新たな指示が必要となった場合、「3評価点」減点とする。
- ボックス内で犬が自主的に静止し、作業継続に新たな指導手指示を必要としなかったとしても「3評価点」減点とする。
- ボックス内にて伏臥を促す声符が指導手によって発声される事なく、犬が自主的に 伏臥姿姿勢を実行(直接的な伏臥実行を予定)した場合「3評価点」減点とする。

犬によるリング退場又は指導手からの離脱行為

犬によるリング離脱行為

- 68. 「オビディエンス・クラス 2」及び「クラス 3」において犬が<u>作業中又は競技課目間</u>に て制御不能な状態に陥る事によりリングを離れた場合、「失格」が言い渡される。
- 69. 「オビディエンス・クラス 1」で犬が<u>作業中又は競技課目間</u>において制御不能な状態に陥る事によりリングを離れた場合、指導手は犬を二回まで呼び寄せることが認められる。犬が呼び寄せに応じた場合、作業継続が認められるが、「作業総合印象」評価の獲得可能最高評価点は「5 点」とする。尚、該当競技課目全体は「不合格(評価点=0 点)」と見なされる。その後、犬が再度リング離脱した場合、「失格」が言い渡される。
- 70. グループ作業(合同作業)

指導手が視野外にて待機するグループ作業中に犬がリング離脱し、明白に指導手制御下にある事により直接リンク外にて待機する指導手の元へと進む限り(オビディエンス・クラス2及び3)、「失格」が言い渡されない。尚、この場合競技課目は「不合格(評価点=0点)」と見なされる。更に「クラス2」出場犬の競技課目「作業総合印象」の評価点は明白に減点され、(最高付与可能評価点は「5点」)、クラス3出場犬には「イエロー・カード」が提示される。

リング内にて指導手が待機する「オビディエンス・クラス 1」に於ける犬のリング

離脱は他競技課目同様、「作業総合印象」の獲得可能最高評価点は「5点」とする。

リング離脱を伴わない指導手からの離脱

71. 「オビディエンス・クラス 2」及び「クラス 3」出場犬が作業中又は競技課目間において指導手からリング外に出る事無く離脱する事により作業が中断され、制御不可能となった場合、指導手は立ち位置を変える事無く犬を一回呼び寄せる事が認められる。 犬が呼び寄せに応じ指導手の元へ戻った場合、離脱が実行された該当競技課目は採点上「不合格(評価点=0点)」と見なされるが、指導手と犬は続く競技課目作業を継続することが認められる。

「オビディエンス・クラス 2」に於いては競技課目「作業総合印象」の評価点の大幅な減点に繋がり、「作業総合印象」の獲得可能最高評価点は「5点」とすべきである。「クラス 3」においては警告を引き起こし、審査員は「イエロー・カード」を提示する。「オビディエンス・クラス 2」及び「クラス 3」に於いて犬が呼び寄せ声符に対し指導手元へ戻らなかった場合や、指導手から再離脱した場合、「失格」が言い渡される。「オビディエンス・クラス 3」に於いて審査員は「レッド・カード」を提示する。

72. 「オビディエンス・クラス 1」において出場犬が作業中又は競技課目間に指導手から離脱し、制御不能となった場合、指導手は立ち位置を変える事無く犬を二回呼び寄せることが認められる。犬が呼び寄せに応じた場合、作業継続が認められるが、離脱行為は「作業総合印象評価」に影響を及ぼすと共に大きな減点を引き起こし、獲得可能最高評価点は「7点」とする。尚、該当競技課目は「不合格(評価点=0点)」と見なされる。その後、犬が指導手から再離脱した場合、「失格」が言い渡される。

持来競技課目

73. 犬がダンベル又は木片を落とし、自発的に咥え上げた場合、該当競技課目の獲得可能 最高評価点は「7点」とする。落とされた物品の咥え上げを促す新たな「持来を促す 声符」発声が必要となった場合、該当競技課目の獲得可能最高評価点「5点」とする。 犬が指導手側面にて物品を落とし、指導手が静止位置を変える事無く物品を拾い上げ、 犬が正確な作業終了基本姿勢に移る限り、獲得可能最高評価点「5点」とする。「引き 渡しを促す声符」発声後、指導手不注意により物品が落とされた場合、該当競技課目 の獲得可能最高評価点は「7点」とする。 74. ダンベルや選別作業用木片に対する噛み返し行為

ダンベルや木片に対する噛み返し行為は重度ミスと見なされ、「2~3 評価点」減点を引き起こす。重度噛み返し行為が確認された場合、該当競技課目の取得可能最高評価点は「5 点」を超えるべきではない。許容を越えた噛み返し行為又はダンベルや木片の破壊を引き起こす噛み返し行為が確認された場合、該当競技課目は「不合格(評価点=0点)」と見なされる。尚、物品保持向上の為、ダンベルや木片を一度咥え直す行為は評価点減点を引き起こすべきではない。

「ダンベル引き渡しを促す声符」発声に対し犬がダンベルを強く保持しながら引き渡 しを拒絶した場合、重度ミスと見なされ、度合いに応じ評価点の減点を引き起こす。

総合印象

75. 「オビディエンス・クラス 1」及び「オビディエンス・クラス 2」の各クラス競技課目 実施が複数リングにて、審査員 2 名以上によって審査され、即ち、審査員 1 名が特定 数の競技課目を担当し、もう一名が残る競技課目を審査担当する場合、各審査員は犬 の作業に関する総合評価を独自に与え、各審査員が下した評価の平均値が最終的な「総合印象」の総合評価として算出される。

尚、審査ガイドラインに基づき特定ミス実行に関連付けて「総合印象」の最大評価点が「7点」又は「5点」と限定される場合や、犬の総合評価点が「0点」に相当する場合、仮に各審査員がより高い評価を下したとしても「作業総合印象」の評価点は前記各評価点を上回る事は認められない。他審査員がより低い評価点を与えた場合、前記特定規則に基づく評価点より低い作業総合印象評価点が言い渡される事も可能とする。

第6章 各クラス競技課目実施・審査用一般規程及びガイドライン FCI オビディエンス・クラス 1

第一競技課目 「1分間のグループ停座(指導手は視野内)」 係点3

使用声符 「停座」、「姿勢維持」

実施要領

グループは最低 3 頭、最大 6 頭から構成されるべきである。指導手は紐付き状態にある犬を伴いリング入場し、作業開始地点で実行する基本姿勢にて犬のリードを取り外すべきである。リードは犬の視野外に置かれるべきである。

グループ内全指導手が互いに約 3 メートル間隔を空け並列した状態で、リードが取り外された各自指導する犬と共に基本姿勢を取り終えた時点でスチュワードによる「Exercise starts-leave your dogs (作業開始・犬から離れて)」発声により当競技課目作業は開始される。全指導手が指導する犬の元へ戻り、スチュワードが「Exercise ended (作業終了)」と発声した時点で当競技課目作業が終了する。

各指導手は並列した状態にて同時に犬を後にし、リング側面に向かって約15メートル離れた地点までへと進み、犬の方角へと向き直った後に、静止する。1分経過後、スチュワード指示にて全指導手は一斉に各犬の方向へと戻り、犬と約50センチ間隔を空けながらそのまま犬を通過し、犬の後方約3メートル地点にて静止する。その後、犬の側面へと戻るよう指示される。1分間の時間測定は全指導手が犬から15メートル離れた地点に到達し、犬の方角へ向き返った時点より測定される。

評価方法

2 声符使用により停座を実行しない犬(2 声符使用、「第5章、一般規程55.」を参照)、停座から立止や伏臥へ姿勢変更する犬、一犬身以上停座位置から離脱する犬の当競技課目獲得評価点数は「不合格(評価点=0点)」とする。1分間に及ぶ合同作業が終了した後、犬が伏臥又は立止へと姿勢変更を行った場合、そしてその段階で既に指導手に対し犬の元へと戻る様指示が出されていれば、当試験課目の獲得可能最高評価点は「6点」とする。

如何なる犬による動作も減点対象とする。犬による一方角に掛かった体重を他方角に移動 する体重重心動作や、片足から他片方への体重移動行動も減点対象とする。犬は頭部位置を 変更し、周囲を見渡すことが認められる。リング内外に於ける誘惑や音に対し興味を示すこ とは認められるが、精神的な不安定さや、萎縮した印象を与えてはならない。

犬が一度数回に渡り吠えた場合、「1~2 評価減点」減点され、数回に渡り吠え続ければ更なる減点を引き起こす。作業中ほぼ終始吠え続けた場合、当競技課目は「不合格(評価点=0点)」と見なされる。クンクンと鳴く行為に付いても同様の扱いとする。

犬が立ち上がり、他犬に至近距離まで接近する事が重大な作業妨害に値する恐れがあり場合や他犬との格闘が生じる恐れがある場合、作業中は一旦中断され、作業妨害を引き起こした犬以外の全犬は該当競技課目をその後継続する。

第二競技課目 「紐無し脚側行進」

係点4

使用声符 「脚側位置維持」

実施要領 注釈 一般規程において実施要領及び審査方法の詳細が定義されている。

第5章、一般ガイドライン、「脚側行進実施要領(27.~32.)」を参照。

「オビディエンス・クラス 1」に於ける脚側行進は常歩にて審査され、左折、右折反転ターンや停止作業を伴う。速歩行進作業も試されるが、この場合右屈折のみ設定されるべきである。常歩と速歩は明白な実行速度の違いが確認可能でなければならない。指導手が 2 歩又は 3 歩前進又は後退する作業時における犬の態度も試される必要がある。競技会の全出場犬は同一脚側行進実施要領に則っとり作業を実施すべきである。

作業用時間設定案 約 1 分間。犬種又は指導手によって同一行進図又は同一距離を行進するに当たり所要時間が前後する事を考慮すべきである。

評価方法

注釈 一般規程において脚側行進作業の実施要領及び審査方法の詳細が定義されている。

「第5章 審査用一般ガイドライン、「脚側行進」(63.)」を参照。明記されている詳細以外にクラスに応じた審査が行われる事が求められる。

作業大半を指導手の前後 50 センチ以上離れた位置にて行進する犬の当競技課目評価は「不合格(評価点=0点)」とする。指導手と犬の行進速度が(常歩又は速歩にて)遅い場合、当競技課目作業は「2~4 評価点」減点されるべきである。犬による大幅な遅れは重大ミスとみなされ、「2~5 評価点」減点を引き起こすべきである。

指導手とのコンタクト不足や追加声符使用はミスと見なされる。進行方向から反れた犬の 行進(平行でない、カニ歩き)は「1~3 評価点」減点されるべきである。指導手による方 向変換実行中及び方向変換前後の減速や静止行為は評価点の減点を引き起こす。

脚側行進における犬(と指導手)の動作は自然体でなければならない。犬による不自然な脚側行進位置や、誇張した表現は重大ミスと見なされる。指導手についても同様の扱いとする。 これらミスは競技課目全体の「不合格」を引き起こす場合もある。

犬と指導手との間隔は明確でなければならない。犬が指導手に対し間隔を詰めた状態で行進する場合、それ以上に犬が指導手の行進を邪魔する又は進路を明白に妨害する場合、評価点が減点されるべきである。犬が指導手に対し寄り掛かる又は指導手と接触する行進を実行する場合は更なる評価点減点が実施されるべきである。

第三競技課目 「行進中の1姿勢(立止・停座・伏臥)」

係点3

使用声符 「脚側位置維持」、「立止」又は「停座」又は「伏臥」、「停座」

競技課目の解説

3 姿勢(立止、停座又は伏臥)の内、犬が移行すべき姿勢は審査員によって事前に決断されている。実行されるべき姿勢は競技会(クラス審査)開始前に審査員又はスチュワードによって全出場指導手に周知し終えているべきである。「オビディエンス・クラス 1」において全競技参加犬は同一姿勢を実行すべきである。

実施要領

目標マーカーやコーン配置地点に於ける方向変換作業以外、全競技課目課題作業はスチュ ワード指示にて実行される必要がある。

犬を伴った指導手は作業開始地点を「常歩」にて直線上に離れ、約10メートル進んだ地点にて指導手は静止する事無く犬対し「立止」、「停座」又は「伏臥」実行を命じ、発声された声符に対し犬は即座に正しい「指示姿勢」を実行しなければならない。追加・重複声符使用は認められない。使用された場合、当競技課目作業は「不合格(評価点=0点)」とする。指導手はそのまま約10メートル前進し続け、マーカー又はコーンによって印された地点にて犬の方角に向き直り、静止する。約3秒後、スチュワード指示にて指導手は犬から離れた行進コースと並行した形で犬の方向に向かって進み出し、犬の右側を約50センチ空ける形で通過する。指導手は犬の後方約1~2メートル地点に於いて反転ターンを実行し、犬の側面に到達次第、声符発声により犬の基本姿勢実行を促す。

評価方法

注釈 「指定姿勢実行競技課目」に於ける姿勢誤実行は、他競技課目と比較し、より厳しい 減点を引き起こす。

犬が下記何れかの行動を実行した場合、当競技課目は「不合格」扱いとする。

- 誤姿勢にて静止した場合(下記例外を参照)
- 指導手が向き直る前に一旦正しく実行した姿勢を変更した場合(下記例外を参照)
- 声符発声以前に静止した場合
- 姿勢実行を促す追加・重複声符が使用された場合
- 指定姿勢実行を促す声符を発する直前又は同時に指導手が静止した場合

犬が声符に対し俊敏に反応し、誤姿勢にて静止した場合、その他作業内容が完璧であった場合に限り、当競技課目の獲得可能最高評価点は「6点」とする。

犬が声符に対し俊敏に反応し、即座に一旦正しく実行した姿勢を指導手が向き直った前に変更した場合、当競技課目の獲得可能最高評価点は「6点」とする。この場合、その他作業内容が完璧である必要があり、犬が静止地点から移動する事無く姿勢変更のみ実行した事が前提となる。

合格評価点獲得には犬は声符発声後一犬身以上動くべきではない。

犬が自主的に指導手の元へ進む又は、指導手が犬を通過した際に犬が指導手に付いて行ってしまい、指定指示実行地点より離脱した距離が1犬身であった場合、当該競技課目の獲得可能最高評価点は「5点」とする。

犬が一旦正しく実行した姿勢を、指導手がコーン又はマーカー設定地点に於いて向き直った後に変更した場合、当競技課目の獲得可能最高評価点は「7点|とする。

指導手が声符発声以前に歩度変更を行った場合、当競技課目の獲得可能最高評価点は「8点」とする。指定姿勢を促す声符と視符や体符の兼用は、それらの強弱と長さに応じ、重大減点を引き越す。評価点の減点幅は「1~5点」とすべきである(一般ガイドライン、48を参照)。当競技課目審査に当たり、脚側行進実行方法にも注意が払われる必要がある。作業内容が良くない脚側行進作業に対する評価点減点幅は「1~2点」とすべきである。行進や静止速度が遅い場合、進行方向から反れた静止実行はミスと見なされ、評価点減点幅は「1~4点」とされるべきである。指導手が誤った側面にて犬を通過した場合、1点減点とすべきである。

第四競技課目 「招呼」

係点4

使用声符 「伏臥」(「姿勢維持」)、「招呼」(「脚側位置維持」)

実施要領

マーカー/コーン地点に於ける方向変換以外、全競技課目課題作業はスチュワード指示に て実行される必要がある。

スチュワード指示にて指導手は犬に対し伏臥を命じ、スチュワード許可にて指示された作業開始地点より約20~25メートル離れた地点に向かって進み、指定地点に於いて自主的に向き直り、静止する。続くスチュワード指示にて犬を招呼する。この場合、声符と犬名の連続発声は認められるが、二つの独立した単語に聞こえない様、注意が払われる必要がある。

評価方法

犬は招呼声符に対し意欲的な反応を示すことが重要である。招呼実行時、最低「活発なトロット(軽速足)」に相当する適切な速度に於ける作業実行と終始一貫した速度維持が要求される。作業意欲が見られない招呼作業は重大ミスと見なされる。作業実行速度審査に当たり、 犬種特性や個体の体格構成が考慮される必要がある。

指導手による招呼声符発声以前に犬が姿勢を立止や停座へ移行した場合や、静止位置より一犬身以内の離脱が確認された場合、当競技課目の獲得可能最高評価点は「8点」とする。 招呼声符発声以前に犬が一犬身以上の距離を静止位置から離脱した場合、当競技課目評価は「不合格(評価点=0点)」とする。

「招呼実行を促す声符」が一個以上必要となる場合、当競技課目の獲得可能最高評価点は「8点」とすべきである。第三声符使用にて当競技課目評価は「不合格(評価点=0点)」とする。

第五競技課目 「指定範囲への送り出し及び伏臥」

係点4

使用声符 「前進」、「右」/「左」、(「立止」)、「伏臥」、「停座」

大との距離が空いている場合、声符と視符兼用が認められる(立止及び伏臥指示 時も同様とする)

競技課目の解説

作業開始地点より約15メートル離れた地点において約3メートル四方の指定範囲(スクエア、ボックス)が設定されている。作業開始地点からスクエア中心地点迄の距離は15メートルとする。指定範囲(スクエア)規模は3メートル四方、指定範囲中央地点より作業開始

地点までの距離は約 15 メートルと設定される。スクエアの四隅は高さ約 10~15 センチのコーンによって印され、各コーン外面は明白に目視可能なマーキング線によって結ばれる必要がある(例、テープ、石灰線やバンド、等)。指定範囲外部仕切り線より隣接したリング仕切り線までの距離は最低約 3~5 メートル離す必要がある。

「オビディエンス・クラス 1、第五競技課目(1.5)」用リング設定図を参照。

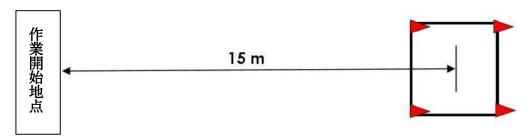


図 「クラス 1、第五競技課目 (1.5)」スクエア設定詳細情報は「第 7 章、付録 5」を参照。

実施要領

作業開始前に指導手は犬に対し指定範囲内(四角/ボックス)にて「一旦立止を命じた後、 伏臥を命じる」又は、「直接伏臥を命じる」か、を審査員に告げる必要がある。立止、伏臥 及び軌道修正を促す声符以外、他声符はスチュワード指示にて使用されなければならない。 犬は指導手指示に従う必要がある。即ち、スクエア内にて立止を促す声符が使用された場合、 犬は立止姿勢に移行すべきであり、直接伏臥姿勢が指示された場合は即座に伏臥姿勢に移 行すべきである。

犬による自主的な行動は評価点の減点対象とする。即ち、スクエア内における立止と/又は 伏臥姿勢を促す声符使用を必須とする。

スチュワード指示にて指導手は犬を作業開始地点より指定範囲 (スクエア) に対し送り出す。 犬は直線上を進みながら指定範囲へと進み、進路上にある前面から指定範囲へ侵入すべき である。

犬が指定範囲に到達次第、指導手は犬に対し「一旦立止実行後、伏臥」を命じるか、又は「直接伏臥実行」を命じる。伏臥実行前に一旦立止姿勢の実行が求められた場合、伏臥実行を命じる声符が発声されるまで「立止姿勢」は明白且つ、安定して継続実行(~3秒間)されなければならない。「立止と伏臥」と/又は「伏臥を促す声符」はスチュワード指示無しで指導手によって発せられるべきである。

スチュワード指示にて指導手は犬の側面へと進み、続くスチュワード指示で犬による基本

姿勢実行を促す。

当競技課目作業実行中、追加声符使用による評価点の減点を防ぐ為、指導手は声符を合計 4 つ以上使用すべきでない。4 声符には指定範囲内に於ける犬の立止を促す声符が含まれる。他選択肢としてスクエア内において犬を直接「伏臥」を命じる場合、使用声符数は最大 3 声符となる。作業中、犬の軌道修正を行う必要が生じた場合、声符と視符の兼用が認められる。 犬が指導手から離れた状態にある場合に限り、声符と視符の兼用が認められる。

評価方法

指導手による方向誘導指示と声符に従う犬の意欲、作業実行速度並びに最短距離選定に審 査上重点が置かれるべきである。

犬に方角を示す行為(例えば、スクエアの位置)、作業開始地点に於ける犬に対する接触行為(例え作業開始前であったとしても)は当競技課目の「不合格」を引き起こす。作業開始前の犬による指導手に対する接触を意味する「ハンド・タッチ」は認められるが、指導手による犬の接触は認められず、決して範囲や方角に対する意識付け行為が行われている印象を与えてはならない(第5章 一般ガイドライン、20及び53を参照)。

指導手が声符発声と同時に立ち位置を如何なる方角へと変更した場合、当競技課目は「不合格(評価点=0点)」とする。過剰な動作(体符、ボディーランゲージ)が確認された場合、 獲得可能最高評価点は「8点」とすべきである。

犬の誘導や軌道修正が行われる場合に限り、視符使用が認められる。犬が指導手側面にいる時に視符が使用された場合、「2評価点」減点を引き起こす。

犬の作業実行速度が遅い又は極度に遅い場合、獲得可能最高評価点数は「7~8点」とする。 犬が自主的に作業を実行した場合、減点が実施される。犬がボックスに向かう途中自主的に 静止した場合や、ボックス内にて無声符使用で静止した場合、「3評価点」減点とする。 犬がスクエア外にて停座又は伏臥姿勢を実行した場合、指導手による再誘導行為は認めら れず、当競技課目評価は「不合格(評価点=0点)」と見なされる。

指導手が合計 7 声符(スクエア内の立止を促す声符を含む)、又は合計 6 声符(直接伏臥実 行時)使用した場合、評価点の減点に繋がる。

追加誘導・軌道修正声符使用が引き起こす評価減点幅はそれらの重度や、犬の声符に従う意思に応じて変動するが、1声符当たり、「1~2評価点」減点を引き起こす場合がある。

指定範囲(スクエア、ボックス)

犬がスクエアを何れかの側面や後面から侵入した場合、「0.5~1評価点」減点される。

合格評価点獲得には犬の胴体部分全体がスクエア内に収まっている必要があるが、尾に関 しては例外とする。

「立止を促す声符」にて犬がスクエア外隣接地点や境界地点にて静止し、スクエア侵入を促す再誘導声符が必要となった場合、「伏臥を命じる声符」が発せられる前に新たな「立止を促す声符」が使用される必要がある。又は、再誘導声符と新たな「立止を促す声符」が掛けられた後に直接「伏臥を促す声符」が使用されなければならない。犬の反応が迅速で各姿勢が明白に実行される限り、前者、後者共に「2評価点」減点とする。

犬が指定範囲内(スクエア)にて声符に従い誤姿勢を実行した場合、「2 評価点」減点とする。立止姿勢が明白に実行されない、維持されない又は実行時間が不足した場合、「1~2 評価点」減点を引き起こす。犬による自主的な作業実行により誤姿勢が実行された場合、「3 評価点」減点を引き起こす。

作業終了前に犬が指定範囲より離脱した場合、当競技課目作業は「不合格(評価点=0点)」とする。指定範囲内にて犬の匍匐行動や周辺を嗅ぐ行為が見受けられた場合、減点幅は「1~3評価点」とするべきである。指導手が犬の元へ到達する以前又は犬の側面に到達した段階で犬が姿勢変更を行った場合、減点幅は「2~3評価点」であるべきである。指導手が犬の側面にて姿勢変更を促す声符を発する前に犬が自主的に姿勢を停座又は立止へ変更した場合、当競技課目の獲得可能最高評価点は「8点」とする。

「オビディエンス・クラス 1」における立止又は伏臥を命じる追加・重複声符使用は「1 評価点」減点を引き起こす。前記、立止又は伏臥姿勢を促すに当たり、何れかの声符の 3 回使用により、当競技課目は「不合格(評価点=0 点)」とする。

第六競技課目 「遠隔操作による 4 姿勢変更」(停座/伏臥)

係点4

使用声符 「伏臥」、(「姿勢維持」)、「停座」、「伏臥」

「姿勢変更を促す声符」との視符兼用が認められる。

視符使用に当たり、片手又は両手の使用が認められる。

競技課目の解説

互いに約0.8から1メートル離れた地点に配置されている2つのマーカー間に作業開始地

点が設定されている。二つのマーカーを結ぶ想像上の線が境界線を形成する。指導手指示に 従い犬は静止位置を変更する事無く、姿勢変更を合計 4 回実行すべきである (停座→伏臥 →停座→伏臥)。

スチュワードは指導手に対し略図又は電光表示板を用いて次なる実行姿勢と実行タイミングを示す。この場合、スチュワードは犬の姿勢変更を目視不可能な、約 3~5 メートル離れた地点にて姿勢実行表示を行うべきである。

スチュワードは犬によって実行されるべき姿勢を表示するに当たり、犬が目視不可能な場所に立つべきであり、姿勢表示を約3秒毎に変更すべきである。

実施要領

指示に従い、指導手は接面を形成する想像上の線(境界線)の手前にある作業開始地点において犬に対し伏臥姿勢への移行を促す。

指導手は指示された、犬の前方約5メートル離れた地点へと進み、犬の方へ向き直る。犬は合計4回姿勢変更を行うべきであり、実行順序は常に「**停座⇒伏臥⇒停座⇒伏臥」**とする。よって、姿勢変更を促す最終声符は「伏臥を促す声符」であるべきである。スチュワードは約3秒毎に犬が実行すべき姿勢が書かれている表示板を変更する。

指導手による声符使用は必須とする。指導手が犬から離れた地点にいる場合に限り、声符発 声時に視符を使用する事が認められるが、これら視符は短く、声符発声と同時に使用される 必要がある。最終声符となる「伏臥を促す声符」発声後、指導手は犬の右側面へと戻り、ス チュワード指示にて犬に対し基本姿勢実行(脚側停座)を促す。

評価方法

姿勢変更速度、各姿勢の正確な実行及び維持並びに姿勢変更時に於ける実行位置変更の有 無に重点を置かれる審査が要求される。

犬が作業開始地点を如何なる方角へ向かって合計一犬身以上移動した場合、当競技課目は「不合格(評価点=0)」とする。犬による離脱距離が一犬身に値する場合、獲得可能最高評価点は「6点」とする。離脱距離測定に当たり、犬が如何なる方角に対し実行した離脱距離(前進、後退、側面離脱実行距離)が合算される。

4 姿勢の内、犬が 1 姿勢を誤実行した場合や、1 姿勢実行に当たり 3 声符を必要とした場合、当競技課目の獲得可能最高評価点は「7 点」とする。2 姿勢誤実行の場合、獲得可能最

高評価点は「5点」とすべきである。

姿勢変更実行に当たり犬が2声符必要とした場合、獲得可能最高評価点は「8点」とする。 犬による姿勢実行を促す第2声符無視は採点上、姿勢未実行に値する。即ち、姿勢実行を促 す初回追加・重複声符使用は「2評価点」減点を引き起こし、続く姿勢変更実行に追加・重 複声符が使用された場合、「1評価点」減点とする。

与えられた時間内にて姿勢変更を促す第 3 声符使用が認められるが、該当姿勢は審査上未 実行扱いとなる上、続く姿勢実行が可能でなければならない。

過剰な発声や、強調した又は長時間に渡る視符使用は評価点減点を招く(一般規程を参照)。 指導手が犬の元へ辿り着くまでに犬が停座姿勢に移行した場合、当競技課目の獲得可能最 高評価点は「最大 8 点」とすべきである。

脚側行進より基本姿勢、又は当競技課目終盤の伏臥姿勢から基本姿勢を促すに当たり追加・ 重複声符が使用された場合、一般規程該当規則に基づき、「オビディエンス・クラス 1」に おいては「1評価点」減点を引き起こす。

第七競技課目 「障害飛越を伴うダンベル持来」

係点4

使用声符 「飛越」、「持来」、「引き渡し」、(「脚側位置維持」)

指導手が持参する木製ダンベルの使用が認められるが、主催者は適正なダンベルを競技リングに事前準備すべきである。

実施要領

指導手と犬は、指導手が選定した障害より約2~4メートル離れた地点にて共に基本姿勢にて待機する。障害設定高は概ね犬のキ甲高に比例すべきであるが、最大設定高は50センチとする。

スチュワードより木製ダンベルを受け取った指導手はダンベルが障害上空を通過する様、 ダンベルを障害の反対側に投擲する。その後、指導手は犬による障害の往路飛越、持来と復 路飛越実行を促す。「持来を促す声符」は犬が往路飛越を開始するまでに発せられる必要が ある。指導手が持参するダンベルの使用は認められるが、使用ダンベルが木製であり、当規 程にて定義されている物に類似するか作業開始前に審査員によって確認されるべきである。 「持来を促す声符」以外の全声符はスチュワード指示にて使用される必要がある。

評価方法

犬が意欲的に作業を行っている限り、ダンベルを短時間探す行動に転じたとしても減点対象とすべきではない。飛越実行時に犬の障害との如何なる軽度接触が確認された場合、当競技課目の獲得可能最高評価点は「8点」とする。足掛け行為等の重度接触は当競技課目の「不合格(評価点=0点)」を引き起こす。

大が往路又は復路飛越のみ実行し、ダンベルを持来した場合、当競技課目の獲得可能最高評価点は「6点」とする。往復飛越やダンベル持来未実行は、当競技課目の「不合格(評価点=0点)」を引き起こす。更に飛越時の重度接触により障害が倒れた場合も「不合格」とする。犬が声符使用を予測し作業を早期開始した場合、「2~3評価点」減点されるべきである。持来又は飛越を促す追加又は重複声符使用は「1評価点」減点を引き起こす。ダンベル投擲時に犬が維持姿勢から離脱した場合、当競技課目は「不合格(評価点=0点)」とする。
ダンベルを落とす行為やダンベルに対する噛み返し行為に対する評価は「第5章、審査ガイドライン」を参照。

第八競技課目 「コーン群又はバレル回りを伴う単独往復走行」 係点 4

使用声符 「コーン群回り」、「右」又は「左」、(「脚側位置維持」)

犬の軌道修正が必要な場合に限り、声符との視符兼用が認められる。

当競技課目の解説

作業開始地点より約 10 メートル離れた地点にコーン群 (3~6 個) 又は樽(共に高さ約 40~50 センチ) が配置されている。当競技課目設定レイアウトは下記図と通りとする。コーン群の他配置例については「当規程、第 7 章、付録 4 | を参照。

「オビディエンス・クラス 1」における配置される各コーン間の間隔は大きく取られるべきではない。間隔があり過ぎる場合、犬がコーン間を通過する事を誘発する恐れがある。 犬はコーン群又はバレル配置作業を見るべきでない為、指導手が作業開始地点にて静止する以前に配置が完了している必要がある。

実施要領

作業開始地点において指導手は脚側停座姿勢にある犬と共にコーン群又はバレルに向かった状態で待機する。スチュワードが競技課目作業開始を告げ、続く指示にて指導手は犬のコーン群/バレル回り作業を実施させる為犬を送り出す。コーン回り作業の実施経路は時計

回り、反時計回り、何れも認められる。犬はコーン群/バレル半周走行を終え、指導手の元に戻るまで指導手に集中、又はコーン群と指導手間を繋ぐ直線を意識しながら進むべきであり、その後基本姿勢に移行すべきである。コーン群/バレル回り実行に当たり、間隔を詰め過ぎない作業実行が理想とされる。犬種に応じ、中型犬種の場合は約0.5メートル、大型犬種は最大1メートル間隔を空ける事が適当とされる。

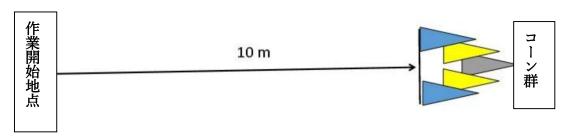


図 「クラス 1、第八競技課目」会場設定図

評価方法

大の声符に従う意欲、作業実行速度並びに明白且つ適切な距離を空けたコーン群回りと、往復最短距離選定実行の有無に審査上重点が置かれるべきである。作業実行に当たり対称性と指導手の元へ戻る際の指導手正面に対する中央線上のアプローチ方法も重視されるべきである。コーン群回り作業の実行経路は「時計回り」、「反時計回り」、何れも認められる。最低「活発なトロット(軽速足)」に相当する適切な速度に於ける作業実行と、終始一貫した速度維持が要求される。作業速度が遅い、又は作業意欲が見られない場合、「1~5評価点」減点を引き起こす。作業実行速度とコーン群回り作業実行時のコーン群との間隔取りの審査実行に当たり、大種特性や体格構成が考慮される必要がある。

大がコーン群/バレルに到達する以前に指導手の方角へと方向変換を行った場合、指導手はコーン群/バレル回りを実行させる為の軌道修正を行う必要がある。軌道修正を促す1声符で犬がコーン群/バレル回り作業を実行した場合の減点数は「3評価点」とする(よって、この場合他作業課題や審査要素が完璧であったに限り、当競技課目評価点は「7点」とする。)犬がコーン群/バレル配置位置に到達したにもかかわらず、外周する事無く指導手を目掛けて方向転換を実行した場合、当競技課目の獲得可能最高評価点は「5点」とする。対処法としては犬の軌道修正を促す事によるコーン群/バレル回り作業を成功させる事により減点を「3評価点」に抑える事である。

作業中に招呼声符が使用された場合や、犬がコーン群/バレル回りを二周実行した場合、当

競技課目の獲得可能最高評価点は「8点」とする。

当競技課目作業が「不合格(評価点=0点)」と見なされる事例、

- 最も遠方に配置されているコーン・バレルから最低 1.5~2 メートル離れた地点に到達する前に方向変換を実行した場合
- ●「コーン群/バレル回り作業を促す」第3声符が使用された場合
- 「招呼を促す」第2声符が使用された場合

犬の軌道修正が必要となった場合、修正を促す声符との視符兼用が認められる。作業実行速 度審査に当たり、犬種特性と個体の体格構成が考慮されなければならない。

犬によるコーン接触又は衝突は、度合いに応じ「1~3 評価点」減点を引き起こす。犬がコーン1本又は複数のコーンを倒した場合、「2~3 評価点」減点とする。犬がコーン群の間をすり抜けた場合、当競技課目の獲得可能最高評価点は「7点」とする。

作業開始地点にて作業展開方向を示す行為や犬に触れる行為は禁止されている。前記行為 実行は当競技課目の「不合格」を引き起こす(一般ガイドライン、20及び53を参照)。

第九競技課目「作業総合印象」

係点2

評価方法

総合評価審査に当たり犬の作業意欲及び声符に対する服従性は必要不可欠要素である。正確性及び精密性、指導手と犬による自然な動作が重要視される。高評価点獲得には指導手と犬のチームワークが重要であり共同作業への相互的喜びと良いスポーツマンシップが見られる必要がある。全競技課目中、競技課目間の全行動が「作業総合印象評価」に反映される。作業中や競技課目間において犬が制御不能となり、例え一度でも指導手から離脱し、リング外へと離脱する事無く、最大2招呼声符にて指導手の元に戻った場合、「作業総合印象評価点」は「最大7点」とする。犬が指導手の元に戻らない場合や、指導手の元からの再離脱行為は「失格」を引き起こす。

作業中、又は競技課目間に犬がリング離脱した後に最大 2 招呼声符にて即座に指導手の元に戻った場合、「作業総合印象評価点」は「最大 5 点」とする。

犬による排便、排尿行為が確認された場合、「作業総合印象評価点」は「0点」とする。 注釈 単独審査に当たる審査員 2 名以上によって、それぞれ下された評価点の平均値が用いられたとしても、上記以上の評価点は付与されない(第5条審査用一般規程、75を参照)。

FCI オビディエンス・クラス 2

第一競技課目 「2分間のグループ伏臥(指導手は視野外待機)」 係点3

使用声符 「伏臥」、「姿勢維持」、「停座」

実施要領

全出場犬は伏臥姿勢に移るべきであり、全指導手は2分間に渡り犬の視野外にて待機する。 1 グループ当たり、最低3頭、最高6頭から構成されるべきである。全頭紐無し状態で入場 する必要があり、首輪装着は必須とする。各指導手による「伏臥」に続く「停座姿勢を促す 声符」発声は順に一頭ずつ行われる。スチュワード指示にて声符が使用される必要があり、 スチュワードは当競技課目各段階作業の実施を指示する。伏臥姿勢実行中、各犬を一頭ずつ 左右に縫うような連続八の字通過等、各種誘惑を受ける。

グループを構成する全指導手が互いに約 3 メートル間隔で並列した状態で各自犬と基本姿勢を取り終え、スチュワードによる作業開始「Exercise start」が告げられた時点で作業が開始される。スチュワード指示にて各指導手は順に犬に対し基本姿勢から伏臥姿勢移行を促す。グループ内実行順序は「左」から「右」へとする $(1\Rightarrow 6)$ 。

全指導手は一斉に一列で前進しながら各犬を離れ、リングサイドへと進み、更に全頭の視野外となるリング外地点まで前進した上で待機する。2分間に及ぶ伏臥姿勢維持時間は全指導手が犬の視野外に移動し終えた時点より計測される。2分経過後、指示にて全指導手はリンク内に戻り、リング内の指示位置にて指導する犬と対面した状態で並列する。その後、スチュワード指示にて各指導手は指導する犬に向かって進み、犬と約50センチ間隔を空けて各犬を通過し、犬の後方約3メートル地点にて静止、犬の方へ向き直るよう指示される。次なるスチュワード指示にて全指導手は犬の側面まで進み、右から左(6⇒1)の順に犬に対し脚側停座を促す様、スチュワード指示を受ける。即ち、最初に伏臥姿勢を実行した犬が、最後に基本姿勢に移行する順序となる。全指導手が犬の元に戻り、全頭が基本姿勢を取り終え、スチュワードによる作業終了発表を以て当競技課目作業は終了する。

指導手に対し声符発声音量が大きすぎない様、注意喚起すべきである。発声音量に応じて他 犬に影響を及ぼしかねない上、場合によっては大きな減点を引き起こす可能性がある。

評価方法

指導手が発声する声符以前に犬が伏臥又は脚側停座姿勢に移った場合(例、隣接犬に向け他

指導手が掛けた声符に対し反応した場合)、当競技課目の獲得可能最高評価点は「8点」とする。声符発声以前に犬が自主的に伏臥又は脚側停座姿勢へ移行した場合、当競技課目の獲得可能最高評価点は「7点」とする。この場合、犬は新たに取った姿勢(伏臥又は停座姿勢)を継続維持すべきである。当競技課目開始に於いて自主的に変更した姿勢の維持が不可能な場合、当競技課目は「不合格(評価点=0点)」と見なされる。当競技課目終盤に犬が自主的に一旦停座に移り、その後再度伏臥姿勢を実行した場合、当競技課目の獲得可能最高評価点は「6点」とする。犬が横臥位(横たわった姿勢)を実行した場合や作業終了基本姿勢実行時に脚側停座を実行しなかった場合、当競技課目の獲得可能最高評価点は「7点」とする。犬が伏臥姿勢を実行しなかった場合(2声符発声により)、指導手が視野外にて待機中に犬が姿勢を立止や停座へ変更した場合、一犬身以上匍匐前進又は仰臥位(荷向け姿勢)を実行した場合、当試験課目は「不合格(評価点=0点)」と見なされる。2分間に及ぶ合同作業2分経過後、各指導手が既に並列、静止位置に移り終えた後、犬が自主的に停座又は立止姿勢に移った場合、当競技課目の獲得可能最高評価点は「6点」とする。犬が同時に指示姿勢実行位置から離脱した場合、当競技課目は「不合格(評価点=0点)」とする。

犬による不必要な全動作は減点対象とする。落ち着きの無さ、胴体や左右足への重心移動行動は評価点減点対象とする。犬は頭部位置を変更し、周囲を見渡すことが認められる。リング内外に於ける誘惑や音に対し興味を示すことは認められるが、精神的な不安定さや萎縮した印象を与えてはならない。

犬が数回吠えた場合、「1~2評価点」減点とする。犬が数回に渡り連続咆哮した場合、更なる減点を引き起こす。犬がほぼ終始咆哮し続けた場合、当競技課目は「不合格(評価点=0点)」と見なされる。クンクン鳴く行為についても前記と同等の扱いとする。

犬が立ち上がり他犬に対し至近距離まで接近した場合、その行為が重大な作業妨害に値する又は他犬との格闘が恐れられる場合、競技課目作業は一旦中断された後、妨害を引き起こした犬以外の全犬にて競技課目作業が再開、継続される。

第二競技課目 「紐無し脚側行進」

係点4

使用声符 「脚側位置維持」

注釈 脚側行進実施要領及び評価方法の詳細については「第 5 章、一般規程、 16.1 条、27~32 | を参照。

実施要領

脚側行進作業の目標は、犬が終始意欲的且つ注意深く、そして終始指導手左側にて行進位置 と指導手との距離を一定に保ち、方向変換、反転ターン、一旦停止や歩度変換を安定的に行 う事である。

「オビディエンス・クラス 2」における脚側行進作業は方向転換、反転ターンや一時停止を伴う各種歩度(常歩、緩歩、速歩)で実施、審査される。「常歩と緩歩」、「常歩と速歩」の明白な速度の違いが見られる必要がある。更に指導手が 2~3 歩前後行進を行う場合や、静止状態から直接短距離に渡る後退作業(5~8 歩、2~3 メートル)中に於ける犬の作業態度も試される。後退作業は停止状態から展開され、再度一旦停止にて終了する。作業開始及び終了はスチュワードによって指示される。後退行進作業実施に当たり、停止地点後方の床面が平坦であり、且つ安全が担保されている必要がある。競技会の全出場者は同一距離及びコース設定にて脚側行進作業を実施すべきである。

作業時間設定に関する提案 約2分間。犬種や指導手によって同一コースで作業を行うに 当たり所要時間が多少前後する事を考慮すべきである。

評価方法

注釈 当規程、一般規程において脚側行進実施要領並びに審査方法の詳細が解説されている。当作業審査方法については「第5章、審査用ガイドライン、63」を参照。脚側行進作業審査に当たり、前記各種規則並びにクラスに応じた審査が実施されるべきである。

当競技課目作業大半を指導手後方 50 センチ以上行進する犬や、指導手から離脱する犬の当競技課目評価は「不合格(評価点=0 点)」とする。常歩や速歩に於ける行進速度が遅い場合、「2~4 評価点」減点とすべきである。指導手後方における作業意欲が見られない遅れは重

大ミスと見なされ、「2~5 評価点」減点を引き起こすべきである。

指導手との密着不足や追加声符使用はミスと見なされる。進行方向から反れた犬の行進姿勢(平行でない、カニ歩き)は「1~3 評価点」減点とされるべきである。方向変換実行中 や前後の指導手による減速又は一旦停止行為は評価点の引き下げを招く。

脚側行進作業中の指導手並びに犬の行進態度は自然体でなければならい。犬や指導手による不自然な行進や誇張した表現は重度ミスと見なされ、度合いに応じて当競技課目の「不合格(評価点=0点)」を招く場合もある。

犬と指導手間の間隔は一定でなければならない。犬による指導手との極度に密着した行進態度、これ以上に犬が指導手進路を妨げる又は明白に妨害する場合、更に犬による指導手に寄り掛かる又は接触しながらの行進態度が見受けられた場合、前記事例順に大幅な減点が実施されるべきである。

後退作業実施中、安全確保の為指導手による軽度な集中力散漫さは認められる。尚、作業内容が完璧に実行されなかった場合、最大減点幅は「1~2評価点」とすべきである。

第三競技課目 「行進中の2姿勢(立止・停座・伏臥)

係点3

使用声符 「脚側位置維持」(3回)、

「立止」/「停座」/「伏臥」、「立止」/「停座」/「伏臥」

競技課目の解説

当競技課目は下記実施要領図に基づき実行される。「立止」、「停座」、「伏臥」の 3 姿勢中、 犬は2姿勢を実行する必要があり、審査員は競技開始前に各実行姿勢と順序を決定する。

コースには左屈折又は右屈折地点が設定されるべきであり、屈折実施方向は全出場者を対象に同一に設定されている必要がある。作業開始地点、方向変換地点(左折、右折(角度は共に 90 度))は小型コーン等によって印されているべきである。

スチュワード又は審査員は競技会開始前に(又はクラス審査前に)全指導手に対し採用される2姿勢や実行順序と、方向変換方角を周知すべきである。

各姿勢実行静止地点(立止、停座又は伏臥)は各 10 メートル直線部上の大よそ中央地点付近(5 メートル)とする。下記図を参照。

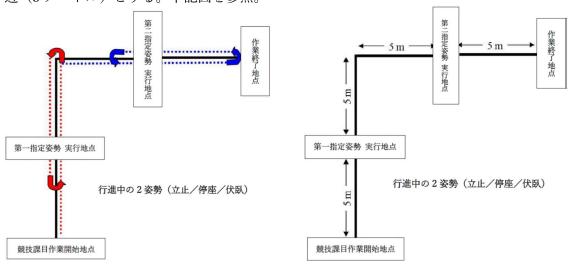


図 オビディエンス・クラス 2、第三競技課目「行進中の 2 姿勢」実施要領図

実施要領

スチュワードは指導手に対し作業開始、姿勢実行(立止/停座/伏臥)声符発声、反転ターン実行及び作業終了時に実施される静止タイミングを指示する。各屈折、及び各停止後に大を迎えに行き合流した上での作業継続はスチュワード指示無しで実施される。

指導手は犬を伴い作業開始地点を常歩にて離れ、コースの第一直線部側面を進みながら第 一屈折地点を目指す。おおよそ半分の道のり(約5メートル)を過ぎた地点においてスチュ ワード指示にて指導手は犬に対し「第一指定姿勢実行(立止、停座又は伏臥)」を促す。犬 は即座に正しい姿勢に移行すべきである。姿勢移行を促す追加・重複声符使用は認められな い。使用された場合、該当姿勢は審査上「不合格」と見なされる。

指導手は更に直線部側面を約5メートル前進し続け(ほぼコース上に設定されている次なる屈折地点迄)、スチュワード指示にて犬の方に向き直り、そのまま犬へ向かう道程を沿う形で犬の右側約50センチの間隔を空けながら通過する。指導手が犬の後方約2メートル通過した地点に於いてスチュワード指示に従い、新たな反転ターンを実行し、犬の元へと戻る。犬の側面に到達した指導手は、歩度を変える事も、静止する事も無く、「脚側行進再開を促す声符」を犬に向けて発する。

続く競技課目課題は当競技課目第一段階とほぼ同様の実施要領で実行される。即ち、屈折作業(右折又は左折)実行後、指導手はコース第二直線部上の終着地点(作業終了地点)を目指し、約5メートル前進した地点において犬による「第二指定姿勢」実行を促し、第一直線部上の作業と同様の実施要領で作業を実行する。

各立止、停座又は伏臥実行姿勢方向は作業開始、屈折及び作業終了各地点を結ぶ想像上の線と平行して犬によって実行されなければならない。各方向変換地点と犬の間隔は約50センチとするが、この場合犬の体高値が考慮される必要がある。各屈折作業は直角(90度)に実行される必要があり、けして半円を描いてはならない。指導手と犬は各方向変換地点コーンの右側から曲り込み、左側に残しながら通過しなければならない。指導手の歩行は自然体であるべきであり、常歩にて実施されるべき通常の脚側行進歩度と比較し、遅く又は早く実行されてはならない。

評価方法

注釈 「姿勢変更競技課目 | に於ける誤姿勢実行は、他競技課目と比較し、評価点の大幅な

減点を引き起こす。

合格評価点獲得の為、最低 1 姿勢の正確な実行が不可欠となる。犬が 1 指定姿勢を正しく 実行しなかった場合、当競技課目の獲得可能最高評価点は「7 点」とする。

姿勢未実行

下記の場合、「特定1姿勢」が審査上、「不合格扱い」となる

られるが、当競技課目の獲得可能最高評価点は「6点」とする。

- 誤姿勢が実行された場合
- 姿勢実行を促す声符が発せられた後に犬が更に一犬身以上の距離を前進し続けた場合
- 一旦正しく取った姿勢を変更した場合
- 指定姿勢実行を促す第二声符が使用された場合
- 犬が一旦静止した後、再度前進を再開し、一犬身以上の距離を前進した場合
- 指定姿勢実行を促すに当たり、指導手により重度視符又は体符が使用された場合 指導手による姿勢実行声符に対し犬が静止しなかった場合(指導手が向き直るまでに静止 に至らなかった場合)、当競技課目は「不合格(評価点=0)」と見なされる。指導手が続く 方向変更地点に到達するまでの間、犬の静止を促す追加声符使用が認められる。指導手が次 なる屈折地点に到達するまでに発する追加声符に犬が従い静止した場合、作業継続が認め

当競技課目審査に当たり、脚側行進実施内容と同時に実行される各姿勢(立止、停座、伏臥) の向きが作業開始地点、方向変更地点と作業終了地点を結ぶ各想像上の線と平行して実行 されているかに注意が払われる必要である。

遅い立止、停座、速度実行速度、進行方向より反れた指定姿勢実行、悪い脚側行進内容、声符発声直前の歩度変換、屈折作業の半円上の実行、設定コース側面に沿った平行でない脚側行進と、指導手による確認を目的とする犬の方角への振り向き行為はミスと見なされる。前記何れかの行動が確認された場合、「1~4 評価点」減点が実施されるべきである。指導手が犬の誤った側面に於いて通過した場合、「1 評価点」減点されるべきである。

各指定姿勢実行を促す追加声符使用は禁止とする。追加声符使用が確認された場合、該当姿勢は審査上「不合格扱い」と見なされる。

犬の立止/停座/伏臥姿勢実行を促すに当たり、視符や体符使用は重大ミスと見なされ、大幅な評価点減点を引き起こす。実行強度と実行時間に応じ、該当姿勢は「不合格」とし又は、

当競技課目作業は「1~5評価点」減点される。「第5章、一般ガイドライン、48」を参照。

第四競技課目 「立止を伴う招呼」

係点3

使用声符 「伏臥」、(「姿勢維持」)、「招呼」、「立止」、「招呼」、(「脚側位置維持」) 当競技課目各作業における声符使用を必須とする。「静止を促す声符」との視符 兼用が認められる(視符 静止を促す当たり片手又は両手使用が認められる)

競技課目の解説

招呼実行距離は約25~30メートルとする。犬が半分の距離に到達した地点において指導手は声符にて静止(立止姿勢)促す。作業開始地点と中間地点を小型コーン又は半球体マーカー等によって印す事が認められる。中間地点はコーンや他印によって目視可能となる方法で記されるが、犬の進路から明白に外れた地点に設定される必要がある。このコーン/印は指導手が「静止を促す声符」を掛ける地点として捉えられるべきである。即ち、犬が中間地点に配置されているコーン/印に到達次第、「静止を促す声符」が使用されるべきである。

実施要領

作業開始位置に於いて指導手は指示により伏臥姿勢を命じ、指示された方角に対し約 25~30 メートル進み、犬の方へ向き直り、静止する。指導手はスチュワードの指示にて犬を招呼する。犬が全招呼距離の概ね中間地点に到達次第(配置された中間地点マーカーに到達すると同時に)指導手は自主的に犬に対し立止姿勢実行を命じる。中間地点は犬の進路から外れたマーカー/印によって印されている(中間地点は立止声符発声位置とし、犬が静止を実行すべき地点と捉えるべきではない)。犬は招呼声符に従い即座に招呼作業を開始すべきであり、「静止を促す声符」に対し直ちに制動行動に移り、静止すべきである。

指示に従い(約3秒後)指導手は犬を再度招呼する事により基本姿勢への移行を促す。

全ての指導手指示は声符である必要があり、明白に伝わる方法で発声されなければならない。犬の静止を促すに限り、声符との視符兼用が認められる。尚、視符は声符と同時に使用 される必要があり、声符発声時間を上回る使用は認められない。

招呼を促すに当たり、犬名を続けて明白に発声する事は認められるが、二つの独立した声符である印象を与えない様、連続使用されなければならい。

評価方法

犬は各招呼声符に対し意欲的な反応を示す必要があり、「静止を促す声符」に対し正確な静

止作業を実行しなければならない。最低「速いトロット(軽速足)」に値する速度に於ける、 安定した招呼作業実行が要求される。遅い招呼実行速度や、静止指示を予測する犬の行動は ミスと見なされる。極度に遅い作業動作や作業意欲不足は当競技課目の「不合格」を招く場 合もある。尚、招呼速度と静止作業審査に当たり、犬種特性と個体の体格構成が考慮される 必要がある。招呼声符にて犬は即座に招呼作業を開始すべきであり、「静止を促す声符」に 対し直ちに制動行動に移り、静止すべきである。

初回招呼又は静止作業実行後の再招呼作業を促すに当たり追加・重複声符が使用された場合、「2評価点」減点とする。前記何れかの招呼作業を促す「第三声符」使用や、合計 4 招呼声符使用により、当競技課目評価は「不合格(評価点=0点)」とする。

初回招呼声符発声以前に犬が一犬身以上立ち位置から離脱した場合、当競技課目は「不合格 (評価点=0点)」とする。犬が招呼される前に立止又は停座姿勢に移行した場合や、一犬身 以内の離脱距離が確認された場合、当競技課目の獲得可能最高評価点は「8点」とする。 静止作業を審査するに当たり、速度が速い犬や体格上体重が重めな犬に限り、制動距離に付 いて多少の許容範囲超過が認められるが、速度が遅い犬にあっては認められない。声符発声 と同時に犬は制動動作を開始し、静止すべきである。

犬の招呼速度と関係なく、静止を促す声符発声時より、完璧又は正確と見なされる静止実行まで犬は一犬身以上の距離を要してはならない。前者と比較し速度が遅い犬はより正確な静止作業を実行すべきである。静止後の数歩に渡る前進行動は重大ミスと見なされ、評価点の引き下げを引き起こすべきである。制動、静止実行に当たり、犬が地面を滑る動作に転じた場合もミスと見なされ、同様に評価点の減点を招く。

犬が静止試みに失敗し、約3犬身以内の距離にて静止しない場合、審査上は「静止未実行」 と扱われ、当競技課目の獲得可能最高評価点は「7点」とする。

犬が静止を試みなかった場合、当競技課目評価点は「不合格(評価点=0点)」とする。 犬が誤姿勢にて静止した場合や、静止(立止)姿勢から他姿勢へ移行した場合、静止作業の その他審査要素を完璧に満たす限り、「2評価点」減点とする。

第五競技課目「指定範囲への送り出しと伏臥及び招呼」

係点4

使用声符 「前進」、「右 | 又は「左 |、(「立止 |)、「伏臥 |、「招呼 |

犬が指導手より離れた状態で作業を行っている場合、声符との視符兼用が

認められる。「立止」及び「伏臥を促す声符」使用時の兼用も可能とする。

競技課目の解説

指定範囲面積(スクエア、ボックス)は3メートル四方とし、作業開始地点から中央地点までの距離は約23メートルと設定される。指定範囲の四隅は、高さ約10~15センチのコーンによって印され、各コーン外面は明白に目視可能なマーキング線によって結ばれる必要がある(例、テープや石灰線を使用)。指定範囲境界線より最も近い会場リング仕切り線までの距離は最低約3~5メートルとする。第7章、付録5「指定範囲設定図」を参照。

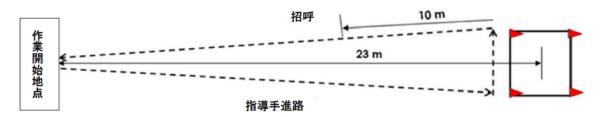


図 「クラス 2、第 5 競技課目」スクエア設定方法は「第 7 章、付録 5」を参照。

実施要領

競技課目作業開始前に指導手は「犬に対し指定範囲内にて一旦立止を命じ、その後伏臥を求めるか」、「直接伏臥実行を求めるか」を審査員に告げるべきである。

立止、伏臥及び軌道修正を促す指示以外の全指示はスチュワード許可を得た上で使用される必要がある。

指導手は当競技課目指導規則に則り指導すべきであり、犬は指示に従う必要がある。例えば、 指導手が指定範囲内において立止実行を求める場合、立止姿勢に移行すべきであり、直接伏 臥を命じた場合は即座に伏臥姿勢を実行すべきである。

犬が自主的な判断に基づき作業を実行した場合、評価点の減点対象とする。即ち、スクエア 内における立止及び伏臥実行に当たり、指導手による声符使用が必須となる。

スチュワード許可にて指導手は犬を作業開始地点から面積 3 メートル四方の指定範囲(スクエア/ボックス)へと誘導する。

犬は直線上を指定範囲へと向い、進路上にある指定範囲正面側から侵入すべきである。

犬が指定範囲に到達次第、指導手は犬に対し一旦立止姿勢を促した後、伏臥姿勢移行を命じるか、直接伏臥実行を促す。一旦、立止姿勢実行が命じられる場合、引き続き伏臥実行が促されるまで立止姿勢が明白且つ、安定した形で継続的に実行される必要がある(約3秒間)。

「立止」と/又は「伏臥を促す声符」使用タイミングは指導手判断に委ねられる。

次なるスチュワード指示にて指導手は指定範囲側面の右手前方に配置されているコーンに向かって前進する。コーン到達約2メートル直前にて左折実行指示を受け、左折実行後約3メートル地点到達時に新たに左折指示にて左屈折を実行し、作業開始地点へと戻る。第2左屈折実行後、約10メートル前進した地点にて、指導手は静止する事無くそのまま作業開始地点へ向かいながら、犬に対し招呼を促す指示を受ける。ボックスからの招呼作業を促す声符発声と同時に指導手は一瞬頭の位置を変更する事が認められる。作業開始地点に到達した指導手はスチュワードより停止実行指示を受ける。

追加・重複声符使用による評価点減点防止の為、当競技課目作業を犬に実行させるに当たり 指導手は合計4声符以上使用すべきでない。内、1声符発声にて犬は指定範囲内で立止姿勢 を実行すべきである。他選択肢として指導手は犬に対し直接伏臥実行を命じる事が可能で あるが、この場合合計使用声符数は3声符とする。犬の軌道修正が必要となった場合、声符 と視符兼用が認められる。

評価方法

指導手による方向指示と声符に従う犬の意欲、作業実行速度並びに最短距離選定に審査上 重点が置かれるべきである。

犬に方角を示す行為(例えば、スクエアの位置)、作業開始地点に於ける犬に対する接触行為(作業開始前であったとしても)は当競技課目「不合格」を引き起こす。作業開始前の犬による指導手の接触を意味する「ハンド・タッチ」は認められるが、指導手による犬の接触は認められず、決して指定範囲や特定方角に対する意識付け行為が行われている印象を与えてはならない(第5章、一般ガイドライン、20及び53を参照)。

指導手が声符発声と同時に基本姿勢から如何なる方角へも離脱した場合、当試験課目評価は「不合格(評価点=0点)」とする。指導手による過剰なボディーランゲージ(体符)実行が見受けられた場合、当競技課目の獲得可能最大評価点は「8点」とする。

犬の誘導又は軌道修正が必要となった場合に限り、視符使用が認められる。犬が指導手側面にいる場合の視符使用は「2評価点」減点を引き起こす。

犬の作業速度が遅い又は極度に遅い場合、獲得可能最高評価点は「6~7点」とする。 犬が自主的な判断に基づき作業を行った場合、減点対象とする。ボックスに向かう道のりの 途中に静止した場合や、指導手指示を受ける事無くボックス内にて静止又は伏臥を実行した場合、「3評価点」減点を引き起こすべきである。

指定範囲(スクエア、ボックス)

犬が指定範囲側面又は後面から侵入した場合、「0.5~1 評価点」減点されるべきである。 犬がスクエア外にて停座又は伏臥姿勢を実行した場合、再誘導行為は認められず、当競技課目は「不合格(評価点=0 点)」扱いとする。尚、尾にあっては指定範囲境界線内に収まっている必要はない。

立止を促す声符にて犬がスクエア外隣接地点や境界線地点にて静止し、スクエア侵入を促す再誘導声符が必要となった場合、「伏臥姿勢を促す声符」が発せられる前に新たな「立止を促す声符」が使用される必要がある。又は、「再誘導声符」と「新たな立止を促す声符」が掛けられた後に「直接伏臥を促す声符」が使用されなければならない。犬の反応が迅速で、各実行姿勢が明白である限り、前者、後者共に「2評価点」減点とする。

犬が指定範囲内(スクエア)にて声符に従い誤姿勢を実行した場合、「2評価点」減点とする。立止姿勢が明白に実行、維持されない、又は実行継続時間が不足した場合、「1~2評価点」減点を引き起こす。

犬が自主的な判断に基づき誤姿勢を実行した場合、「3評価点」減点とする。

指導手が実行する第二屈折作業以前に犬が停座又は立止姿勢へ姿勢変更した場合、当競技課目は「不合格(評価点=0)」とする。指導手が第二屈折実行後犬に対し招呼を促す前に犬が停座又は立止姿勢へ姿勢変更した場合、当競技課目の獲得可能最高評価点は「7点」とする。指定範囲内にて犬による姿勢変更を伴わない、匍匐行動等の伏臥実行地点からの離脱が確認された場合、「2~3評価点」減点とする。スチュワードが招呼実行許可を与える前に犬が静止位置から離脱し指定範囲境界線外に移動した場合、当競技課目は「不合格(評価点=0点)」とする。尚、犬が指導手による招呼指示を予測し、指導手指示よりほんの若干早めに招呼作業を開始した場合(例えば、指導手に対するスチュワード指示にて犬が作業を開始した場合)、「2~3評価点」減点とする。

招呼、立止及び伏臥を促す追加・重複声符使用は「2評価点」減点を引き起こす。前記一所作でも促すに当たり第二追加・重複声符(第3声符)が使用された場合、当競技課目は「不合格(評価点=0点)」と見なされる。

第六競技課目 「遠隔操作による方向転換を伴うダンベル持来」 係点3

使用声符 「脚側位置維持」、「立止」、「右」又は「左」、「持来」、「受渡し」(「脚側位置維持」) 誘導声符との視符兼用が認められる。

競技課目の解説

互いに約10メートルの間隔に木製ダンベル2個が容易に目視可能な状態で配置される。持来されるべきダンベルはくじ引きによって決定される。

作業開始地点は、ダンベル 2 個を結ぶ想像上の線と、作業開始地点が起点となる中央線との交差地点から約 15 メートル離れた地点に設定されている。

各ダンベル配置位置を結ぶ想像上の線の中央地点より約 10 メート地点に、即ち作業開始地点より 5 メートルの位置に小型マーカー(テープ、石灰線、マーカー等)が設定される。作業開始が告げられた後に木製ダンベル 2 個を、ダンベル間を結ぶ想像上の線上に、互いに約 10 メートル離れた地点に容易に目視可能な状態で配置する。持来されるべきダンベルに関わらず、スチュワードは同一競技会において全出場者を対象にダンベルを常に同一順序で配置する(常に「左⇒右」又は「右⇒左」)。「オビディエンス・クラス 2、第 6 競技課目実施要領図」を参照。作業開始地点に於いて指導手と犬は約 5 メートル前方に設定されているマーカーに向いて待機する(即ち、配置されている二つのダンベルを結ぶ想像上の線の中央地点に向く)。当競技課目の作業開始は指示される。

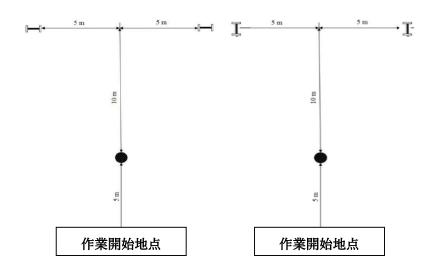


図 「競技課目 2.6」 ダンベルは「垂直」又は「水平方向」に配置可能とし、競技会場境 界線より最低 3 メートル離れた位置に配置されるべきである。

実施要領

作業開始地点にて指導手と犬は約5メートル前方に設定されているマーカーに向って待機する。作業開始は告げられ、2つのダンベルが配置された後、指導手は犬と共に作業開始地点よりマーカーを目掛けて進むよう指示され、マーカーを1~2メートル通過した地点においてスチュワード指示にて反転ターンを実行し、そのまま作業開始地点に向かってマーカーまで戻り、マーカー設定地点に到達次第指導手は自主的に犬のその場での立止を促す。その後、指導手は犬を離れ単独で作業開始地点迄戻り、静止すると同時にダンベルが配置されている方角に向き直る。犬に静止を促す声符を発声する場合や犬から離れる際に停止すべきではい。約3秒経過後、抽選で決定されたダンベル元へと犬を向かわせる指示を受けた後、指導手による持来を促す声符により犬はダンベルを持来し、正確に引き渡すべきである。「方角を指示する声符(「右」や「左」)」と「持来を促す声符」は間を余り空けずに発声されるべきであるが、「持来を促す声符」発声が遅れた場合は追加声符使用と見なされる。

評価方法

指導手による方向指示、持来及び静止指示に従う犬の意欲、作業実行速度並びに正しいダンベルへの最短距離選定に審査上重点が置かれるべきである。

作業開始地点に於ける作業展開方向を示す又は犬に触れる行為は当競技課目の「不合格(評価点=0点)」を引き起こす(「ハンド・タッチ」=犬による指導手の「掌」に触れる行動は認められる。「一般規程」を参照)。

合格評価点獲得には、犬は指導手より持来実行指示を受けるまでマーカー地点にて実行している立止姿勢から一犬身以上離脱してはならない。

静止実行位置から離脱する犬、伏臥又は停座に姿勢変更する犬の当競技課目獲得可能最高評価点は「8点」とする。指導手指示以前に犬が一犬身以上の距離を静止地点(立止姿勢)より離脱した場合、当競技課目は「不合格(評価点=0点)」と見なされる。

方向指示又は軌道修正用追加指示は、それらの強度と、犬が従う意欲に応じ減点幅が変動する。1 追加指示当たり、「1~2 評価点」減点を引き起こすべきである。

犬が明白に間違ったダンベルへ向かう途中指導手によって静止され、軌道修正を受けた後、 正しいダンベルを持来した場合、当競技課目の獲得可能最高評価点は「7点」とする。尚、 間違った方角/ダンベルより正しいダンベルへ向かわせる一旦静止を伴わない軌道修正が 成功した場合、「2評価点」減点されるべきである。

犬が間違ったダンベルを咥え上げた場合、当競技課目は「不合格 (評価点=0点)」とする。 ダンベルの落下、噛み返し行為に関する詳細は「第5章 審査用一般ガイドライン」を参照。

第七競技課目 「木製物品 6 個からの選別作業」

係点4

使用声符 「探し当て」、「引き渡し」、(脚側位置維持)

実施要領

作業開始地点に於いて指導手は犬と共に基本姿勢にて待機し、スチュワード指示にて作業が開始されると同時にスチュワードは事前に印が施された木片(10×2×2 センチ)を指導手に渡す。木片に印を施すに当たりフェルト製先端を有する各種インクペン、マーカー・ペンやマジック・マーカー等の使用は避けられるべきであり、鉛筆又はボールペンが使用されるべきである。指導手は木片を約 10 秒間手で保持する事が許される。この段階に於いて犬は木片に触れる又は木片を嗅ぐ事は認められていない。その後、スチュワードは指導手に対し木片を手渡した後に向き返る様、指示を与える。各木片が犬の視野内又は視野外にて配置されるかは指導手判断に委ねられる。木片配置作業を犬が見守るべきか否かは指導手判断に委ねられる。「脚側位置維持」や「静止を促す声符」使用は認められる。

スチュワードは指導手より直接触ることなく受け取った木片と他同一寸法木片 5 つを指導手より約 10 メートル前方の地点に配置する。この場合、指導手から受け取った木片以外の5 つの木片は素手で配置される。各木片は円状、「垂直」又は「水平」に互いに約 25 センチ間隔で配置される。用いられる木片配置パターンは全出場者共通とするが、指導手が保持した木片配置位置は変更されても差し支えはない。尚、各木片が水平又は垂直線上に配置される場合、指導手が保持した物品は左右先端位置に配置される事は認められない。

その後、指導手は向き直るよう指示され、指導手は犬に対し印が施された木片の選別、持来 を促す。一般規程に基づき犬は指導手が作業開始前に保持した木片を選別、持来、引き渡す べきである。

意欲的、且つ目的意識のある作業が見受けられる限り、作業持ち時間は約30秒とする。各出場者用に新たに6つの木片が準備、使用されている必要がある。

評価方法

犬の作業意欲、作業効率及び作業実行速度に審査上重点が置かれるべきである。作業開始時、スチュワードに返還される以前に、指導手が保持する木片に対し犬が接触又は嗅ぐ行為を実行した場合や、配置木片付近に犬が到達している段階で指導手指示が見受けられた場合、当競技課目は「不合格(評価点=0点)」とする。

犬が誤った木片を一旦咥え上げた後、正しい木片を加え上げ持来した場合、当競技課目の獲得可能最高評価点は「7点」とする。犬が間違った木片を二回加え上げた場合、当競技課目は「不合格(評価点=0点)」とする。

選別作業中の犬による木片に対する嗅ぎ当て行為や、極めて軽度の接触は当競技課目の「不合格(評価点=0点)」を引き起こさない。

犬による木片に対する押す、突く行為や木片の移動、又は正しい木片を嗅ぎ当てるに当たり数度に渡る確認行為を要する場合、減点とする。一回の突く又は移動行為は、「0.5~1評価点」減点とする。短い再確認行為は、作業が順序だてて効率的に実行されている限り、必ずしも評価点減点を引き起こすべきではない。

本片を落とす行為、噛み返し行為については「第 5 章 審査用一般ガイドライン」を参照。 第八競技課目 「遠隔操作による6姿勢変更」 係点4

使用声符 「伏臥」、(「姿勢維持」)、(「停座」/「立止」/「伏臥」)×2、「停座」 姿勢変更を促すに当たり、声符との視符兼用が認められる。この場合、片手又 は両手を用いた視符が認められる。

実施要領

犬は指導手指示に従い静止実行位置を変える事無く姿勢を6回(**停座、立止、伏臥**)変更すべきである。

作業開始地点は、互いに約 0.8 から 1 メートル離れた地点に配置されている 2 つのマーカーの間に設定されている。二つのマーカーを結ぶ想像上の線が境界線を形成する。指示に従い、指導手は想像上の線(境界線)が接面を形成する様、その手前の作業開始地点において大に対し伏臥姿勢移行を促す。

その後、指導手は指示された、犬の前方約 10 メートルにある地点へと進み、犬の方へ向き 直る。**姿勢変更順序は**常に「**停座⇒立止⇒伏臥**」又は「**立止⇒停座⇒伏臥**」であるべきであ る。各姿勢への移行は 2 回実行される必要があり、最終姿勢を促す指示は必ず「伏臥を促す 指示」とする。各姿勢実行順序は全出場者同一とする。

スチュワードは指導手に対し略図又は電光表示板を用いて次なる実行姿勢と実行タイミングを示す。この場合、スチュワードは犬の姿勢変更を目視不可能な、約 3~5 メートル離れた地点にて姿勢実行表示を行うべきである。スチュワードは犬によって実行されるべき姿勢の表示を約3秒毎に変更すべきである。

指導手は声符を使用しなければならない。指導手が犬から離れた地点に作業を行う場合、声符発声時の視符同時使用が認められるが、これら視符は声符発声と同時に使用される必要がある。最終声符となる「伏臥を促す声符」発声後、指示により指導手は犬の右側面へと戻り、スチュワード指示にて犬に対し基本姿勢実行(脚側停座)を促す。

評価方法

姿勢変更速度、各姿勢の正確な実行及び維持、並びに姿勢変更時に於ける実行方向変更の有無に重点を置かれる審査が要求される。

犬が作業開始地点を如何なる方角へも合計一犬身以上移動した場合、当競技課目は「不合格 (評価点=0点)」とする。犬による離脱距離が一犬身に値する場合、獲得可能最高評価点は 「5点」とする。離脱距離測定に当たり、犬が如何なる方角に対し実行した離脱距離(前進、 後退、側面離脱)が合算される。

6 姿勢の内、犬が審査上 1 姿勢を未実行した場合、獲得可能最高評価点は「7 点」とし、2 姿勢未実行の場合、獲得可能最高評価点は「5 点」とすべきである。犬が指示姿勢を実行せず、代わりに次なる姿勢を実行した場合、獲得可能最高評価点は「5 点」とすべきである。合格評価点獲得には犬は指導手指示に従い姿勢を最低 4 回変更する必要がある。

1 姿勢変更実行又は姿勢修正に当たり、犬が 2 声符必要とした場合、獲得可能最高評価点は「8 点」とする。犬による姿勢実行を促す第二声符無視は採点上、該当姿勢未実行に値する。 姿勢実行を促す初回追加・重複指示使用は「2 評価点」減点を引き起こし、更なる姿勢変更 実行に追加・重複指示が必要となる度に「1 評価点」減点とする。

与えられた時間内にて姿勢変更を促す第 3 声符使用は認められるが、該当姿勢は審査上未 実行扱いとなる上、続く姿勢実行が与えられた時間内で可能でなければならない。

過剰な声符発声や、強調した又は長時間に渡る視符使用は評価点減点を引き起こす(第5章、 一般規程を参照)。 指導手が犬の元へ辿り着くまでに犬が停座姿勢に移行した場合、当競技課目の獲得可能最高評価点は「8点」とすべきである。

実行すべき全姿勢の内、例え3~4姿勢が追加・重複指示使用により即座に良い明白な姿勢 実行に繋がる場合、そして実施要領に定義されているその他全課題が納得の行く内容で実 行されれば合格評価点を獲得可能とする。

第九競技課目

「コーン群又はバレル回り作業を伴う単独往復走行、静止及び障害飛越」 係点3

使用声符 「コーン回り」、「立止」又は「伏臥」、「右」・「左」、「飛越」、(「脚側位置維持」) 「静止」と飛越実行前の「方向指示声符(左・右)」との視符兼用が認められる。

競技課目の解説

クラス競技が開催される前に審査員は全出場者に対し犬が指導手の元に戻る途中に取るべき姿勢(立止又は伏臥)を告げる。指定姿勢は全競技者を対象に同一とする。

二種類の障害(通常障害と障害枠)が互いに約5メートル離れた地点に配置される。各障害設定高は出場犬のキ高高に合わせ設定される必要があるが、地上より50センチ以上に設定されてはならない。

設置された2つの障害を結ぶ想像上の線より約10メートル離れた地点にコーン群(3~6個) 又はバレル(いずれも高さ40~50センチ)が配置される。当競技課目設定レイアウトは別 記図の通りとする。コーン群の他配置方法については当規程「第7章、付録4」を参照。

犬が一旦停止すべきコーン群より手前約 2 メートル地点は犬の進路から明白に離されて設定され、犬の気を引かないコーン 2 本や半球マーカー2 個又は他印によって印される事が認められる。下記図を参照。

犬はコーン群・バレル配置作業を見守る事が認められない為、指導手が作業開始地点にて静 止する以前に配置作業は完了している必要がある。

指導手(又はスチュワード又は審査員)は犬が飛越を行うべき障害(障害枠又は通常障害、「左」・「右」)を抽選すべきである。この段階ではくじ引きで決定された犬が向かうべき方角は指導手に告げられない。犬がコーン群・バレル回りを実行し終え、静止(立止又は伏臥)した時点で犬がどの障害を飛越すべきであるかが指導手に告げられる。スチュワードは「障

害枠 (open hurdle) /通常障害 (closed hurdle) 指示」と指導手に指示する。

作業開始地点は指導手によって選定可能とされる。障害間を結ぶ想像上の線より 5~7 メートル手前に選定される事が認められる。

当競技課目で使用される各障害の推奨構造は当規程、「第7章、付録 1.1」及び「1.2」、コーン群の設定パターン例については「第7章、付録 4 | を参照。

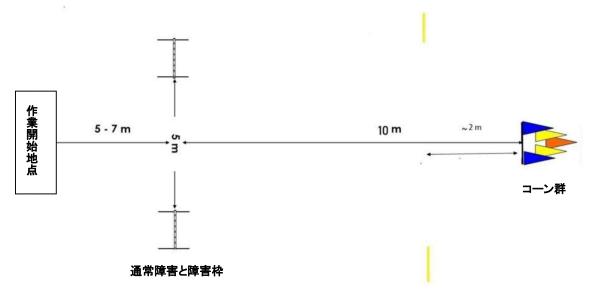


図 「第9競技課目 (2.9)」 2 メートルの距離を示す目標マーカーの設定は任意とする。 実施要領

指導手は犬を伴い選定した作業開始地点にてコーン群に向いた状態の基本姿勢で待機する。 スチュワードは作業開始を指導手に告げ、指示に従い指導手は犬のコーン群・バレル回り作 業開始を促す。犬のコーン群・バレル回り作業は「時計回り」、「反時計回り」、何れの方法 で実行される事も認められる。コーン群・バレルとの間隔を極端に詰めた回り方は理想的で はなく、寧ろ対象物と犬の間には明白な距離が空けられるべきである。犬種にもよるが、中 型犬は約0.5メートル、大型犬は最大1メートル迄距離を空ける事が適切とされる。

大がコーン群回りを終え、復路を最低 2 メートル進んだ地点で指導手は自らの判断で犬に対し事前に審査員によって決定された姿勢における静止を命じる。この場合、声符使用は必須とし、視符兼用の是非については指導手判断に委ねられる。

約3秒間に渡る犬の静止作業中にスチュワードは指導手に対し犬が向かうべき、選出された方角/障害を告げる(open/closed command = 障害枠/通常障害声符)。続くスチュワード指示にて指導手は犬に対し前進再開と正しい障害の飛越作業実行を促す。飛越作業を

終えた犬は指導手の元へ戻り、基本姿勢に移行すべきである。スチュワードによる指示(指示内容は、"command")を得た上で犬に対し作業開始を促すべきである。

犬が障害に向かって前進開始した直後に「障害飛越を促す声符」を発声する事が認められる。

評価方法

大の各種声符や方向指示に従う意欲、作業実行速度並びに明白、且つ適切な距離を空けたコーン群回り作業と、往復最短距離選定の有無に審査上重点が置かれるべきである。作業実行に当たり対称性と指導手の元へと戻る際の指導手正面に対する中央線上のアプローチ(静止実施まで)方法も評価されるべきである。コーン群又はバレル回り作業経路は「時計回り」、「反時計回り」、何れも認められる。

最低「活発なトロット(軽速足)」に相当する適切な速度に於ける作業実行と終始一貫した 実行速度維持が要求される。作業速度が遅い又は作業意欲が見られない場合、「1~5評価点」 減点とする。作業実行速度とコーン群回り作業実行時のコーン群との間隔取り、及び静止作 業の審査に当たり、犬種特性や個体の体格構成が考慮される必要がある。

犬がコーン群/バレルに到達する以前に指導手の方角へと方向変換を行った場合や静止した場合、指導手はコーン群・バレル回りを実行させる為の軌道修正を促す必要がある。軌道修正を促す1声符で犬がコーン群・バレル回り作業を実行した場合の減点幅は「3評価点」とする(よって、この場合他作業課題や審査要素上作業が完璧に実行された場合、当競技課目評価点は「7点」となりうる。)

犬がコーン群・バレル回り作業を実行しなかった場合、当競技課目は「不合格(評価点=0 点)」とする。

コーン群回り実行後、犬が自主的に停止を実行した場合(無声符にて、停止が明白に早すぎた場合)、犬は一旦招呼された上で再度静止が促されるべきである。この場合の可能獲得最高評価点は「7点」とする。

静止作業評価に当たり、静止を促す声符に従う犬の意思が評価される。静止指示を下すタイミングは指導手判断に委ねられるが、犬がコーン群回りを終え、最低 2 メートル以上復路を進んだ地点以降に発声される必要がある。

犬が誤姿勢にて静止した場合、当競技課目の獲得可能最高評価点は「8点」とする。 犬が明白にコーン群回り作業を終え(1メートル以上コーン群を離れている場合)、指導手 が早すぎるタイミングにおいて犬に静止を促した場合、「2評価点」減点されるべきである。 犬が指導手指示を予測し作業を自ら開始した場合、「2~3評価点」減点されるべきである。 犬が自主的に作業を行う場合、「3評価点」減点されるべきである。

犬が静止を実行するに当たり制動距離が 3 頭真身以上に及んだ場合、当競技課目の獲得可能最高評価点は「7 点」とする。犬による静止未実行は当競技課目の「不合格(評価点=0点)」を引き起こす。

指導手が招呼/飛越を促す声符を発声するまで犬は静止姿勢(立止/伏臥)を維持続けるべきである。静止実行後、犬による作業開始が早すぎた場合、「2~3評価点」減点されるべきである。極端に早い作業再開は(例えば、スチュワード指示前の作業再開)場合によっては当競技課目の「不合格(評価点=0点)」でさえを引き起こす事もある。

犬が誤った障害に明白に向かって前進し、指導手によって静止された上で正しい障害の飛越に成功した場合、「3評価点」減点されるべきである。一旦静止を伴わない誤った方角(又は障害)からの軌道修正が成功した場合、「1~2評価点」減点されるべきである。

方角修正(軌道修正)を目的とする指導手による追加・重複指示使用は、それらの発声強度と指示に対する犬の服従性によって減点幅が左右する。1 追加又は重複指示当たり、「1~2評価点」減点される場合がある。他所作を促す追加・重複指示使用は一般規程に基づき減点されるべきである。

犬がコーン又はバレルと接触又は衝突した場合、接触又は衝突度合いに応じて「1~3 評価点」減点を引き起こす。犬がコーン又はコーン数本を倒した場合、「2~3 評価点」減点される。犬がコーン群の間を通り抜けた場合、獲得可能最高評価点は「7 点」とすべきである。飛越実行時の犬による障害に対する軽度接触は「2 評価点」減点を引き起こすべきである。犬が障害枠バーに接触、又はバーを落とした場合も「2 評価点」減点を引き起こすべきであるが、これ以上の減点とすべきでない。

作業開始地点において犬に対する方角指示や犬に対する接触行為は当競技課目の「不合格 (評価点=0点)」を引き起こす(第5章、審査用一般ガイドライン、20、53を参照)。

当競技課目作業が「不合格(評価点=0点)」と見なされる事例

- 犬がコーン群/バレルに向かう途中に障害飛越を実行した場合
- コーン群/バレル回りを促す軌道修正用第二追加・重複声符が使用された場合(即ち、コ

- ーン群回り作業を促す第三声符が発声された場合)
- 犬がコーン群/バレルから十分な距離を空けていないにもかかわらず、指導手が明らかに早いタイミングで「静止を促す声符(立止又は伏臥)を発声した場合
- 指導手指示にて犬が静止しない場合
- 犬が障害飛越を実行しなかった場合や、間違った障害を飛越した場合
- 飛越時における犬の障害に対する足掛け行為
- 障害が倒された場合

作業開始地点において指導手が犬に対し方角を示す行為を実行した場合や犬に触れた場合、 当競技課目の「不合格(評価点=点0)」が言い渡される。「第5章、20及び53」を参照。

第十競技課目「作業総合印象」

係点2

評価方法

総合評価審査時、犬の作業意欲及び声符に対する服従性は不可欠要素とする。作業の正確性及び精密性、更に指導手と犬による自然な動作が重要視される。高評価点獲得には指導手と犬のチームワークが重要であり、相互的な作業への喜びと良いスポーツマンシップが見られる必要がある。作業中及び競技課目間の全動作が当競技課目「作業総合印象」の評価点に反映される。

犬が制御不能となり、作業中又は競技課目間に於いてリング退場を伴わない指導手離脱を一度でも行った場合、犬が初回招呼指示に従う事を前提とし、「作業総合印象」の獲得可能最高評価点は「5点」とする。犬が招呼実行を拒絶した場合や、再度会場の場外へ離脱した場合、「失格」が言い渡される。

犬が作業中または競技課目間にリングを離れた場合、或いはリング内にて排尿、排便行為が確認された場合も「失格」が言い渡される。尚、当クラス「第一競技課目(2.1)」作業中に犬が場外離脱し、指導手の元へと進んだ場合、「失格扱い」とされないが、当競技課目「作業総合印象」の獲得可能最高評価点は「5点」とする。

注釈 単独審査に当たる審査員 2 名以上によってそれぞれ下された評価点の平均値が用いられたとしても、上記評価点以上の評価は付与されない。

「第5章、審査用一般規程、75」を参照。

FCI オビディエンス・クラス 3

「第一競技課目 (3.1)」並びに「第二競技課目 (3.2)」

- 第一競技課目 「2 分間のグループ停座(指導手は視野外待機)」 係点 2
- 第二競技課目 「1 分間のグループ伏臥及び招呼」 係点 2

「第一競技課目 (3.1)」並びに「第二競技課目 (3.2)」は連続実施され、各競技課目作業の獲得評価点は第二競技課目作業終了後に個別に発表される。

使用声符 「停座」、「姿勢維持」、「伏臥」、「招呼」

「伏臥姿勢を促す声符」との視符兼用が認められる。

競技課目の解説

全犬紐無し状態で競技リングに入場する必要があり、首輪装着は必須とする。

グループは最低 3 頭、最高 4 頭から構成されるべきである。尚、競技会に於ける「クラス 3」全出場犬総数が 5 頭のみ存在する場合、5 頭で 1 グループを構成することが認められる。 席次が決定される競技会の取扱いについては下部に明記されている特例規則を参照。

グループを構成する全指導手が互いに約4~5メートル間隔で並列した状態で各犬と基本姿勢を取り終え、スチュワードによる「第一競技課目(3.1)」の作業開始「Exercise 1 starts」が告げられる時点で作業開始とする。全指導手が競技リング内に戻り、指導する犬と約10メートル距離を空けた対面状態にて静止した段階で、スチュワードによる作業終了と続く課目開始発表を以て当競技課目作業は終了し、「第二競技課目(3.2)」が開始される。

「第二競技課目(3.2)」は「第一競技課目(3.1)」終了と同時に開始される。全頭第一競技課目作業終了地点にて停座姿勢を維持すべきである。指導手は左から右に向かった順(1⇒4)に犬に対し伏臥姿勢実行を命じ、各犬はそのまま 1 分間に渡り伏臥姿勢を維持すべきである。その後、各指導手は右から左に向かった順(4⇒1)に犬に対し招呼実行を促し、犬を基本姿勢に移行させる。

実施要領

グループ内全指導手は並列した状態で各犬と共に基本姿勢を取る。指示により各指導手は 犬から離れ、犬の視野外にて指定された位置で 2 分間に渡り待機する。全指導手が犬の視 野外に移り終えたと同時に時間計測が開始される。2 分経過後、スチュワード指示にて各指 導手はリング内に戻り、指定位置にて一列で一旦静止する。続けて各指導手は指導する各犬 の前方約 10 メートル離れた各地点まで進み、犬と対面状態において静止する。その後、ス チュワードは「第一競技課目終了、第二競技課目開始」(End of exercise 1 – Exercise 2 begins) と告げる。

「第二競技課目開始」(Exercise 2 begins) と告げたスチュワードは引き続き実施される第二部作業を即座に開始する。この時点において各犬は停座姿勢を実行しているべきである。第一競技課目終盤、誤姿勢に移行し、その姿勢を維持し続ける犬の指導手は正しい停座姿勢への変更を促すべきである。姿勢修正はスチュワード指示にて「右から左に向かった順序(4⇒1)で一頭ずつ実施される。(下記図を参照)

各指導手は左から右へ向かった順 (1⇒4) に指導する犬に対し伏臥姿勢実行を命じる様、スチュワードより指示を受ける。1 分間に及ぶ伏臥作業実施後、各犬は右から左に向かった順 (4⇒1) に各指導手によって呼び寄せられる。各犬の招呼実行を順に指示するスチュワード は、招呼指示が出された犬の招呼作業が完了し、指導手左側に於ける基本姿勢に移り終えた後に初めて次の犬の元へと進む。他犬に影響を及ぼしかねない音量の大きい声符使用を控える様、指導手に周知すべきである。大音量での声符発声は他犬に影響を及ぼしかねない為、重度の減点を引き起こす。第二部作業開始時点において正しい作業実行に失敗した犬や、犬の招呼作業実行を拒む指導手の取扱いについては担当審査員判断に委ねられる。

「第一競技課目(3.1)」と「第二競技課目(3.2)」は同一競技課目として理解される為、前記競技課目間における指導手による如何なる犬に対する関与(褒める、意思疎通を図る)も認められない。当競技課目作業中、犬が作業する前方のリング外エリアを競技会役員以外の立ち入り禁止エリアと設定する事が推奨される。FCI オビディエンス世界選手権大会や席次が付けられる競技会に付いては必須とする。

選考競技会、チャンピオンシップ級競技会や FCI 国際競技大会(FCI-CACIOB 付与対象行事)等、出場者総数が多く、席次が決定される大規模特別行事にあってチーフ・スチュワードは各グループ作業審査を担当する審査員と担当スチュワードと協議した上で、5 頭によるグループ構成を認める事を可能とする。

クラス 3、「第一競技課目(3.1)」並びに「第二競技課目(3.2)」の評価方法

「第一競技課目(3.1)」作業中、立止又は伏臥姿勢へ移行した犬の「第一部評価点」は「不合格(評価点=0点)」とする。犬が静止位置を1犬身以上離れた場合、クループ作業(第1と第2部)が共に「不合格(評価点=0点)」と見なされる。作業2分経過後、各指導手が既

にリング内にて並列し終えた後に犬が自主的に伏臥又は立止姿勢に移行した場合、獲得可能最高評価点は「5点」とする。尚、第一部作業終盤、全指導手が並列し終えた後に犬が1犬身以上静止位置を離れた場合、「第2競技課目」は「不合格(評価点=0点)」扱いとなる。第一部作業終了後、立止又は伏臥を実行している犬に対し順に停座を促すことが認められる。この場合、停座姿勢を促す第一声符は減点対象外とするが、第二声符が必要となった場合、「2評価点」減点とする。第2声符発声により犬が停座姿勢に移行しなかった場合、第2競技課目は「不合格(評価点=0点)」と見なされる。第2部作業開始後(例えば、スチュワードが右から左へ移動し既に該当犬の前を通過し終えている状況において)犬が停座から立止又は伏臥へ姿勢変更した場合、指導手による姿勢修正は認められない。

各犬に対し伏臥実行が命じられる段階において犬が既に伏臥姿勢を実行している場合の獲得可能最高評価点は「7点」とする。尚、この段階において立止姿勢を実行中の犬の獲得可能最高評価点は、伏臥姿勢への移行指示に従う限り、「8点」とする。

犬が指導手指示以前に伏臥姿勢に移行した場合(例えば隣接指導手の声符にて)、第二部作業に対する獲得可能最高評価点は「8点」とする。更にほぼ自主的に伏臥姿勢に移った場合の第二部作業に対する獲得可能最高評価点は「7点」とする。犬が伏臥実行を拒絶した場合、1分間の合同作業中に停座又は立止へ姿勢変更した場合、指定姿勢実行位置から一犬身以上離脱した場合や、荷畝位(荷向け姿勢)を実行した場合、第二部作業は「不合格(=0点)」とする。犬が横臥位を実行場合、第二部作業の獲得可能最高評価点は「7」とする。

他指導手による招呼声符に従い犬が招呼作業を実行した場合、第二部作業の獲得可能最高評価点は「6点」とする。指示無し招呼実行は第二部作業の「不合格(評価点=0)」を招く。 招呼作業実行に追加声符を要した場合、獲得可能最高評価点は「8点」とする。

犬が数回吠えた場合、「1~2評価点」減点とする。犬が作業中に数回に渡り吠え続けた場合、 更なる減点を招く。尚、犬がほぼ終始咆哮し続けた場合、該当競技課目は「不合格(評価点 =0点)」と見なされる。クンクンと鳴く行為についても採点上同扱いとする。

全ての過度な動きは減点対象とする。左右への重心移動等の落ち着きの無さも減点を引き起こすべきである。犬の頭部保持位置変更により周囲を見回す行為は認められ、リング内外に於ける誘惑や音に対し興味を示すことは認められるが、精神的な不安定度や萎縮した印象を与えてはならない。

「第一競技課目(3.1)」作業中に犬がリング外へ離脱し、直接視野外にて待機する指導手の元へと進んだ場合、「第一部」と「第二部」の「不合格(評価点=0点)」を引き起こし、「イエロー・カード」が提示されるが、競技会からの「失格」は言い渡されない。

犬が立ち上がり他犬の至近距離まで移動する事により作業妨害又は犬同士の格闘に繋がる 事が予測される場合、全犬作業が一旦中断された後、作業妨害を引き起こした犬以外の犬に よる作業が再開される。

「第三競技課目(3.3)|及び「第四競技課目(3.4)|

● 第三競技課目 「紐無し脚側行進」

係点4

● 第四競技課目 「行進中の 2 姿勢(立止・停座・伏臥)及び招呼」 係点 3 FCI オビディエンス・クラス 3、「第三競技課目 紐無し脚側行進(3.3)」並びに「第四競技課目 行進中の 2 姿勢及び招呼 (3.4)」は連続実施される。

連続実施される二つの競技課目は「紐無し脚側行進作業」より開始される。「行進中の各指定姿勢(3.4課題)」実行は、紐無し脚側行進作業中、どの歩度実行中(常歩、緩歩、速歩)においても求められる事を可能とする。行進作業中に実行が求められる各姿勢は姿勢毎に続けて実行される必要がある。

「第三競技課目(3.3)」並びに「第四競技課目(3.4)」は審査上、区別して審査される為、「紐無し脚側行進(3.3)」と「行進中の2姿勢及び招呼(3.4)」各作業が進行中である事が明白に識別可能でなければならない。「第四競技課目(3.4)作業」は、一旦停止から展開され、新たなる停止にて終了する。「行進中の2姿勢及び招呼(3.4)」は2つの競技課目部分より構成される。

第四競技課目第一部構成 「犬の元へと戻る作業」と「犬と共に脚側行進作業を継続する」 第四競技課目第二部構成 「犬の招呼作業」

当競技課目作業には上記2部分作業が含まれる必要がある。

一競技会に於ける「脚側行進コース」と「行進中の各姿勢」は全出場者を対象に同一とする。 行進コース設定と作業実行方法は行事特性に応じ選定、設定される事が推奨される。「紐無 し脚側行進」並びに「行進中の2姿勢及び招呼」に要する合計作業時間は約4.5分間を超過 すべきではない。

第三競技課目 「紐無し脚側行進」

係点4

使用声符 「脚側位置維持」

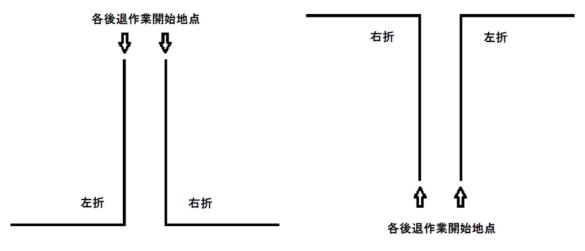
実施要領

注釈 「紐無し脚側行進」実施要領及び評価方法の詳細については「第5章、一般ガイドライン、27~32|を参照。

脚側行進作業の目的は犬が終始意欲的且つ注意深く、そして終始指導手左側にて行進位置 と指導手との距離を一定に保ち、方向変換、反転ターン、一旦停止や歩度変換を安定的に行 うことにある。

脚側行進作業は方向転換、反転ターンや一時停止を伴う各種歩度(常歩、緩歩、速歩)実施によって試される。「常歩と緩歩」、「常歩と速歩」の各歩度に明白な速度の違いが見られる必要がある。更に指導手が静止姿勢より数歩に渡る前後行進や直接屈折や反転ターンを実行する場合や静止状態から直接約5~10メートルに渡る後退作業(15~30歩)に於ける犬の作業が試される。後退作業は停止状態から展開され、新たな一旦停止にて終了する。当作業には右又は左屈折が含まれる必要がある。作業開始及び終了及び方向変換実行タイミングはスチュワードによって指示される。後退行進作業実施に当たり、停止地点後方の床面が平坦で、且つ安全が担保されている必要がある。後退作業実行距離の正確な推測が可能となる様、スチュワード判断にて目標となる印が数か所設定されるべきである。

作業持ち時間設定に関する提案 「第三」及び「第四競技課目作業時間」は最大約 4.5 分間 超過すべきではない。犬種や指導手によって同一コース上で作業を行うに当たり所要時間 が多少前後する事を考慮すべきである。



評価方法

注釈 脚側行進実施要領並びに評価方法の詳細に付いては明記されて「第5章、審査用一般ガイドライン、63」を参照。脚側行進作業の審査に当たり、前記各種規則に則り、 尚且つクラスに応じた審査が実施されるべきである。

作業大半を指導手後方50センチ以上の位置にて行進する犬や、指導手を離脱する犬の当競技課目評は「不合格(評価点=0点)」とする。指導手による常歩や速歩行進速度が遅い場合、

「2~4 評価点」減点とすべきである。指導手後方における作業意欲が見られない遅れは重大ミスと見なされ、「2~5 評価点」減点を引き起こすべきである、

指導手との密着不足や追加声符使用はミスと見なされる。進行方向から反れた犬の行進姿勢(平行でない、カニ歩き)は「1~3 評価点」減点を引き起こす。方向変換実行中や直前直後の指導手による減速や静止行為は評価点の減点対象とする。

脚側行進作業中の指導手と犬の行進態度は自然体でなければならい。犬や指導手による不自然な行進実行位置や、誇張した表現は重大ミスと見なされ、度合いに応じ当競技課目の「不合格(評価点=0点)」を招く場合もある。

犬と指導手の間隔は一定でなければならない。犬による指導手と極度に密着した行進態度、 これ以上に指導手進路を妨げる又は明白に妨害する場合、更に犬による指導手に寄り掛か る又は接触しながらの行進態度が見受けられた場合、前記ミス事例順に大幅な減点が実施 されるべきである。

後退作業実施中の安全確認より起因する指導手による軽度な集中力散漫さは認められる。 後退作業が完璧に実行されなかった場合、最大減点幅は「1~2評価点」とすべきである。

第四競技課目 「行進中の2姿勢(立止・停座・伏臥)及び招呼」 係点3 使用声符 「脚側位置維持」、「立止」/「停座」/「伏臥」、「招呼」、「脚側位置維持」 視符使用は認められない。

実施要領

実施姿勢は「立止」、「停座」及び「伏臥」とする。審査員は作業開始前に3姿勢(立止、停座、伏臥)の内、実行されるべき2姿勢の各姿勢実行順序、招呼作業が展開される姿勢と、作業コース設定を決定する。作業コース設定並びに各姿勢実行順序は全出場者を対象に同一でなければならない。実行すべき各指定姿勢と当競技課目実行詳細はクラス競技又は競技会開始前に、第四競技課目(3.4)で採用される競技課目作業コース、各姿勢や招呼実行

位置と行進経路が示される図を公示版等で発表されるべきである。

当競技課目作業は停止姿勢にて、スチュワードによる「第四競技課目(3.4)開始(Start of exercise 3.4)」又は「姿勢実行開始(Start of positions)」指示にて開始される。「第四競技課目(3.4)作業」は「第三競技課目(3.3、脚側行進)作業」実施中どの段階においても融合可能とするが、第四競技課目の2作業段階並びに連続実行される両姿勢は、それぞれ約4~5メートルの距離に及ぶ短い脚側行進作業の後に実行される必要がある。当競技課目作業は各作業実施要領図に従って実行されなければならない。実行される2姿勢の内、何れかの姿勢は招呼作業を伴う必要がある。

当競技課目の全作業段階はスチュワード指示にて実行されなければならない。競技課目作業詳細、指導手によって実施される方向変換方角、犬が指定姿勢に移行し指導手が犬を離れる際と前後の歩度等の情報は図に明記される必要がある。脚側行進作業中に犬に指定姿勢を実行させ、犬から離れる際の歩度は脚側行進作業同様、通常の「常歩」とする。

速歩に於ける課題実行を求める事も可能とするが、通常の国内競技会における実施は推奨 されない。速歩に於ける姿勢変更はチャンピオンシップ級競技会、国際競技大会、選考会等、 類似する席次が決定される競技会における採用を可能とする。

脚側位置にて犬を伴う指導手が一旦静止し、スチュワードが「第四競技課目(3.4)」/「指定指示実行作業開始」を告げた後、新たなスチュワード指示に従い指導手は行進を再開する。常歩(又は速歩)にて約4~5メートル進んだ段階においてスチュワードは指導手に対し犬による第一指定姿勢実行(立止、停座又は伏臥)を促す様、指示する。第一指定姿勢実行中の犬をそのまま後にし、行進をし続ける指導手はスチュワード指示に従い「左折」、「右折」、「反転ターン」と/又は「一旦停止」、「犬の招呼」又は前記作業の組み合わせを実行する。第一指定姿勢が完全に実行された後、スチュワードは「第二姿勢実行(Second position)」と指示を出す。指導手と犬は歩行を再開/歩行を継続(第一指定姿勢実行方法に応じる)する。数メートルに及ぶ短い距離に渡る脚側行進実行後、スチュワード指示で下記にて説明された方法にて第二指定姿勢が実行されるべきである。

当競技課目作業(3.4)は第二姿勢が完全に実行され、スチュワード指示にて指導手が静止 した上で犬が基本姿勢に移行した時点で終了する。スチュワードは「クラス 3、第四競技課 目終了(end of exercise 3.4)」又は「姿勢変更競技課目終了(end of exercise positions)」 と告げる。状況に応じ続けて「第三競技課目(3.3)」の脚側行進作業が継続されるか、脚側 行進作業が既に完全に完了していれば、この時点で両競技課目作業が終了する。

犬による指定姿勢が実行され、指導手が犬を後にした後の作業課題選択肢について

- ① 犬の元へと戻り、犬と共に脚側行進作業を継続する
- ② 犬を招呼する

逆順も可

- ① 犬の元へと戻る過程における作業課題選択肢
- 1.1 指導手による直線上の往復単独行進作業

指導手は犬を後にし、そのまま直線上を約4~5メートル進み、スチュワード指示にて反転ターンを実行した上で再度一時停止し(又は一時停止をする事なく)、犬が静止している地点に向き直り、犬と約50センチ間隔を空けた状態でそのまま犬を通過する。犬を約2~3メートル通過した地点においてスチュワード指示にて更なる反転ターンを実行した後、犬の元へと戻り、犬の右側面に辿り付くと同時に、

● 静止し、犬に脚側位置移行を促した後、スチュワード指示に従い作業継続する。

又は

- 静止する事無く、犬と共に脚側行進作業を継続する。
- 1.2 指導手による単独行進中の方向変換及び反転ターン作業

指導手は犬を後にし、そのまま直線上を約2~3メートル前進した後、スチュワード指示に 従い左屈折/又は右屈折/と又は反転ターンを複数回実行した後に下記方法に従い犬の元 へと戻る。

② 犬の招呼作業を促すまでの過程における作業課題選択肢

2.1 直線上を進んだ後の招呼実行

指導手は犬を後にし、そのまま直線上を約4~5メートル進み、スチュワード指示にて静止 した上で犬がいる方角に向き直る/又はスチュワード指示にて反転ターンを実行した上で 静止する。続くスチュワード指示にて指導手は犬に対し声符を用いて招呼実行を促す(視符 使用は不可)。声符発声時の視符兼用は「2評価点」減点を引き起こす。

犬が基本姿勢に移行した後、競技課目進行段階に応じてスチュワードは指導手に対し続く 作業内容について指示を出す。

2.2 指導手による単独行進中の方向変換及び反転ターン作業と行進中の招呼作業

指導手は犬を後にし、スチュワード指示に従い、複数回に渡り左や右への方向転換や反転ターンを実行する。指導手が行進すべき方向は限定されず、犬の後方地点へと向かう途中に招呼作業実行が促される場合もある。指導手は行進し続けながら犬に対し招呼を促す声符を発し、犬が脚側位置に付いた後も数メートルに渡り犬と共に前進し続ける必要がある。競技課目進行段階に応じスチュワードは指導手に対し続く作業内容について指示を出す。幾つかの方法で招呼実行が認められる。例えば指導手が、

- ●「一旦停止し、犬の方角に向き直り「通常招呼を促す」又は、「反転ターン」を実行した 直後に静止した上で「通常招呼を促す」又は、
- 犬を後にし、単独前進中に「ボックス作業で要求される招呼方法を用いる」又は、
- 犬が静止する方角に向き直り、犬に向かって進み、そのまま犬を通過した後に犬の 招呼作業実行を促す 場合。

スチュワードが厳守すべき各種指示の纏め

審査員と指導手が進行中の競技課目作業段階を容易に把握可能となる様、スチュワード指示は明白、且つ必要となる情報が集約されている必要がある。

スチュワードは指定姿勢への変更が実行される「クオビディエンス・ラス 3、第四競技課目 (3.4)」開始を明白に告げるべきである。スチュワードは指導手に対し作業開始、犬に対する各指定姿勢(立止、停座、伏臥)実行を促すべきタイミング、行進ルート、左右方向変換や反転ターン実行タイミング、脚側位置への招呼を促すタイミングと停止実行を指示する。スチュワードが使用する各種指示の推奨具体例

ハノコノー「ル区川ノる日径田小り旧天六円川

- ●「脚側行進終了、指定姿勢実行競技課目開始、第一指定姿勢と招呼実行」
 - \Rightarrow "end of heelwork, start of positions exercise, 1st position with recall"
- ●「第一指定姿勢作業終了、第二指定姿勢開始」
 - ⇒ "end of 1st position, start of 2nd position"
- ●「指定姿勢実行競技課目(3.4)終了、第三競技課目脚側行進作業開始/又は再開」
 - ⇒ "end of positions exercise (3.4), start of / continue with heelwork / exercise 3"
- ●「指定姿勢実行競技課目(3.4)終了、脚側行進作業再開/又は第三競技課目継続」
 - ⇒ "end of positions exercise, heelwork exercise / exercise 3 continues"
- ●「両競技課目作業終了、ありがとうございます! |

⇒ "end of both exercises, thank you!"

指導手が犬の後方より犬に接近し、犬の静止地点に到達した場合、「犬と共に脚側行進を再開すべきか」、又は「そのまま単独で犬を通過すべきか」スチュワードが指導手に明白な指示を与える事が推奨される。

評価方法

注釈 指定姿勢実行競技課目に於ける誤姿勢実行は他競技課目に於ける誤姿勢実行と比較 し大幅な減点を引き起こす。

短距離に渡り実行される各脚側行進作業は「オビディエンス・クラス 3、第四競技課目 (3.4)」 評価に反映される。第四競技課目 (3.4) 合格評価点獲得には実行されるべき二つの指定姿勢の内、最低 1 姿勢が正確に実行される必要がある。犬が一姿勢でも実行しなかった場合、当競技課目の獲得可能最高評価点は「7 点」とし、両指定姿勢を実行しなかった場合、当競技課目は「不合格(評価点=0 点)」とする。

「姿勢未実行」と見なされ、犬が該当指定姿勢配点を獲得できない事例

- 誤姿勢を実行した場合
- 指導手によって指定姿勢実行を促す声符が発せられた後に犬が一犬身以上動いた場合
- 一旦正しく取った姿勢を変更した場合
- 指定姿勢実行を促すに当たり指導手が追加・重複声符を使用した場合
- 一旦静止した後に歩行を再開し、一犬身以上移動した場合
- 指導手による招呼を促す声符発声前に犬が明白に作業を再開した場合(実行中の指定姿勢、招呼作業、競技課目作業全体が「不合格(評価点=0点)」扱いとなる)
- 指定姿勢実行を促すに当たり、重度視符や体符使用が確認された場合

犬が誤姿勢において静止した場合、引き続き招呼作業を行えるとするが、招呼及びその他指 定姿勢作業が完璧に実行された場合に限り、獲得可能最高評価点は「7点」とする。

犬が明白に一犬身以上移動した場合や犬が指定姿勢実行地点において静止しなかった場合、 当指定姿勢からの招呼作業実行は不可能となる為、当試験課目は「不合格(=0点)」とする。 犬が実行姿勢から離脱し、招呼作業が促される声符発声以前に指導手の元に進んだ場合、当 試験課目は「不合格(評価点=0点)」と見なされる。

犬が正しい姿勢に移行した後、二度に渡る招呼声符発声に反応しなかった場合、当競技課目

の獲得可能最高評価点は「7点」とする。招呼作業を促す追加・重複声符や視符使用は「2 評価点」減点を引き起こす。

審査実施に当たり、作業開始と各再開、各一旦停止以前に実行される脚側行進作業、指定姿勢移行作業内容、各静止後の犬と指導手との合流方法と継続作業内容に注意が注がれるべきである。指定姿勢実行前の脚側行進は第三競技課目で実行される他脚側行進と等しい実行速度で実行される必要がある。例えば、一旦停止前後の減速又は加速等の歩度変更は認められない。

停止姿勢からの離脱、遅い立止/停座/伏臥実行速度、進行方向から反れた姿勢実行、悪い脚側行進作業内容、歩度変換、半円状上に実行される屈折作業(指導手も同様)、指定歩行コースからの離脱、指導手による犬への振り向き行為はミスと見なされる。前記ミスが確認された場合、「1~5評価点」減点を引き起こすべきである。

指定姿勢実行を促すに当たり追加・重複声符使用は認められない。使用された場合、該当姿勢は評価上、「不合格扱い」とする。指定姿勢(立止、停座、伏臥)を促すに当たり視符や体符が使用された場合や、指導手による犬への振り向き行為は重大ミスと見なされ、「1~5評価点」と大幅な減点を引き起こす。強度や使用継続度に応じて、該当指定姿勢評価の「不合格」を引き起こす事もある。

纏め

- ●「第一指定姿勢誤実行」+「良い第二指定姿勢と招呼作業内容」
 - ⇒ 獲得可能最高評価点「7」
- ●「第一指定姿勢未実行(歩行継続、静止未実行)」+「招呼未実行」
 - ⇒「不合格(評価点=0)|(仮に第二指定姿勢作業が納得の行く内容であったとしても)
- 何れかの指定姿勢実行に当たり完全静止までに要する制動時間が明らかに長いが何れ静止に至った後、招呼作業が成功し、第二指定姿勢実行が納得の行く内容であったとしても、当競技課目は「不合格(評価点=0点)」と見なされる(原因=招呼実行距離の極度不足)
- ●「両指定姿勢作業が納得の行く内容であった」+「招呼内容が不合格に値する」
 - ⇒ 獲得可能最高評価点=「7点」

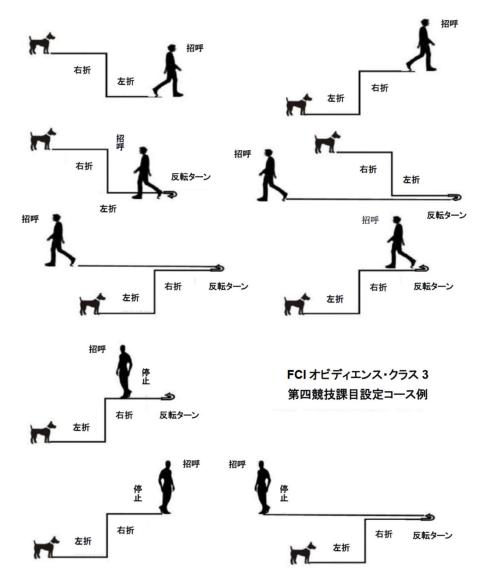


図 「クラス 3、第四競技課目実施要領実例図」 競技課目 3.4 の実施要領実例

(当規程、第7章、付録3、「スチュワードガイドライン」を参照)

第五競技課目 「2姿勢(立止・停座・伏臥)を伴う招呼」

使用声符 「伏臥」、「姿勢維持」、「招呼」(3回実施)、「立止」、「停座」、「伏臥」 当競技課目全作業段階における声符使用は必須とする。「静止を促す声符」との 視符兼用が認められる。

係点3

[視符使用時、片手又は両手使用が認められる]

競技課目の解説

招呼実行距離は約30~35メートルとし、静止実行姿勢は「立止」、「停座」又は「伏臥」とする。前記3姿勢の内、実行されるべき2姿勢が審査員によって決定される。競技会にて

実行すべき指定姿勢と実行順序は、競技会又はオビディエンス・クラス 3 審査開始前に表示版を用いて発表されるべきである。

作業開始地点、招呼実行全距離の三分の一、三分の二地点は、それぞれコーンや半球目標マーカー等によって印される。後者両地点は指導手が容易に目視可能となる様、コーン又はマーカー等が設定される必要があり、且つ犬の進路から外れた地点に設定すべきである。これら目標コーンやマーカーは指導手によって犬の静止姿勢を促す声符(立止、停座、又は伏臥)を発するべき地点と捉えるべきである為、犬が各招呼作業実行中に前記目標コーンやマーカーに到達次第、指導手によって各静止声符が発せられる必要がある。

実施要領

当競技課目作業開始地点において指導手は犬に対し伏臥姿勢実行を促足、そのまま指示された方角に向かって約30~35 歩進み、犬の方角に向き直る為、静止する。スチュワード指示にて指導手は犬を招呼し、犬が全招呼距離の約三分の一地点に到達した段階で、即ち犬が最初の目標コーン/マーカーと並んだ時点において指導手は「第一指定静止姿勢実行を促す声符」(立止、停座又は伏臥)を発し、犬を静止させる。約3秒経過後スチュワードによる新たなる指示で指導手は犬を再度招呼する。指導手は犬が全招呼距離約三分の二地点に到達した地点で(犬が第二目標コーン又はマーカーと並んだ時)「第二指定静止姿勢実行を促す声符(立止又は停座又は伏臥)」を発声する。二回目の静止実行約3秒後、更なるスチュワード指示にて指導手は犬を新たに呼び寄せ、基本姿勢に移行させる。

静止指示は犬が設置されている各目標コースやマーカーに到達次第、指導手が自ら下す。犬に対するその他指示はスチュワード指示に従って実施される。

全ての指導手指示は明白に伝わる方法で発せられる声符である必要がある。犬の静止を促す声符使用に限り、視符兼用が認められる。視符は声符と同時に使用される必要があり、 声符発声時間を上回ってはならない。

各招呼声符と犬名を併せて発声することも認められるが、二つの単独声符が発声される印象を与えてはならない為、連続発声される必要がある。

評価方法

大は指導手による各招呼実行作業を促す声符に対し意欲的に反応し、静止指示に従い即座 に正確な静止姿勢に移行する事が重視される。最低「速いトロット(軽速足)」に値する、 安定度のある適切な招呼速度が求められる。遅い作業実行速度と指導手による静止指示を 予測する犬の行動はミスと見なされる。極度に遅い又は作業意欲が見受けられない招呼実 行は場合によっては当試験課目の「不合格(評価点=0点)」でさえ招く恐れがある。尚、招 呼実行速度並びに各静止作業評価を行うに当たり、犬種特性や、個体の体格構成が考慮され なければならない。招呼作業実行を促された犬は即座に作業を開始すべきであり、姿勢実行 を促す声符が発せられ次第、即座に制動動作を開始し、静止すべきである。

初回招呼作業開始又は静止後の再招呼作業再開に追加・重複声符が必要となった場合、「2 評価点」減点とする。初回招呼作業開始又は各静止後の招呼作業再開を促すに当たり 3 声符を要した場合や、合計 5 回に渡る招呼声符発声により、当競技課目は「不合格(評価点=0点)」と見なされる。

初回招呼作業実行前に犬が一犬身以上作業開始地点から離脱した場合、当競技課目評価は「不合格(評価点=0点)」とする。指導手による招呼実行指示前に犬が立止又は停座姿勢に移行した場合や、一犬身以内の作業開始地点から離脱が確認された場合、当競技課目の獲得可能最高評価点は「8点」とする。

犬の静止作業を評価するに当たり、制動開始から静止までの作業過程の評価に当たり、速度が速い又は体格構成により体重が重い犬が必要とする制動距離は一定の許容範囲を与えるべきであるが、遅い犬の場合は考慮されない。静止を促す声符発声と同時に犬は制動を開始すべきである。

犬の作業実行速度に関わらず、十分に正確又は完璧な停止作業実行と見なされる為には静止を促す声符発声より静止実行に要する距離は一犬身以上超えてはならない。速度が遅い犬はより正確な停止作業実行すべきである。維持姿勢からの数歩に渡る前進行動は重大ミスとみなされる為、減点を引き起こすべきである。犬による制動時の滑る行動もミスと見なされ、同様に評価点減点を引き起こす。

三犬身以内の距離にて静止に至らない場合、審査上「停止未実行」と同評価が下される。 犬が実行すべき一静止又は一姿勢を実行しなかった場合(約三犬身以内の距離で静止を実 行しない場合)、当競技課目の獲得可能最高評価点は「7点」とする。

静止姿勢を実行すべき地点において犬が制動を試みなかった場合、当競技課目の獲得可能 最高評価点は「5点」とする。指定静止姿勢を実行すべき両地点で犬が静止しなかった場合、 当競技課目は「不合格(評価点=0点)」と見なされる。

犬が誤姿勢にて一旦静止する、又は犬が誤実行した姿勢を自ら修正し、静止作業内容他審査要素が申し分なく実行された場合に限り、「2評価点」減点とする。両姿勢が誤実行された場合、当試験課目は不合格(評価点=0点)」と見なされる。

第六競技課目「方向変換を伴う指定範囲への送り出しと伏臥及び招呼」 係点 4 使用声符 「前進」、「立止」、「右」又は「左」、(「立止」)、「伏臥」、「招呼」

> 犬が指導手より離れた地点において作業に当たる場合や、立止及び伏臥姿勢実 行を促す声符使用時の視符兼用が認められる。

競技課目の解説

作業開始地点より約10メートル地点に半径2メートル(直径4メートル)の円が設定されている。よって、円の中心は作業開始地点より約10メートルの位置に設定されている。円の中心地点は如何なる方法を用いても印されてはならない。円周(12.6メートル)はマーキングによって明白に目視可能となる方法で印される必要がある。印すに当たり最低8か所のマーキング箇所(短いテープ片、石灰線等)、又は円全体を描くマーキングが施されている必要がある。マーキングは、犬が円内外にいるかの指導手及び審査員判断を補助する目的の為にのみ設定される。円周マーキングは犬にとって目立つ方法で設定されてはならない。円周全体がマーキングされている場合、マーキングと背景とのコントラストは極僅かであるべきである。犬の目を引く、明白に目視可能な紐、麻布、プラスチック製ホース等の使用は禁止されている。

面積 3×3 メートルの指定範囲 (スクエア、ボックス) が作業開始地点より約 25 メートル、 円中心地点より約 23 メートル地点に設定される。前記各距離はスクエアの中心地点までの 距離設定とする。スクエアの四隅は高さ約 10~15 センチのコーンによって印されている。 各コーン外側は目視可能な仕切り線 (テープ、チョーク又は麻布) によって印されているべきである (当規程、第7章、付録5を参照)。

作業開始地点から円中心を結ぶ想像上の線と、円中心からスクエア中心を結ぶ線の交差地 点に於ける構成角度は 90 度であるべきである(オビディエンス・クラス 3、第六競技課目 会場設定図を参照)。各スクエア境界線並びに円の円周線設定に当たり、最も近い各競技会 場境界線までの距離は約 3 メートルを下回ってはならない。 特にチャンピオンシップ競技会等、席次が決定される競技会においてダブルハンドリングが実施不可能となる様、対策が講じられる必要がある(当競技課目規程文下部、各図を参照)。

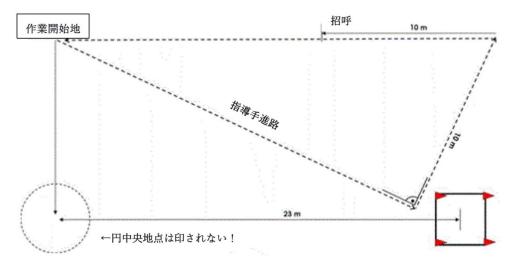
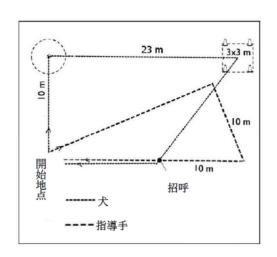


図 「クラス 3、第六競技課目」(スクエアの詳細な設定方法は「第 7 章、付録 5」を参照)



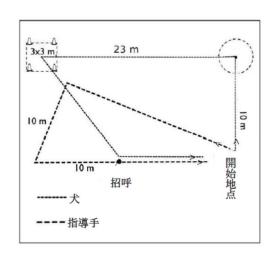


図 「クラス 3、第六競技課目 (3.6)」(競技課目会場設定及び歩行進路パターン) 実施要領

当競技課目作業開始前に指導手は犬に対し指定範囲内 (スクエア/ボックス) にて「一旦立 止を命じた後、伏臥姿勢実行を命じるか」又は、「直接伏臥姿勢実行を命じるか」を審査員 に告げる必要がある。

作業開始地点より指導手は犬を円に向かって送り出し、円内にて立止姿勢実行を促す。続けて指導手は犬を円より指定範囲(スクエア/ボックス)へと向かわせ、到達次第伏臥姿勢実行を促し/又は一旦立止姿勢にて静止した上で伏臥姿勢実行促す。続けて指導手は犬を目掛け歩き出し、方向変換を二度実行した後にボッス内にて待機する犬を招呼し、合流後に作

業開始地点へと向かい、到達次第共に静止する。

犬は指導手指示に従うべきである。例えば、円内又はスクエア内にて立止姿勢実行声符が発声された場合、犬は躊躇なくそれら指導手指示に従う必要がある。スクエア内にて指導手によって直接伏臥実行指声符が使用された場合、犬は声符に従い直接伏臥姿勢に移行すべきである。逆に、指導手により姿勢実行を促す指定声符が使用されない限り、犬は自主的に静止又は伏臥姿勢に移行すべきでない。自主的な判断に基づき作業を行った場合、減点とする。指導手が犬に対し円に向かわせ、円内にて立止姿勢実行を促した後、犬の円内静止位置に応じ、そのまま犬をボックスに向かわせるか、犬が完全に円内にて静止していない場合は修正指示を用いて犬の静止位置を変更させる事を選択する事が認められる。

犬が円の境界線上にて立止を実行した場合、指導手判断に基づきそのまま犬をボックスに向かわせる事は認められるが、評価点の減点対象となる。尚、犬が円の境界線上にて立止を実行している場合、指導手は犬の立ち位置を修正指示使用によって変更させる判断を下す事も可能とする。当判断は指導手に委ねられる。

犬が完全に円外にいる場合、指導手による犬の円内侵入を促す指示が実行されなかった場合、当競技課目は「不合格(評価点=0点)」と見なされる。

犬が約3~4秒間に渡り円内又は円境界線上にて静止し続けた後、スチュワード指示にて指導手は犬を3メートル四方のス指定範囲(スクエア、ボックス)へと誘導する。

指導手が犬を円内に再誘導する場合、スチュワードが犬をスクエアへと誘導する指示を出す前に、即ち3~4秒間経過以前に再誘導を決断、実行する必要がある。

犬は円とスクエアに向かうに当たり直線上を進むべきであり、スクエア前面から侵入しな ければならない。

犬が指定範囲に到達次第、指導手は犬に対し一旦立止姿勢実行を促した後、即座に伏臥姿勢 実行を命じるか、又は直接伏臥姿勢実行を命じる。立止姿勢実行が促された場合、続く伏臥 姿勢実行が命じられるまで約 3 秒間に渡り明白且つ、安定した立止姿勢が継続実行される 必要がある。立止と/又は伏臥姿勢実行指示は指導手が自主的に下す。

犬がスクエアに向かう途中、静止声符に従い又は自主的にスクエア至近距離地点やスクエ ア境界線上にて静止した場合、指導手は犬をスクエア内に再誘導する必要性が生じる。この 場合、犬がスクエア内到達後に新たな立止姿勢を促す声符使用が必要となり、又は直接的な 伏臥姿勢移行を促す声符が使用されなければならない。

指示にて指導手は犬に向かって進み、指定範囲に到達する約 2 メートル手前地点に於いて 屈折 (90 度) を実行する様、新たな指示を受ける(尚、指導手は指定範囲(スクエア)に 進入する指示は受けない)。屈折作業実行後、約 10 メートル地点に於いて、作業開始地点へ 向かう様、新たな指示を受ける。その後、更に 10 メートル進んだ地点にてスチュワードは 指導手に静止する事無く犬を招呼する様、指示出す。指導手が作業開始地点に到達次第、ス チュワードより静止指示を受ける。

追加・重複声符使用による評価点減点を防ぐ為には指導手は当競技課目において最大 6 声符を使用すべきであり、内一声符はスクエア内にて犬の立止姿勢実行を促す声符であるべきである。他実行方法として指導手は犬に対し直接伏臥を命じる事が認められるが、この場合使用可能な声符数は最大 5 声符のみとなる。

指導手より犬が離れている状態下に於ける声符との視符兼用が認められる。招呼作業を促 す声符発声時と同時に指導手による犬の方角への短時間に渡る頭部位置変更が認められる。 立止、伏臥や再誘導指示以外、全ての指導手による指示はスチュワード許可を必要とする。

評価方法

方向指示や他声符に従う意欲、犬の作業実行速度並びに最短距離選定に審査上、重点が置かれるべきである。

犬に方角を示す行為(例えば、円やスクエアの位置)、作業開始地点に於ける犬に対する接触行為(作業開始前であったとしても)は当競技課目の「不合格(評価点=0)」を引き起こす。作業開始前の犬による指導手に対する接触を意味する「ハンド・タッチ」は認められるが(指導手による犬の接触は不可)、決して特定範囲や方角に対する意識付け行為が行われている印象を与えてはならない(第5章、一般ガイドライン、20及び53」を参照)。

声符と同時に指導手が如何なる方角に向かって基本姿勢から数歩に渡り離脱した場合、当試験課目は「不合格(評価点=0点)」と見なされる。指導手による過剰なボディーランゲージ(体符)が見受けられた場合、獲得可能最高評価点は「8点」とすべきである。

犬を誘導又は軌道修正する場合に限り、視符使用が認められる。犬が指導手側面に居合わせる場合の視符使用は、「2評価点」減点を引き起こす。

犬の作業速度が遅い、極度に遅い場合、獲得可能最高評価点は「6~7点 | とすべきである。

如何なる犬による自主的な作業実行も減点を招く。ボックスに向かう途中で静止した場合、ボックス内にて無声符で静止(立止)又は伏臥を実行した場合、「3評価点」減点とする。指導手が「立止を促す声符」を含み、合計7声符以上(6声符迄使用可)使用した場合、減点対象とする。ボックス内にて犬に対し直接伏臥を促す場合は5声符迄とする。誘導や軌道修正用追加・重複声符使用による減点幅は、それら声符の発声強度と犬の声符に対する服従度合いに応じて左右するが、1追加・重複指示使用当たり「1~2評価点」とする。

円 (サークル)

静止指示使用時の犬の居場所(円の外部、境界線上、内部)に応じ、指導手は犬を円内に移動させる為の誘導を行うか、又は続けてスクエアに向かわせる事が認められる。

犬が完全に円外にいた場合、円内への再誘導は必須となる。

尚、犬が円周上にて立止姿勢を実行している場合、指導手による再誘導行為は任意とする。

- 犬が完全に円範囲内にいた場合、円内の居場所に応じた減点は実施されない。
- 犬が円周上にて立止を実行している場合、静止位置に応じ「0.5~3評価点」減点とする。
- 犬の四肢の内、一本でも円周外に位置した場合、獲得可能最高評価点は「9点」とする。
- 犬の四肢の内、三本が円周外に位置した場合(一本のみ円周内)、獲得可能最高評価点は「7点」とする。指導手は再誘導を行う事が可能であり、犬が指導手指示に従って完全に円周内に移動した場合、「2評価点」減点とする(再誘導と静止指示で、各1評価点減点)。
- 犬が完全に円周外にいる場合、犬を円内へ移動させる為の再誘導を行う必要が生じる。 「再誘導」と「静止を促す各一指示」で再誘導が成功した場合、「2評価点」減点とする。 追加誘導と静止指示が必要となった場合、更なる「2評価点」減点が実施される。
- 指導手指示にて犬が円内にて停座又は伏臥姿勢を実行した場合、獲得可能最高評価点は 「8点」、犬が自主的に行動した場合、獲得可能最高評価点は「7点」とする。
- 犬が円外にて停座又は伏臥姿勢を実行した場合、当競技課目は「不合格(=0)」とする。
- 犬が円周上にて停座又は伏臥姿勢を実行した場合、円内にて立止姿勢実行を促す再誘導が必要となり、獲得可能最高評価点は「6点」とすべきである。

指定範囲(スクエア、ボックス)

犬がスクエアに対し側面又は後面から侵入した場合、「0.5~1 評価点」減点とする。 犬がスクエア外にて停座又は伏臥姿勢を実行した場合、指導手による再誘導行為は認めら れず、当競技課目は「不合格(評価点=0点)」と見なされる。合格評価点獲得には犬は完全にスクエア内に居る必要がある。尚、尾にあっては完全にスクエア一境界線内に収まっている必要は無い。

指導手指示にて犬の静止が促され、犬がスクエア外隣接地点又は境界線外側沿いにて静止 し、スクエア内への再誘導が必要となった場合、伏臥実行前に一旦立止を実行させる事が予 定されていたのであれば、伏臥姿勢実行を指示する前に新たな立止姿勢実行を促す声符が 使用される必要がある。犬による反応が迅速で各姿勢が明白に実行された場合、「2評価点」 減点とする。

「スクエア内にて直接伏臥姿勢を実行すべき犬」のスクエア内への再誘導の為、スクエア外にて一旦静止させる必要性が生じた場合、追加立止姿勢実行を促す声符と再誘導声符使用と同様に「2評価点」減点をもたらす。

指導手指示に従い犬がスクエア内にて誤姿勢を実行した場合、「2 評価点」減点とする。立 止姿勢が明白性と安定性に欠ける場合や実行継続時間が不足した場合、「1~2 評価点」減点 を引き起こす。

犬による自主的な作業実行により誤姿勢が実行した場合、「3評価点」減点とする。

指導手が第二回目屈折作業を実行する前に犬が伏臥姿勢から停座や立止へ姿勢を変更した場合、当競技課目は「不合格(評価点=0点)」と見なされる。指導手による第二屈折実行後、招呼作業を促す前に犬が伏臥姿勢から停座や立止へ姿勢を変更した場合、当競技課目獲得可能最高評価点は「7点」とする。犬による姿勢変更を伴わないスクエア内における位置変更や葡萄前進行動が確認された場合、「2~3評価点」減点とする。スチュワードによる招呼実行指示前に犬がスクエア境界線外に移動した場合、当競技課目は「不合格(評価点=0点)」と見なされる。尚、犬が指導手による招呼実行を促す声符発声を予測し、例えばスチュワードによる招呼実行指示と併せて、指導手の声符発声直前に招呼作業を開始した場合、「2~3評価点」減点とする。

円やスクエア内の立止作業を促す追加・重複声符使用、招呼又は伏臥作業実行促す追加・重複声符使用は、一追加・重複声符使用当たり「2評価点」減点を引き起こす。前記何れかの声符の3度目使用により、当競技課目は「不合格(評価点=0点)」と見なされる。

第七競技課目 「遠隔操作による方向変換を伴うダンベル持来」

係点3

使用声符 「前進」、「立止」、「右」又は「左」又は「中央」、「持来」、「引き渡し」 誘導声符使用時に限り、視符兼用が認められる。

> 指導手は両手を体の前で合わせる形で中央に配置されているダンベルを示す ことが認められる。

競技課目の解説

明白に目視可能な状態で、互いに約5メートル間隔にて3つの木製ダンベルが配置される。 持来されるべきダンベルはくじ引きによって決定される。左右又は中央に配置されている ダンベルの内、何れかのダンベルが持来されるべきである。

作業開始地点は中央に配置されたダンベルより約20メートル離れた地点に設定される。 各ダンベルを繋ぐ想像上の線から作業開始地点に向かって約10メートルの位置に並行して 新たなる想像上の線が引かれる。この線と作業開始地点との距離も約10メートルとし、 この第二の想像上の線の左右両端に互いに10メートル以上離されている小型マーカー(10~20センチのテープ片、石灰線、小型コーン又は半球体、パイプ片や管、等)が設定される。各目標マーキングは審査員と指導手によって容易に目視可能であるべきであるが、犬の作業を妨げる、又は犬にとって目立つ物であってはならない。

スチュワードは3つのダンベルを配置する。オビディエンス・クラス 3 出場者全員にとって同一条件が整う様、これらダンベルは常に同一方向に向かって(「左から右へ」又は「右から左へ」)、そして同一位置(水平又は垂直)に配置される必要がある。ダンベルは各競技会場境界線から最低3メートル空けた位置に配置される必要がある。下記図を参照。

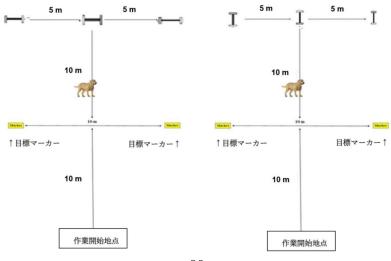


図 「クラス 3、第七競技課目会場設定図」(ダンベルは水平又は垂直に配置可能とする) 実施要領

当競技課目作業開始地点において指導手と犬は20メートル前方、中央に配置されているダンベルに向いた状態で待機する。作業開始が告げられ、スチュワードは上記説明に従いダンベルを配置する為歩き出し、当クラス全出場者に同一条件が整う様、ダンベルを同一方向に向けて配置する。指導手は犬に対し中央に配置されているダンベルに向かう指示を出し、犬が中央に設定されている左右に目標マーカーで印されている第二の10メートル線を越えた後に立止姿勢における静止命じる。犬が第2の10メートル線を超えた後、任意地点における「立止を促す声符」発声が認められる。犬が第2の10メートル線手前で静止した場合、水平線を越えさせる為の指導手による誘導が実施される必要があるが、減点を引き起こす。約3秒後、スチュワードは指導手に対し犬によって持来されるべきダンベル(右、左又は中央のダンベル)を伝える。犬は正確な持来と引き渡し作業を実行すべきである。「誘導(右/左/中央)声符」と「持来を促す各声符」は間を空けずに連続的に発声される必要がある。持来作業を促す声符発声が遅れた場合、追加声符使用と見なされる。

評価方法

犬の持来作業に対する意欲、操作性及び作業実行速度、静止指示に従う意思、正しいダンベルへの最短距離選選定に重点が置かれる。作業開始地点における犬に対する方角指示行為や指導手による犬に対する接触行為は当競技課目の「不合格(評価点=0点)」を招く。尚、犬による指導手に触れる「ハンド・タッチ」行動は認められ(一般規程を参照)。

当競技課目合格評価点獲得には、持来作業開始前に犬は必ず中央に設定されている想像上の10メートル目標線と中央に配置されているダンベルの間にて立止姿勢を実行すべきである(水平方向に延びる想像上の10メートル目標線を越えている必要がある)。

犬が自主的に静止作業を実行した場合や、犬が 10 メートル目標線を超える為に再誘導指示が必要となった場合、当競技課目の獲得可能最高評価点は「7 点」とする。

犬よる静止声符での誤姿勢実行、静止声符の無視、当競技課目の静止実行段階において静止 姿勢から離脱した場合、当競技課目の獲得可能最高評価点点は「8点」とする。指導手によ り再誘導又は持来実行を促す声符が発声される前に立止実行位置を約一犬身以上離脱した 場合(一旦犬が静止した後に)、当競技課目は「不合格(評価点=0点)」と見なされる。指 導手による静止声符発声後、犬が静止に至るまでに三犬身以上の距離を要した場合、「3~4 評価点」減点されるべきである。

誘導又は再誘導を促す追加指示は、それらの強さと犬が従う意欲に応じ減点幅が異なるが、 「1 指示使用当たり」、「1~2 評価点」減点を引き起こす場合がある。

犬が間違ったダンベルに向かう途中、指導手によって一旦静止され、その後正しいダンベル へ誘導された上で持来作業を実行した場合、獲得可能最高評価点は「7点」とする。

誤ったダンベルへ向かう犬を一旦静止させる事無く正しいダンベルへ軌道修正した場合、 「2 評価点」減点されるべきである。

犬が間違ったダンベルを咥え上げた時点で当競技課目は「不合格(評価点=0点)」とする。 ダンベルを落とす、咬み返し行為に関しては第5章、「審査用一般ガイドライン」を参照。

第八競技課目「コーン群又はバレル回り作業と指定姿勢実行(立止・停座・伏臥) 並びに方向変換と障害飛越を伴うダンベル持来」 係点 4

使用声符 「コーン回り」、「立止」又は「停座」又は「伏臥」、「右」又は「左」+持来」、 「飛越」、「引き渡し」(「脚側位置維持」)

「静止」、ダンベルへ向かわせる際の「方向指示 (左又は右)」や、必要に応じ「再誘導を促す声符」を使用した場合の視符兼用が認められる。

競技課目の解説

審査員は競技会開始前に、犬がコーン回り作業を終えた後、指導手の方へ戻ってくる途中に 実行されるべき静止姿勢(立止、停座、伏臥)を出場者に伝える。決定された静止姿勢はク ラス全出場全犬を対象に同一とする。

二種類の障害(通常障害と飛越枠)が設定され、互いの距離は約5メートルとする。

各障害設定高は概ね犬のキ高高に合わせて設定されるべきであるが、最大設定高は 60 センチを超えてはならない。障害間を結ぶ想像上の線より約 15 メートル離れた地点にコーン群 (3~6個) 又はバレル (いずれも高さ 40~50 センチ) が配置される。

当競技課目会場設定は下記図を、コーン群配置方法については「第7章、付録4」を参照。 チャンピオンシップ級競技会、国際競技会及び席次が決定される競技会においては常にコーン群の配置を必須とする。

コーン群やバレル配置作業は出場犬によって見られることなく実施される必要がある為、

指導手が当競技課目作業開始地点に移り終えるまでに完了していなければならない。

競技会、クラス競技又は競技課目作業開始前に指導手(又はスチュワード又は担当審査員)は、左右何れの方角に配置されているダンベルの持来と、どの障害を飛越させるべきかをくじ引きで決定する。よって、抽選によって犬が飛越すべき障害種別が決定される。この時点においては犬が作業を行うべき方角は指導手には知らされず、犬がコーン群/バレル回り作業を終え、指定姿勢(立止、停座、伏臥)にて静止した段階で初めて右又は左ダンベルの何れを持来し、どの障害(飛越枠/通常障害)を飛越すべきであるかが告げられる。スチュワードは指導手に対し「right/left, open/closed...command"(右/左、障害枠/通常障害。。。指示!)と伝える。

個々の犬が持来すべきダンベルとは関係なく、同一競技会においてダンベルは常に同一方 向に向かって(「右から左)又は「左から右」)配置されるべきである。

作業開始地点は各障害を結ぶ想像上の線より5~7メートル手前にて指導手によって選定された任意地点に設定される事を可能とする。各ダンベルは2つの障害から6メートル離れた地点に配置される。下記図を参照。

各種犬種用に適する木製ダンベル3種類が準備される必要がある。最も大きいダンベルの 重量は最大450グラムであるべきである。使用ダンベルは犬の体高に比例すべきであるが、 選定権は指導手にある。

各障害の推奨構造に付いては当規程、「第7章、付録「1.1」及び「1.2」を、コーン群配置パターン例については「第7章、付録4」を参照。

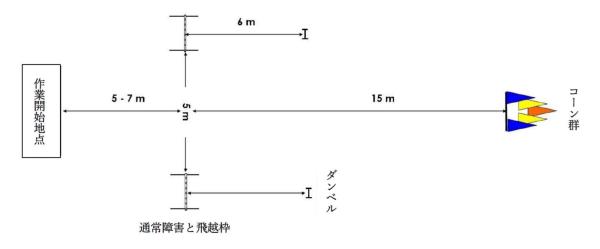


図 「**クラス 3、第八競技課目(3.8)**| 各ダンベル配置は「水平方向」に限る(図を参照)

実施要領

指導手は犬を伴い作業開始地点に於いて基本姿勢にてコーン群/バレルに向いて待機する。 スチュワードは作業開始を告げ、各障害後方約6メートル地点にて各ダンベルを配置する。 続く指示により指導手は犬に対しパイロン回り作業実施を促す。コーン群を回るに当たり、 犬は適切な距離を空けるべきであるが、コーン群又はバレルとの間隔を詰め過ぎた回り方 は理想とされない。犬種によるが、中型犬種の場合は約0.5メートル、大型犬種の場合は1 メートルまで間隔を空ける事が適切とする。

犬がパイロンを回り終え、パイロンより約2メートルの復路地点に到達次第、この場合決して配置されている二つのダンベルを結ぶ想像上の線が往路の道筋と交差する地点を越えていない事が前提となるが、指導手は自主的に作業開始前に審査員によって決定された姿勢実行を犬に命じる。この場合。声符との視符兼用が認められる。約3秒に及ぶ静止姿勢実行中にスチュワードは指導手に対し抽選によって選出された方角を告げ、犬に対し正しいダンベルを持来した上、関連する正しい障害を飛越し、基本姿勢に戻る事を犬に命じる様、指示する。指導手指示に従い犬は即座に作業を開始すべきである。スチュワードは指導手に対し「"right/left, open/closed...command"(右/左、障害枠/通常障害。。。指示!)と指示を出す。スチュワードが「command(指示!)」と発声し終える迄、指導手は犬の前進を促す声符と指示出しを控えるべきである。犬がダンベルを加え上げた後に犬に対し飛越実行を促す声符を使用する事が認められる。

評価方法

指導手による方向指示と声符に従う犬の意欲、作業実行速度並びに、コーン群/バレル回り作業中の適切な間隔空け、コーン群に向かうに当たり最短距離選定の是非に審査上重点が置かれるべきである。往路復路共に対称性のある経路選定、復路実行中の指導手又は作業開始地点とコーン群を結ぶ中央線を注視する作業も重視される(静止を実行する迄)。コーン群/バレル回り実行に当たり「時計回り」、「反時計回り」、何れの実行方法も認められる。指導手による犬に対する作業実行方角を示す行為や、犬に触れる行動は当競技課目の「不合格(評価点=0点)」を引き起こす(第5章、一般ガイドライン、20及び53を参照)。 犬は終始安定度のある、最低「速いトロット(軽速足)」に相当する速度にて作業を行う必要がある。作業実行速度、コーン群/バレルとの間隔及び静止作業を審査するに当たり、犬 種や個体の体格構成が考慮されなければならない。

犬がコーン群/バレル到達以前に指導手の元へ戻ってくる又は静止を実行した場合、コーン群回り実行を促す指導手による再誘導が必須となる。犬が一回の再誘導指示に従いコーン群/バレル回り作業を実行した場合、「3評価点」減点とする。即ち、当競技課目で設定されている他全審査要素が完璧であった場合に限り、獲得可能最高評価点は「7点」とする。犬がコーン群/バレル回りを実行しなかった場合、当競技課目は「不合格(0)」とする。コーン群/バレルを通過後に犬が指導手指示無しで、明白に早すぎる時点で自主的に静止を実行した場合、犬は招呼された上で、再度静止実行が促されるべきである。この場合、獲得可能最高評価点は「7点」とする。

停止作業評価に当たり、指導手指示に従う意思が評価されるべきである。静止を促す声符 使用のタイミングは指導手判断に委ねられるが、犬がコーン群を最低 2 メートル以上離れ た時点で発声発される必要がある。

犬が明白にコーン群を通過し、帰路を最低 1 メートル進んだ時点において明白に早すぎる タイミングで指導手によって静止を促された場合、「2 評価点」減点される。

誤姿勢に移った犬の獲得可能最高評価点は「8点」とすべきである。

犬が指導手指示を予測し作業を開始した場合、「2~3 評価点」減点とすべきである。犬が自 主的に作業を行った場合の減点幅は「3点」とする。

静止姿勢実行に当たり、犬が制動開始から完全停止迄に 3 犬身以上の距離を必要とした場合、当競技課目の獲得可能最高評価点は「7 点」とする。犬が静止しなかった場合、当競技課目は「不合格(評価点=0 点)」と見なされる。

作業再開を促す指導手による招呼声符が発声されるまで犬は維持姿勢(立止又は停座又は 伏臥)から離脱してはならない。静止後の犬による作業早期再開は「2~3 評価点」減点を 引き起こすべきである。スチュワード指示前等、作業開始が極端に早い場合、当競技課目の 「不合格(評価点=0点)」を招く事もある。

犬が明らかに間違ったダンベル又は障害に向かい、指導手によって一旦静止させられた後、 再誘導によって正しい対象物への到達に成功した場合、「3評価点」減点される。静止を伴 わない再誘導実行により正しい方角(又は障害)への到達に成功した場合、「1~2評価点」 減点されるべきである。 指導手による追加誘導(軌道修正)指示は、使用強度と、それらに対する犬による服従度合い応じて減点幅が異なる。状況に応じ、「1 指示」当たり、「1~2 評価点」減点を引き起こす。他追加・重複指示に対する減点については、一般規程に則り実施されるべきである。 犬がコーン/コーン群と接触又は衝突した場合、衝突度合いに応じ「1~3 評価点」減点とする。犬がコーン/コーン群を倒した場合、「2~3 評価点」減点される。犬が配置されているコーン群の間をすり抜けた場合、当競技課目獲得可能最高評価点は「7点」以上と見なされるべきではない。更に犬のコーン群/バレル回り作業中の通過経路がコーン群と非常に接近している場合も減点されるべきである。

飛越実行時における犬による障害との軽度接触は、「2 評価点」減点されるべきである 障害枠との軽度接触や、飛越バーを落とす重度接触行為も「2 評価点」減点されるべきであ るが、これ以上の減点を招くべきではない。

当競技課目作業が「不合格(評価点=0点)」と見なされる事例

- 犬がコーン群/バレルに向かう途中に障害飛越を実行した場合
- コーン群/バレル回りを促す軌道修正用第二追加・重複指示が使用された場合(即ち、コーン群回りを促す第三声符指示が使用された場合)
- 犬がまだコーン群/バレルと同位置に達しているにも拘らず、指導手が明らかに早い タイミングで「静止を促す声符(「立止」又は「伏臥」)を発声した場合
- 指導手指示により犬が静止しない場合
- 正しいダンベルを咥え上げる事無く、ダンベル間を繋ぐ想像上の線を越えた場合
- 犬が誤ったダンベルを加え上げた場合
- 犬が障害飛越を実行しない場合や、間違った障害を飛越した場合
- 飛越実行時における犬の障害に対する足掛け行為
- 犬によって障害が倒された場合
- 作業開始地点において指導手が犬に対し方角を示す行為を実行した場合や犬に触れた場合、当競技課目の「不合格(評価点=0点)」が言い渡される。当規程、第5章「一般ガイドライン、20及び53」を参照。

ダンベルを落とす、ダンベルに対する噛み返しについては「審査一般ガイドライン / を参照。

第九競技課目 「木製物品 6~8 個からの選別作業」

使用声符 (「姿勢維持/脚側位置維持」)、「選別」、「引き渡し」、(「脚側位置維持」)

実施要領

作業開始地点に於いて指導手は犬と共に基本姿勢にて待機する。スチュワード指示にて作業が開始されると同時にスチュワードは事前に印が施された木片(10×2×2 センチ)を指導手に渡す。木片に印を施すに当たり、フェルト製先端を有する各種インクペン、マーカー・ペンやマジック・マーカー等の使用は避けられるべきであり、鉛筆又はボールペンが使用されるべきである。指導手は木片を約 5 秒間手で保持する事が認められる。この段階に於いて犬は木片に触れる、又は木片を嗅ぐ事は認められない。その後、スチュワードは指導手に対し木片を返還した後、向き返る様、指示する。木片配置作業を犬が見守るべきか否かは指導手判断に委ねられる。木片配置作業中の「脚側位置維持」や、「静止を促す指示」使用は認められる。

スチュワードは指導手より触ることなく受け取った木片と他類似/同一寸法の木片 5~7個を指導手より約 10 メートル前方地点に配置する。この場合、指導手から受け取った木片以外、5 つの木片は素手で配置される。各木片は競技会において全指導手を対象とした同一配置方法にて、互いに約 25 センチ離れた位置に配置される。スチュワードによって選定された配置パターンにおける指導手が保持した木片の配置位置に関する規制はない。推奨される配置パターンについては当規程「第 7 章、付録 2」を参照。

その後、指導手は向き直るよう指示され、犬に対し印が施された木片を選別、持来する様、 促す。一般規程該当規則に基づき、犬は指導手が保持した木片を選別、持来、引き渡すべき である。

意欲的且つ目的意識のある作業が見受けられる限り、作業持ち時間は約30秒とする。各出場者用に新しい木片が準備、使用されている必要がある。

評価方法

犬の作業意欲、作業効率及び作業実行速度に重点が置かれるべきである。作業開始時、スチュワードに返還される以前に指導手が保持する木片に対し犬が接触又は嗅ぐ行為を実行した場合、配置木片付近に犬が到達している段階で各種指導手指示実行が見受けられた場合、や犬が間違った木片を咥え上げた場合、当競技課目評価は「不合格(評価点=0)」とする。

選別作業中の確認を目的とする犬による木片に対する嗅ぎ当て行為や、極めて軽度接触は 当競技課目の「不合格(評価点=0点)」を引き起こさない。

犬による木片に対する押す、突く行為や木片の移動、又は正しい木片を嗅ぎ当てるに当たり数度に渡り確認行為を要する場合、減点とする。突く又は移動行為毎に「0.5~1評価」減点を引き起こす。作業が順序だてて効率的に実行されている限り、短い再確認行為は必ずしも評価点減点を引き起こすべきではない。

木片を落とす、噛み返し行為に関する詳細は「第5条、審査用一般ガイドライン」を参照。

第十競技課目 「遠隔操作による6姿勢変更」

係点4

使用声符 「伏臥」、「姿勢維持」、「停座」、「立止」、「伏臥」

「姿勢変更を促す声符」との視符兼用が認められる。片手又は両手使用が認められる。

実施要領

犬は指導手指示に従い静止位置を変更する事無く、姿勢を 6 回(**停座、立止、伏臥**)変更すべきである。

作業開始地点は互いに約 1 メートル離れた地点にて配置されている 2 つのマーカーの間に設定されている。二つのマーカーを結ぶ想像上の線が境界線を形成する。指示に従い、指導手は想像上の線(境界線)が接面を形成する様、その手前の作業開始地点において犬の伏臥姿勢移行を促す。

その後、指導手は指示された、犬の前方約 15 メートルにある地点へと進み、犬の方角へと向き直る。各指定姿勢は 2 回実行されるべきであり、最終姿勢を促す指示は「伏臥を促す指示」であるべきである。各姿勢実行順序は変更可能とするが、全出場者を対象に同一とする。スチュワードは指導手に対し略図又は電光表示板を用いて実行されるべき姿勢を示す。この場合、スチュワードは犬の姿勢変更を目視不可能な、約 3~5 メートル離れた地点にて姿勢実行表示を行うべきである。スチュワードは犬によって実行すべき姿勢の表示を約 3 秒毎に変更すべきである。

指導手による声符使用は必須とする。犬が指導手より離れた地点にて作業を行う場合、声符 発声時に視符を使用する事が認められるが、これら視符は声符発声と同時に使用される必 要がある。最終声符である「伏臥を促す声符」発声後、指導手は犬の右側面へと戻り、スチ ュワード指示にて犬に対し基本姿勢実行(脚側停座)を促す。

評価方法

姿勢変更速度、各姿勢の正確な実行及び維持並びに姿勢変更時に於ける実行位置変更の有 無に重点を置かれる審査が要求される。

犬が作業開始地点を如何なる方角へも合計一犬身以上の距離を移動した場合、当競技課目評価点は「不合格(評価点=0点)」とする。犬による離脱距離が一犬身に値する場合、最大獲得可能評価点は「5点」とする。離脱距離測定に当たり、犬が如何なる方角に対し実行した離脱距離(前進、後退、側面離脱)が合算される。

6 姿勢の内、犬が 1 姿勢を実行しなかった場合、獲得可能最高評価点は「7 点」とし、2 姿勢実行しなかった場合、当競技課目は「不合格(評価点=0 点)」とする。犬が指定された姿勢を飛ばし、代わりに次なる姿勢を実行した場合も「不合格」扱いとする。

合格評価点獲得には、犬は指導手指示に従い姿勢を最低5回変更する必要がある。

1 姿勢変更実行に当たり、犬が指導手による 2 指示を必要とした場合、最高獲得可能評価点は「8 点」とする。犬による特定姿勢実行を促す第二指示を無視した場合、採点上、姿勢未実行に値する。姿勢実行を促す初回追加・重複指示使用は「2 評価点」減点を引き起こし、続く姿勢変更実行に追加・重複声符が使用された毎に、「1 評価点」減点を引き起こす。

与えられた時間内にて姿勢変更を促す第 3 声符使用が認められるが、該当姿勢は審査上不 合格扱いとなる上、続く姿勢実行が与えられた時間内にて実行可能でなければならない。

過剰な音量における声符発声や、強調した又は長時間に渡る視符使用は評価点減点を引き起こす(当規程、第5条、審査用一般規程、参照)。

指導手が犬の元へ辿り着くまでに犬が停座姿勢に移行した場合、当競技課目の獲得可能最高評価点は「8点」とすべきである。

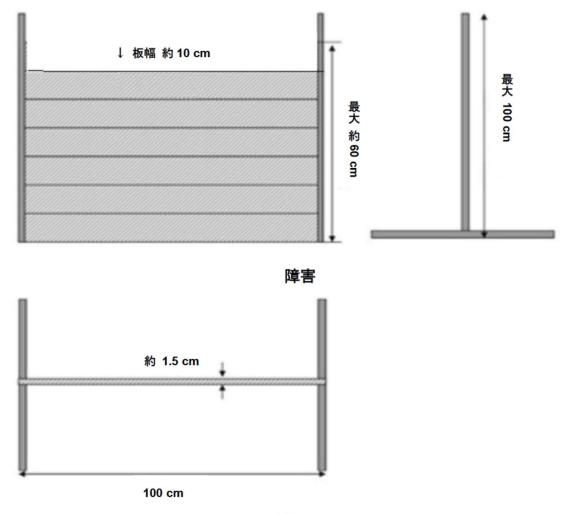
実行すべき全姿勢の内、3~4 姿勢が追加・重複声符使用により良い、明白な姿勢実行に至る場合、そして実施要領に定義されている他全課題が納得の行く内容で実行された場合に限り、合格評価点獲得を可能とする。

第7章 付録1.1

付録 1.1 障害 (ハードル)

「FCI オビディエンス・クラス 1、第八競技課目」、「FCI オビディエンス・クラス 2、第九競技課目」、「FCI オビディエンス・クラス 3、第八競技課目」で使用される障害の外寸法図「FCI オビディエンス・クラス 1」及び「FCI オビディエンス・クラス 2」に於ける「最高設定高は 50 センチ」、「FCI オビディエンス・クラス 3」に於いては「最高設定高は 60 センチ」とする。

障害の左支柱部品の高さは約1メートルとし、左右支柱部品下部の地面接地 T 字構造は障害安定強度を保障する必要がある。構造に応じ、左右支柱部品を繋ぐ地面接地部品の長さは80~100センチと推奨される。



付録 1.2 障害枠(ジャンプ)

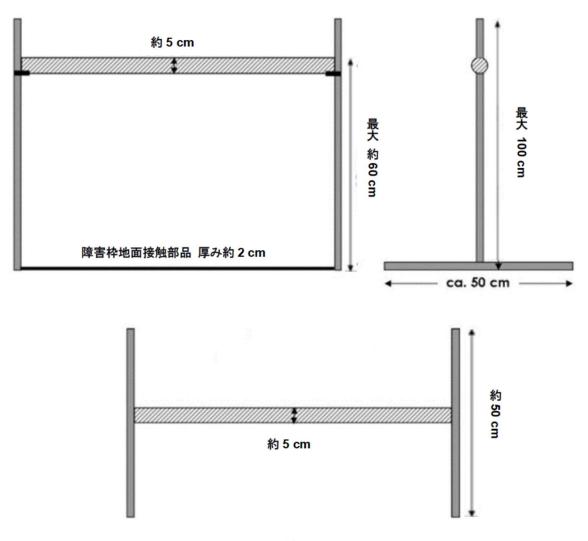
下記各 FCI オビディエンス・クラスで使用される障害枠の外寸法図

- ●「FCI オビディエンス・クラス 2、第九競技課目」
- ●「FCI オビディエンス・クラス 3、第八競技課目」

「FCI オビディエンス・クラス 2」における「最高設定高は 50 センチ」、

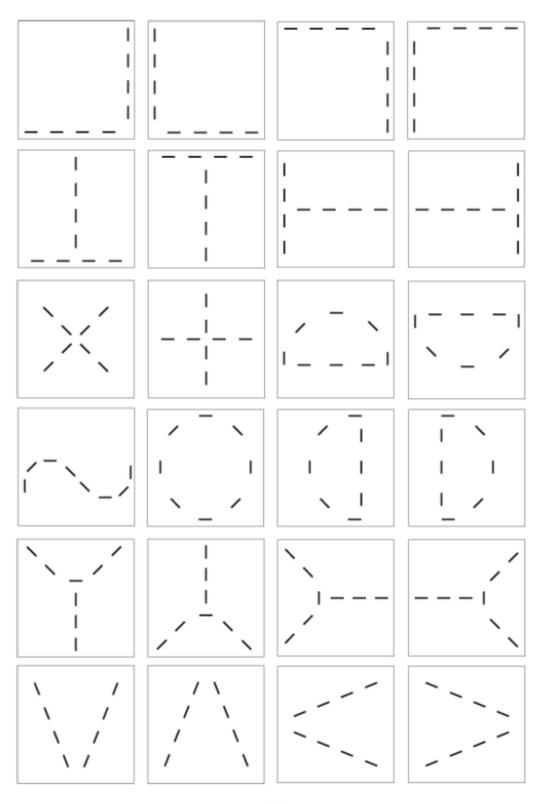
「FCI オビディエンス・クラス 3」は「60 センチ」とする。

飛越バーは前後に落ちる事が可能となる方法で設定される。障害枠下部には地上高 2 センチ以内の左右側面部品を接続する細い地面接地バーを設定可能とする。障害左右枠上部間に設定される飛越バーを受ける部品は強風時の飛越バー落下防止の為、湾曲形状を有する事が推奨される。左右障害枠下部の地面接地 T 字構造部の全長は最低 0.5 メートルとする。



付録 2 FCI オビディエンス・クラス 3、第八競技課目用、

各種木片配置パターン例



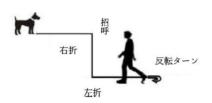
付録 3 FCI オビディエンス・クラス 3、第四競技課目「行進中の 2 姿勢及び招呼」 各種設定コース例及び、スチュワード用指示ガイドライン補足



スチュワード指示内容

「行進中の姿勢実行競技課目開始:

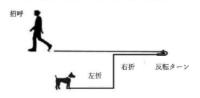
常歩前進、指示、右折、左折、招呼」



スチュワード指示内容

「行進中の姿勢実行競技課目開始:

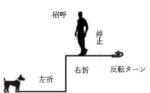
常歩前進、指示、右折、左折、反転ターン、招呼」



スチュワード指示内容

「行進中の姿勢実行競技課目開始:

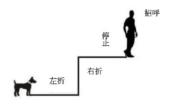
常歩前進、指示、左折、右折、反転ターン、招呼」



スチュワード指示内容

「行進中の姿勢実行競技課目開始:

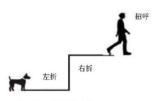
常歩前進、指示、左折、右折、反転ターン、静止、招呼」



スチュワード指示内容

「行進中の姿勢実行競技課目開始:

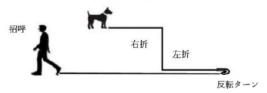
常歩前進開始、指示、左折、右折、静止、招呼」



スチュワード指示内容

「行進中の姿勢実行競技課目開始:

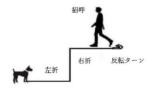
常歩前進、指示、左折、右折、招呼」



スチュワード指示内容

「行進中の姿勢実行競技課目開始:

常歩前進、指示、右折、左折、反転ターン、招呼」



スチュワード指示内容

「行進中の姿勢実行競技課目開始:

常歩前進、指示、左折、右折、反転ターン、招呼」



スチュワード指示内容

「行進中の姿勢実行競技課目開始:

常歩前進、指示、

左折、右折、反転ターン、静止、招呼」

FCI オビディエンス・クラス **3** 第四競技課目

付録4 コーン配置パターン例(コーン群回り作業実施競技課目共通)

下記は「FCI オビディエンス・クラス 1 、第八競技課目(1.8)」、「FCI オビディエンス・クラス 2、 第九競技課目(2.9)」及び「FCI オビディエンス・クラス 3 、第八競技課目(3.8)」 用コーン群配置例である。設定されるコーン群の配置範囲面積の幅、奥行きは共に 70~80センチと厳守されるべきである。

全チャンピオンシップ級競技会に於ける「コーン群」使用は必須とする。通常競技会におけるバレル代用のみ認められる。

配置面積の幅、奥行きは共に約 $70\sim80$ センチ、各コーンの高さは $40\sim50$ センチとする。 コーン 1 本当たりの底辺が約 25×25 センチと想定した場合、コーン 3 本を横又は縦に並べた場合、合計75 センチとなる。これにより、必要に応じコーン間に $2\sim3$ センチの間隔を空ける余裕が生じる。

コーン 2本(コーン 4本は四角を形成する)を配置するに当たり、コーン間の間隔を約 20センチ取る事が可能となる。

「FCI オビディエンス・クラス 1」においてコーンを密接に配置する事が推奨されるが、犬によるコーン間通り抜け行為の誘惑を下げる為、より多くのコーン配置が推奨される。







コーン群配置パターン例

配置面積は $0.4 \sim 0.5$ 平方メートル、各コーンの高さは約 $40 \sim 50$ センチとする。







又は**直径 70~80 センチのバレル (樽)** を配置する。



付録 5 指定範囲「スクエア」設定用補足情報

「FCI オビディエンス・クラス 1、 第五競技課目(1.5)」、「FCI オビディエンス・クラス 2、 第五競技課目(2.5)」及び、「FCI オビディエンス・クラス 3、 第六競技課目(3.6)」に おける指定範囲「スクエア」(ボックス)設定及び各境界線設定及びコーン配置方法。

